GC65
27
75W05180

GC65
27
エト P70-

東京市役所編纂

東京市史稿

宗教篇第二

發行所寄贈本

東京市史稿

宗教篇第二目次

二　徳川氏入國以前（二）

深大寺鑄鐘（紀元二〇三六）、（深大寺鐘、同鐘銘）……一
深大寺事蹟（一）、深大寺鑄鐘事蹟（七）……一
吉良治家鶴岡八幡寄附……一三
鶴岡八幡寄進地事蹟、弦卷八幡事蹟……一四
舍人西門寺（淨土）……一五
是英示寂……一五
是英事蹟……一五
淺草寺回祿、其鑄鐘……一七
淺草寺回祿事蹟（一七）、淺草寺鑄鐘事蹟（一八）……一七
萬滿寺（禪）草創……二〇

75W05180

　萬滿寺草創事蹟……二〇
日山示寂……二一
　日山事蹟……二一
小野路萬松寺(禪)事蹟……二二
　萬松寺事蹟……二二
泉藏寺、附、地類權現……二三
　泉藏寺事蹟(二四)、地類權現事蹟(二五)……二四
壽福寺(禪)造營(紀元二〇四二)……二五
　壽福寺事蹟……二六
泊船寺(禪)草創……三四
本光寺(法華)草創……三五
　本光寺事蹟……三五
橘神社田園寄附、附、大戸社(紀元二〇四四)……三九
　橘明神蓮乘院事蹟(三九)、大戸社事蹟(四一)……三九
深大寺佛畫施入……四二
　深大寺佛畫施入事蹟……四二
川崎眞福寺(眞言)再興……四三

法禪寺(淨土)草創……四三
增上寺改宗(淨土)(紀元二〇四五)……四八
　光明寺改宗事蹟……四八
日什示寂(紀元二〇四六)……五七
　日什事蹟……五七
眞光寺(天台)中興(紀元二〇四八)……五九
　眞光寺中興事蹟……五九
善玖示寂……六一
　善玖事蹟……六一
壽德寺(眞言)草創……六三
小石川諏訪神社勸請傳說(紀元二〇五〇)……六四
　小石川諏訪神社勸請說……六四
領家實相寺(法華)中興……六七
辻村蓮光寺(眞言)創建、附、氷川社……六八
　辻村氷川社事蹟、蓮光寺事蹟……六八
府中稱名寺(時宗)草創傳說……七〇
川崎稱名寺(淨眞)……七一

三寶寺（眞言）草創（紀元二〇五四）……七二
三寶寺事蹟（七二）、禪定院事蹟（七九）、愛宕權現事蹟（八〇）、石神井明神事蹟、三寶寺池事蹟（同上）、石神井城事蹟（八二）……七二
日堯示寂……八五
安樂寺（眞言）……八六
深大寺鐘改鑄勸進……八六
宮內村春日社、附、常樂寺……八七
角筈熊野神社勸請（紀元二〇六三）……八八
十二社權現事蹟……八九
勝寶寺造立計畫……九七
川崎山王社納經……九七
寫經施入事蹟（九八）、山王社事蹟（九九）……九八
威光寺鑄鐘（紀元二〇六五）……一〇一
圓通寺鰐口……一〇二
榮福寺再建計畫……一〇二
板橋乘蓮寺（淨土）創建……一〇四
妙覺寺（法華、後安穩寺）創建……一〇八

東善寺（眞言）……一一〇
祥林寺（禪）再興……一一〇
祥林寺事蹟……一一〇
二宮社法華經施入……一一二
二宮神社事蹟……一一二
傳通院權輿（紀元二〇七五）……一一六
傳通院起原諸說……一一六
小石川氷川社勸請……一二二
小石川氷川社、宗慶寺事蹟……一二三
上今井金藏寺（淨土）……一三一
高幡金剛寺（眞言）造營……一三二
高幡不動（金剛寺）事蹟……一三二
聖冏示寂（紀元二〇八〇）（聖冏木像）……一四四
聖冏事蹟……一四四
永源寺（禪）草創……一六〇
永源寺事蹟……一六一
日慧示寂……一六二

天陽院（淨土）……一六三
木下川藥師堂（天台、淨光寺）寺領寄附（紀元二〇八六）……一六三
　淨光寺事蹟……一六三
光圓寺（淨土）中興……一七三
　光圓寺事蹟……一七四
飯倉熊野神社、附、正宮寺……一七八
　熊野神社事蹟……一七八
智清寺（淨土）創建、附、木下稻荷……一八一
興善寺（禪）草創……一八三
　龍鳳寺（興善寺）事蹟……一八三
妙蓮寺（法華）……一八六
成願寺（禪）草創……一八六
　正觀寺（成願寺）事蹟……一八七
日饒示寂（紀元二〇八八）……一九二
　日饒事蹟（一九二）、妙典寺事蹟（一九三）……一九二
六所明神納經（紀元二〇八九）……一九三
和田八幡勸請傳說寶仙寺（眞言）移轉、附、中野塔傳說……一九五

　大宮八幡社事蹟（一九六）、寶仙寺事蹟（二〇一）、中野塔（二〇九）……一九六
品川稻荷社造營、附、貴船社（品川天王）……二一一
　品川稻荷社事蹟（二一一）、品川貴船社事蹟（二一六）……二一一
日行示寂……二二一
　日行事蹟……二二一
東寺尾白幡明神勸請……二二二
立石南藏院（眞言）中興開山賢覺示寂、附、熊野社……二二三
　立石熊野社、南藏院事蹟……二二三
上杉教房陣淺草寺（紀元二〇九九）……二二九
府中妙高院（眞言）再興……二二九
性通示寂……二三一
聖聰示寂（紀元二一〇〇）（聖聰畫像）……二三一
　聖聰事蹟……二三二
羽田十王堂建立……二三九
行元寺納大般若經（紀元二一〇四）……二三九
　行願寺事蹟（二四〇）、行元寺緣起（二四五）……二四〇
葛西川東漸寺（天台）草創……二四八

長譽示寂……二四八
妙國寺(法華)再興、附、諏訪社(妙國寺文書)……二四八
　妙國寺事蹟(二四九)、諏訪社事蹟(二五七)……二四九
乘祐示寂……二五九
日福示寂……二五九
戸田羽黒權現勸請……二六〇
東昌寺(天台)起立……二六一
日壽示寂(紀元二一一二)……二六一
　日壽事蹟……二六一
感應寺(法華)草創……二六二
　感應寺事蹟……二六二
善徳寺(淨土)草創……二六六
聖徳寺(淨土)中興……二六七
慶竺示寂……二六八
酉仰示寂(紀元二一一九)……二六八
　酉仰事蹟……二六八
吉祥寺(禪)起源……二七〇

　吉祥寺事蹟……二七〇
榮源示寂……二七三
錫杖寺(眞言)草創(紀元二一二〇)……二七三
　錫杖寺事蹟……二七四
淺草寺炎上……二七五
願行寺(淨土)、長徳寺(時)、東光院草創……二七六
　願行寺事蹟(二七六)、長徳寺事蹟(二七八)、大龍寺(二八〇)……二七六
大井鹿嶋社勸請說……二八一
　鹿嶋社事蹟……二八二
宥深示寂……二八四
宗俊示寂……二八四
　宗俊事蹟……二八四
鶴見東福寺(眞言)中興……二八五
　東福寺(子安觀音)事蹟……二八五
圓通寺(天台)草創……二九〇
正圓寺(天台)……二九一
駒込妙義社勸請傳說……二九一

駒込妙義社事蹟……二九一
湯島天神勸請諸說……二九五
湯島天神事蹟(二九六)、眞光寺天神(櫻木神社)事蹟(三〇七)……二九六
細山香林寺(禪)……三〇九
西音寺(眞言)草創……三一〇
常照院本尊由來……三一一
正覺院(眞言)改稱西光院……三一二
下戸田正覺院(眞言)創建……三一二
泉龍寺(天台)、淸光寺(同)草創……三一三
泉龍寺事蹟(三一三)、淸光寺事蹟(三一四)……三一三
日意示寂(紀元二一三三)……三一五
日意事蹟……三一五
玄欣示寂……三一七
横曾根吉祥院(眞言)……三一七
然譽示寂……三一八
青松寺(禪)創建(紀元二一三六)……三一八
青松寺事蹟……三一九

平河天神勸請(紀元二一三八)……三二二
平河天神事蹟(三二三)、平河天神緣起(三三三)……三二三
筑戸明神、筑戸八幡勸請(紀元二一三八)……三三五
津久戸明神勸請事蹟(三三七)筑戸八幡事蹟(三四六)……三三七
麻布氷川社勸請……三五〇
麻布氷川社事蹟……三五一
聖觀示寂(紀元二一三九)……三五六
聖觀事蹟……三五六
勝國寺(眞言)草創……三六二
法音寺(淨土)、源光寺(同)、宗光寺(同)草創……三六四
法音寺事蹟(三六四)、源光寺事蹟(三六五)、宗光寺事蹟(同)……三六四
御穗神社勸請……三六七
御穗神社事蹟……三六八
弘德院(禪)草創(紀元二一四〇)……三七一
弘德院(豪德寺)開創事蹟……三七一
小金東漸寺(淨土)創建……三七六
全棟寺(淨土)草創、附、源證寺、德性寺……三七七

全棟寺事蹟(三七七)、源證寺德性寺事蹟(三七九)……三七七

宥鑁示寂……三七九

稲付普門院事蹟……三七九

世田ヶ谷淨德院(禪)創建(紀元二一四六)……三八〇

淨德院事蹟……三八〇

山王神社勸請……三八二

山王權現(三八三)、山王神社勸請事蹟(三九三)……三八三

五條天神……四〇一

五條天神事蹟……四〇一

金剛寺(禪)再興、附芳林院……四一一

小石川金剛寺芳林院事蹟……四一一

市ヶ谷八幡若宮八幡勸請……四二四

市ヶ谷八幡事蹟(四二四)、茶ノ木稲荷(四三〇)、若宮八幡事蹟(四三一)……四二四

多聞寺(眞言)再建……四三三

小日向氷川神社勸請……四三四

小日向氷川社事蹟……四三五

玉藏院……四三六

淸光寺、紀州明神、七佛、六阿彌陀(四面佛石塔)……四三六

淸光寺事蹟(四三八)、七佛(四四一)、紀州明神事蹟(四四三)、若宮八幡(四四五)、西福寺(禪)事蹟(同)、無量寺(眞言)事蹟(四四七)、與樂寺(眞言)事蹟(四四九)、長福寺(天台)事蹟(四五四)、常光寺(禪)事蹟(四五七)、延命寺(眞言)事蹟(四六〇)、性翁寺(淨土)(四六四)、六阿彌陀說(四六四)……四三八

小手指新光寺(眞言)……四七七

明福寺(淨眞)草創……四七九

明福寺事蹟……四七九

大宮東光寺(禪)、附黑塚……四八一

東光寺、黑塚事蹟……四八一

善性寺(法華)草創……四八四

妙蓮寺(法華)草創……四八五

大森大林寺(法華)草創……四八五

古千谷全學寺(淨土)草創……四八六

永安寺、附氷川社……四八六

永安寺、氷川社事蹟……四八六

板橋東光寺(淨土)草創……四九〇

伊興源正寺(眞言)……四九一
澁谷八幡勸請說……四九一
　澁谷金王八幡勸請事蹟……四九二
澁谷永川社、附、寶泉寺(天台)……五一〇
　澁谷氷川社、寶泉寺事蹟……五一〇
普門院(眞言)草創……五一三
　普門院事蹟……五一三
光岡示寂(紀元二一五二)……五一九
　光岡事蹟……五一九
松月院(禪)草創……五二〇
　松月院事蹟……五二〇
淺草寺燒亡再建(紀元二一五三)……五二五
聰林示寂……五二五
花又寶性寺(淨土)草創……五二五
安行金剛寺(禪)創建……五二六
溝口宗隆寺(法華)改宗(紀元二一五六)……五二八
　宗隆寺事蹟……五二八

保正寺(禪)中興改宗(紀元二一五八)……五三二
性翁寺(淨土)草創說……五三四
中郷福嚴寺(禪)、榮壽院(同)建立說……五三四
　福嚴寺事蹟、榮壽院事蹟……五三五
良範示寂……五三七
日調示寂……五三七
戸塚稻荷社勸請……五三八
長嶋清光寺(淨土)草創……五三八
淨土寺(淨土)移轉……五三八
　淨土寺事蹟……五三八
善照寺(眞言)草創……五四一
　善照寺事蹟(五四一)、國分尼寺說(五四二)……五四一
養福寺(眞言)中興……五四三
和泉玉泉寺(天台)創建……五四四
末吉寶泉寺(禪)草創……五四五
　寶泉寺事蹟……五四五
了聞示寂(紀元二一六五)……五四七

了聞事蹟……五四七
龜戸慈光院(禪)……五四九
慈光院事蹟……五四九
祐崇示寂(紀元二一六九)……五五一
祐崇事蹟……五五一
大善寺(禪)開基青雲歿(紀元二一七三)……五五一
志村圓福寺(禪)創始……五五三
圓福寺事蹟……五五三
德正寺(天台)……五五五
舜德示寂(紀元二一七六)……五五五
舜德事蹟……五五五
智雲示寂、附花岳院……五五七
智雲事蹟……五五八
愚底示寂……五五九
愚底事蹟……五五九
下戸田常福寺(淨土)……五六〇
正空示寂……五六〇

印融示寂……五六一
印融事蹟……五六一
舍人金剛院(眞言)草創……五六二
川崎明長寺(天台)……五六二
明長寺事蹟……五六二
靜勝寺(禪)草創……五六三
靜勝寺事蹟……五六三
善通寺(淨眞)火……五六八
善通寺事蹟……五六八
莊嚴寺(眞言)創建……五七〇
莊嚴寺事蹟……五七〇
觀音寺(天台)草創……五七三
觀音寺事蹟……五七三
板橋良辨塚、南藏院……五七四
醫王寺(天台)……五七五
能滿寺(眞言)……五七六
鷺ノ宮八幡、福藏院(眞言)……五七六

目次

彭壽示寂(紀元二一八一)……五七八
　彭壽事蹟……五七八
新宿立增寺(法華)……五七八
秀英示寂……五七九
淺草寺內錢瓶辨才天……五七九
　錢瓶辨財天來由……五七九
海德寺(法華)草創……五八四
泉谷寺(淨土)草創(紀元二一八三)……五八四
　泉谷寺事蹟……五八五
法恩寺(法華)草創說……五八八
　法恩寺事蹟……五八九
藥林寺(眞言)再興……六〇六
大法寺(法華)草創(紀元二一八六)……六〇七
　大法寺事蹟……六〇七
横曾根本覺寺(法華)……六一二
本行寺(法華)草創……六一二
　本行寺事蹟……六一二

小岩善養寺(眞言)草創……六一三
　善養寺事蹟……六一四
常行三昧寺(天台)中興(紀元二一八七)……六一六
　常行寺事蹟……六一六
木下川萬福寺(眞言)草創……六一九
常在寺(法華)草創、附、香林寺……六二〇
　常在寺、香林寺事蹟……六二〇
神太寺(禪)草創……六二五
　神太寺事蹟(雲松院)……六二六
圓勝院(眞言)中興……六二八
古千谷淨光寺(淨土)草創……六二九
東覺寺(眞言)草創(紀元二一九一)……六二九
　東覺寺事蹟……六二九
海藏寺(禪)移轉……六三一
順孝示寂(紀元二一九二)……六三二
寺島法泉寺(禪)再興……六三三
　法泉寺事蹟……六三三

寶蓮寺(眞言)中興……六三六
西念寺(淨土)草創……六三七
龍藏寺(眞言)草創……六三八
光福寺(眞言)草創……六三八
菅村法泉寺(天台)中興……六三九
　法泉寺事蹟……六三九
元譽示寂……六四三
天智庵(淨土)草創(紀元二一九三)……六四三
　天智庵事蹟(天德寺)……六四四
實海示寂……六四七
　實海事蹟……六四七
龍眼寺(天台)草創說……六四八
　龍眼寺事蹟……六四八
淺草寺炎上(紀元二一九五)……六五〇
玄欣示寂……六五一
　玄欣事蹟……六五二
新里德性寺(淨土)……六五二
品川清德寺(禪)再建……六五三
　清德寺事蹟……六五三
無禮神明社勸請(紀元二一九七)……六五七
和銅寺火(紀元二一九八)……六五七
西光寺(淨土)……六五九
景春示寂(紀元二一九九)……六六〇
　景春事蹟……六六〇
法幢院(眞言)……六六〇
常樂寺(天台)改稱光明寺(淨眞)(紀元二二〇〇)……六六一
　光明寺事蹟……六六一
明源寺(禪)草創……六六三
北平柳眞福寺(眞言)創建……六六四
良筠示寂……六六四
　良筠事蹟……六六四
周陽示寂……六六五
　周陽事蹟……六六五
覺願寺(眞言)……六六六

下小田中安樂寺（禪）、附、大戸明神……六六六
西迎寺（淨土）創建傳說……六六八
　西迎寺事蹟……六六八
宗參寺（禪）草創……六七八
　宗參寺事蹟……六七八
中野慈眼寺（眞言）草創……六八二
世田ヶ谷八幡（宇佐神社）勸請……六八三
　世田ヶ谷八幡事蹟……六八三
唯念寺（淨眞）草創……六八七
澁谷長泉寺（禪）起源……六八八
　長泉寺事蹟……六八八
興善寺（禪）中興（紀元二二〇六）……六九四
由木永林寺（禪）草創……六九五
　永林寺事蹟……六九五
文濟示寂（紀元二二〇七）……六九五
　文濟事蹟……七〇一
本照寺（法華）改宗……七〇一

日陽示寂（紀元二二一〇）……七〇二
圓福寺（眞言）……七〇二
高田寶泉寺（天台）再興……七〇三
　寶泉寺事蹟……七〇三
日純示寂……七一二
　日純事蹟……七一二
淨心寺（法華）創建（紀元二二一〇）……七一三
　淨心寺創建事蹟……七一三
實相寺（法華）草創……七一八
泉澤寺（淨土）移轉……七一九
　泉澤寺事蹟……七一九
周仰示寂（紀元二二一一）……七二四
　周仰事蹟……七二五
竹ノ塚延命寺再建說……七二六
岩淵八幡社領寄附……七二六
　岩淵八幡社事蹟……七二六
祝言寺（禪）草創……七二八

廣德寺(淨土)草創說(紀元二二一二)……七三〇
仲台寺(淨土)草創……七三〇
上小田中長福寺(眞言)附、八幡社……七三一
吟翁示寂(紀元二二一四)……七三二
　吟翁事蹟……七三二
滿願寺(眞言)再興、附、誓音寺……七三六
　滿願寺事蹟……七三六
東岡寺(禪)中興……七四二
　東岡寺事蹟……七四二
瀧ノ川金剛寺(眞言)復興……七四七
　金剛寺事蹟……七四七
三河島觀音寺(眞言)草創……七五一
吾嬬神社創建、附、寶蓮寺……七五二
　吾嬬神社事蹟……七五三
山口觀音放光寺(眞言)中興……七六七
　山口觀音堂(放光寺)事蹟……七六八
安松長源寺(禪)草創、附、氏照院……七七四

　長源寺事蹟……七七四
拜島大日堂再建……七七六
　拜島大日堂事蹟……七七七
德陽示寂……七八一
　德陽事蹟……七八一
龜戶光明寺(天台)草創……七八一
珠明院(禪)……七八二
鳩谷千手院(禪)、淺間社……七八二
中延妙見社勸請(略元二二一六)……七八五
　妙見社事蹟……七八五
龍光寺(眞言)草創……七八七
寶積院(眞言)……七八七
高圓寺(禪)、附、桃園觀音……七八八
　高圓寺事蹟……七八八
總泉寺中興……七九一
瀧野川正受院(淨土)草創……七九二
　正受院事蹟……七九二

鳳林寺(禪)草創(紀元二二一八)……七九四
長源寺(禪)草創……七九五
新里泉藏院(眞言)……七九六
龍昌寺(禪)草創……七九六
　龍昌寺事蹟……七九六
長德寺(淨眞)移轉(紀元二二一九)……七九八
經覺寺(淨眞)移轉……八〇〇
今泉延命寺(淨土)中興……八〇〇
泉福寺(眞言)……八〇二
勝養寺(眞言)……八〇二
靑戸法問寺(淨土)草創……八〇三
專修寺(淨土)草創……八〇三
　專修寺事蹟……八〇三
長泉寺(禪)草創……八〇五
新宿正受院(淨土)創建(紀元二二二〇)……八〇六
　正受院事蹟……八〇六
極樂寺(眞言)草創……八〇九

雜司ヶ谷鬼子母神出現(紀元二二二一)……八一〇
　雜司ヶ谷鬼子母神事蹟……八一〇
日現示寂、附、本隨寺……八二一
　日現事蹟、本隨寺……八二二
矢ノ口明覺寺(禪)中興……八二三
牛込寶泉寺(禪)創建……八二四
　寶泉寺事蹟……八二四
天啓示寂(紀元二二二二)……八二八
　天啓事蹟……八二八
小松川西蓮寺(眞言)……八二九
桑川稱蓮寺(淨土)……八二九
目黑大鳥神社勸請……八三〇
　大鳥神社事蹟……八三〇
巢鴨東福寺(眞言)草創……八三四
禪芳示寂(紀元二二二四)……八三四
淨光院(禪、後祥雲寺)草創……八三五
　祥雲寺事蹟……八三五

壽林寺(淨眞)草創……八三九
深澤三島社勸請……八四〇
大藏氷川社再建(紀元二二二五)……八四〇
　大藏氷川社事蹟……八四〇
常照寺(天台)草創……八四三
立石西圓寺(眞言)草創……八四三
牛御前社領寄進(紀元二二二八)……八四四
　牛御前事蹟……八四五
小松川永福寺(眞言)……八五八
入間明照院(天台)、附、糟嶺明神……八五八
喜多見光傳寺(淨土)草創(紀元二二二九)……八六〇
喜多見氷川社再興(紀元二二三〇)……八六〇
　喜多見氷川社事蹟、附、禱善寺……八六一
古川安養寺(眞言)草創說……八六五
　古川藥師事蹟……八六六
行善寺(淨土)移轉……八七八
　行善寺事蹟……八七八

東寺方壽德寺(禪)再興、附、延命寺……八八一
　壽德寺事蹟……八八二
雜色多田權現社勸請……八八四
誠諦庵……八八四
日野東光寺廢絕……八八五
正覺寺(禪)草創……八八七
白子地福寺(天台)……八八九
　地福寺事蹟……八八九
持寶院(眞言)草創說……八九一
　持寶院事蹟、附、龜高稻荷……八九一
美女木八幡宮勸請……八九四
　美女木八幡事蹟……八九四
上小松西藏院(眞言)再興……八九六
青戸成就院(眞言)草創……八九七
小谷野寶性寺(眞言)草創……八九七
東小松川正德寺(眞言)……八九八
妙海寺(法華)……八九八

加瀬壽福寺(淨土)……八九九
吹上觀音堂東明寺(禪)……九〇〇
　吹上觀音堂事蹟……九〇〇
二子光明寺(淨眞)草創……九〇三
鹿嶋田鹿嶋社淨蓮寺(法華)……九〇四
宗鳳示寂……九〇五
　宗鳳事蹟……九〇五
富士行者書行登嶽……九〇六
　角行事蹟……九〇六
南品川本覺寺(天台)草創……九一二
麹谷八幡宮勸請説……九一三
補遺
東京市史稿宗教篇第一……九一四

目次了

東京市史稿

各記第六　東京市宗教史第二

第壹章　前記

第一節　徳川氏入國以前　一

深大寺鑄鐘

永和二年丙辰 ○南朝天授二年、紀元二〇三六年。 深大寺 ○北多摩郡神代村字宿分所在。 ノ梵鐘ヲ鑄ル。深大寺ハ天平建立ノ法相宗ノ古刹ニシテ、貞觀中天台宗ニ改ムト稱スレド、屢池魚ノ災ニ罹リ、悉ク舊記ヲ失フトイヒ、緣起ハ遙ニ後世ニ成レバ、寺傳ヲ立證スベキ典據タラズ。タヾ鐘銘等ニヨリテ南北朝以上ノ舊刹タリト爲スベキ而已。○四神地名錄。調布日記。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏野話。遊歷雜記。武藏通志。管領九代記。大日本地名辭書。

深大寺事跡

深大寺

當寺〇深大寺。ハ關東にても舊地と稱し、天平五年〇紀元一三九三年。滿功上人の開基にて、古しへは法相宗の寺なりしといふ。聖武帝廢帝平城帝淸和帝の御勅願所なり。淸和天皇の御宇、山門西塔の開祖惠亮和尙勅によつて當寺伐賜ふ。本尊、寶冠阿彌陀如來、惠心の作之。御朱印五十石。東照權現樣の御時代、守護不入御判物頂戴と云。

本堂の西北の隅に池有り。不動明王影向池と稱せ。惠亮當國ハ勝地を求メ給ふ時に、虚空にむかひ不動の利劍を提上給ひしに、當山の石上へ下る。是を今劍立石といふ。また此所の地主深砂大王ト云なり。天平勝寶年中に建立にて、滿功上人の作之。外には八幡宮八劍大權現東照權現樣の御社なり。鎭守の社の後に淸泉有り。深砂大王影向の地、泉の中に影向石と稱せるもなり。池中に辨天毘沙門吉祥天の小社も有り。

さて此寺は、谷保村天滿宮の別當安樂寺ハ本尊たるによつて、安樂寺の什物こと〲く此寺に有り。中にも義經公幷家臣武藏坊辨慶伊勢の三郎龜井六郎、右四人の書寫有りし法華經の文四卷有りて、一卷つゝの自筆と云ひ傳ふ之。院主へたのみ一覽せしに、時代紙にして至而古く、一卷つゝにて書跡のかわり有りて、何れをなしらぬ書なり。眞物なるへし。あらし義經公の筆跡といふは信しかたし。僕京都において義經公の眞跡とて見し事有りしに、武勇智謀とは違ひて、書ハ至而の愚筆之。此寺に有る義經の書といふは大槩の能筆之。爰を以見きハうたかひなきにならに。また津戸ノ三郎爲守甲冑の藥師といふは、方一寸あまりハ厨子のうち、藥師佛並十二神の小佛を安置せり。本佛の像にて、沉香を以てきさみし佛にて、其細みつなる事目を驚せほとの細工なりし。古物とは見へ侍りき。

――四神地名錄

かねて寶物の品をみんと、里正をしていはしめしに、いざといへば、いそぎ銘をよみさして、本堂にいり客殿に座す。主僧は病重ければ、伴僧寶物をもちいでゝみせつ。慶安二年に僧の書し眞名の緣起一卷、享保七年十一月十一日參議右中將藤原公尹書之といへる繪詞二卷繪一卷。詞一卷。をひらきてよむ。假名の詞は大むね眞名の文によりて、かきしものなり。文長ければとくうつす事あたはず。ところ〲懷紙のはしに書つけて、やとりにかへり、とく筆とりて大意をしるす。一時胸臆の中に書つけぬれば、ひが覺へもおぼつかなしや。

武藏國多摩郡浮岳山昌樂院深大寺は、むかしむさしの國多摩郡柏野村今佐須に獵師あり。名を右近といふ。年頃山にいりて鳥獸をとり、水に望みて漁を業とす。あるやんことなき女來りて妻となる。名を虎といふ。此妻夫の殺生をいましめていはく、今殺す所のものは、いつれの代の父母にてやあらん、子孫にやあらん、かならず殺生をやめ給へといふ。夫その心にしたがひて、狩漁をやむ。ついに一人の娘をもちて、いつきかしづきしに、福滿といふ童子來りて、此娘にあひ逢ひしかば、父母大にいかりて、わが娘は高貴の人にもさゝげんと思ふに、名もなきものゝ密通するはよからぬ事なりとて、娘を池の中島に置て人にあはしめず。福滿、もろこし玄奘三藏渡天の時流砂川にいたりて佛を念せしかば、深砂王あらはれ給ひて、川をわたし玉ひし事を思ひて、一心に念しければ、一の龜あらはる。福滿その甲にのりて島にいたり、娘にあふ事を得たり。父母この不思議を見て、則その娘を福滿にめあはせて、一の男子をもてり。父母の願ひによりて、出家して滿功上人といふ。天平五癸酉年〇紀元一三九三年。此地に一宇を建立して寺となし、深砂王を祭り、又島の中に辨財天と吉祥天女とをまつりて、龜島辨

天といふ。又一佛を刻まんと思へど、その形をしらず。時に新羅より畫像の來れるをうつして、その像を刻まんとするに、七月七日玉川の流れに靈木を得て、藥師三軀を刻む。一つは此地、一つは下野、一つは出羽に安置す。時に天平勝寶二庚寅年（〇紀元一四一〇年。）正月十七日、寅歲寅月寅日寅刻なり。四十七代廢帝の時、額を賜はりて、浮岳山深大寺といふ。その妻の名の虎と夫のすゝめる柏野村の名によりて、虎柏神社あり。又藥師の像は虎柏山祇園寺におさむ。（天台宗深大寺末。）妻虎は藥師佛の化身なり。福滿童子は多聞天の化身なり。これ逆緣なりといへども、淫慾の念よりして佛の道にいらしめ給ふ方便となん。いつの頃にやありけん。鎌倉の武士の子此寺の二王門のもとにあそび居しが、忽然として見えず。まさしく二王の呑給へるにて、二王の唇にそのしるしあり。武士大にいかりて堂を破却し、その二王の埋めし所を仁王塚といふとぞ。五十六代淸和天皇貞觀年中、武藏國司藏宗卿叛逆のとき、山門西塔の開祖惠亮和尙に命して、これを祈らしむ。和尙當國の國分寺にいたり、虛空にむかひて不動の利劍を投上給ひしに、當山の石上に下る。これを劍立石といふ。逆川といふ川もあり。藏宗卿誅に伏してのち、深大寺七村を賜り、法相宗を轉じて天台宗となる。其後野火の災にかゝりて盡く失にしを、世田ヶ谷庄吉良の御所ふかく信して、再び堂を營み、波平行安の刀一振を寄附す。（長四尺五寸ばかり。無銘の刀なり。土中よりも出しにや、さびつきて甚古し。）しかれば聖武帝廢帝淸和帝の御勅願所なり。當代となりて御朱印五十石、守護不入の御判物を頂戴すといふ。（略取意云々。）

——調布日記

深大寺。村（〇深大寺村。）ノ中程ヨリ南ヘ寄テアリ。今寺領五十石ノ御朱印ヲ賜フ。天台宗東叡山ノ末、浮岳山昌樂院ト號ス。天平五年（〇紀元一三九三年。）ノ建立ニシテ、開山ハ滿功上人ナリ。古ハ法相宗ナリシガ、貞觀年中惠亮和尙住職ノ時改宗セシト云。慶安三年（〇紀元二三一〇年。）ノ二月第五十七世辨盛上人ノ記セシ縁起アリ（〇下ニ其略ヲ出ス。）

正保三年（〇紀元二三〇六年。）ノ春回祿ニアヒテ、經疏靈佛靈寶、及諸梵記縁起等コトゴトク烏有トナレリト云云。

今ノ堂宇ハ皆コノ後ノ再建ナリ。（〇中略。）

辨盛上人ノ記セシ縁起アリ。ソノ文ノ略ニ、聖武天皇ノ御宇、當所柏野ノ里ト云ハ、今ノ佐須村ノコトナリトゾ。其里ニ右近某ト云長者アリ。畋獵ヲコノミテ鳥獸ソコバクノ生命ヲ害セリ。曾テ妻女ヲ求メントシテ普ク遠近ヲ尋ケレドモ、心ニ協ヒシ者ヲ得ズ。アル時イヅコトモナク一人ノ女來リテ、ヤドノ妻トナランコトヲ請フ。ソノ名ヲ問ヘバ虎ト云ト答フ。天成麗質アリテ百美自ラ備レリ。已ニ夫婦トナリテヨリ常々夫ヲ諫テ殺生ノ業因ノ甚キコトヲ諫ム。コヽニ於テ少シクソノコトヲ信シテ殺業ヲ止タリ。ソノ後一女ヲ生ム。已ニシテ年十二三ニ及ブ比、タマタマ童子福滿ト云者アリテ、カノ童女ヲ慕ヒ、シバシバ文書ヲヨセシカバ、終ニ密通ノ譏ヲ得タリ。コノ福滿モト誰ガ家ノ子ト云コトモ知レザリシカハ、父母カナシミニタヘズシテ、禁ズレトモヤマズ。コヽニ於テ湖中ノ嶋ヲタツチ、宮室ヲ營ミテ、童女ヲカシコヘ移リ住シム。童子コレヲ知リテ尋至ラントセシカド、船筏ナケレハソノ所ニ渡ルベカラス。ヨリテ三藏玄奘師ノ流沙河ヲ渡ラレシ古ヲ思ヒ、水神深砂（或ハ眞蛇）大王ヲ祈リテ誓ヘルハ、モシワレ湖水ヲ越ルコトヲ得バ、神明ヲ崇メ祭リテ長ク湖水ノ主トシ、且當鄕ノ鎭守ト仰キ參ラセント誓ヒシニ、丹心空シカラズ、忽チ靈龜浮ミ出ケレバ、ソレニ乘シテ難ナク嶋ニ至リケリ。雙親カノ善神ノ冥助アルコトヲ感シテ、ツイニ婚姻ノコトヲユルシケリ。程ヘテヒトリノ男子ヲ儲ケタリシニ、イト聰明ニシテ天機發越セリ。長スルニ及ンテ大夫語テ云、我昔大願アリシガ未果サズ、汝早ク釋門ニ入テ父母ノ恩ヲ

報セヨト。コヽニ於テ薙髪シテ南京ニ至リ、大乘法相ヲ學ビ、廣ク白法ノ深義ヲ窮メテ本國ニカヘリ、ツヰニ當山ヲヒラク。滿功上人コレナリ。孝謙天皇天平勝寶二年ニ至リテ、本誓ノ如ク社檀ヲ建立シ、靈神ヲ勸請ス。時正月十七日ノ曉、神水中ノ岩上ニ降リマス。是寅月寅日寅時ナリ。然リシヨリコノカタ寅ノ日ヲ以テ當寺ノ吉日トス。ソノ岩ハ今逆川ニアリトゾ。然レドモ其尊容イカンナルコト知ラザリシガ、タマタマ新羅ヨリ舶來ノ畫像アリケレバ、コレヲ法トシ彫セントセシガ、又靈木ヲ得ザルヲ憂ヒケリ。然ルニ夜中ニ聲アリテ告ヲ蒙リ、近キホトリノ多摩川ニツヒテ浮木ヲモトム。コレヲ見ルニ桑木三條ナリ。採カヘリテ、一刀三禮シ同體三尊ヲ刻シニ、同七月七日成就セリ。コレヲ武野羽ノ三州ニ分チテ崇メマツレリ。ソノ一ハ則當寺境内ニ祀ルモノ是ナリ。廢帝ノ御宇、願ヒニヨリテ勅額ヲ浮岳山深大寺ト賜ヘリ。依テ大般若經ヲ轉讀セシメラル。コレヲ永式トシテ鎭護國家ノ道場トナル。平城天皇御宇、更ニ勅シテ四海安康ヲ祈誓セシメラル。清和天皇貞觀年中、當國ノ國司藏宗叛逆ノ聞ヘアリシ時、惠亮和尚ニ勅シテ竊ニ調伏ノ法ヲ修セシメラレ、和尚勅ヲウケテ當國ニ遊ビ、國分寺ニ至リテ勝地ヲ求メ、五大明王ヲ本尊トシテ調伏護摩ノ法ヲ修シケレバ、忽凶徒降伏セリ。帝大ニメデサセ玉ヒテ、當山ヲ賜ヒ、且寺領トシテ七邑ヲ寄附セラル。世ニ深大寺七村トイヘリ。カクテ和尚ハ當山ノ寺務ヲ以ノ故ニ、相宗ヲ改テ永ク台教ノ宗門ニ歸セリ。是ヨリ以來燈々相傳ヘテ繁盛他寺ニ異ナリ。シカノミナラズ、源家ノ祈願所トシテ東國第一ノ密場タリ。別當大行寺十二房無常道場別所等イヨイヨサカンナリ。又傳フ、コノ後當寺エアヅカリシ兒童ノコトニヨリテ、ソノ父鎌倉將軍ノ家人タリシガ、寺門ヘ亂入シテ放火セシニヨリ、堂塔以下悉ク灰燼トナリ、サバカリノ佛閣一時ニ廢亡セリ。遂ノ後世田ケ谷吉良家當寺ノ衰廢ヲ歎キ、ヤガテ再興アリテ、當鄉ヲ以テ供料ニ充テ、且波平行安ガ造シ太刀ヲ内宮ニ納メラレシニゾ、再ビ寺門ノ面目ヲゾ施シケル。然ルニ天正十八年、〇紀元二二五〇年。小田原北條家滅亡ノ時、世田ケ谷モ共ニ沒落セシカバ、フタヽビ當寺モ危フカリシニ、東照宮守護不入ノ御判物ヲ賜フト云。

——新編武藏風土記稿

滿功上人〇中略。そろあしに渡て、大乘法相の旨を傳へて歸朝し、天平五年癸酉父の本誓により、深砂大王の社を建立し、當寺を創む。其時神靈水中の岩上に現れ給ふ。上人其尊容を模しとゞめんとするに御衣木なし。然るに七月七日玉川に靈木の流れ漂ふあり。則是を得て藥師佛三體を彫刻し、一體を當社に納む。餘二體は、下野國日光山及び出羽國にあり。〇下略

——江戸名所圖會

深大寺鑄鐘

鐘樓。本堂ノ西ノ方ニ當レル境内ノ山中ニアリ。二間四方ノ樓ナリ。鐘ノ徑リ二尺三寸。銘文左ノ如シ。

敬白、武藏國多東郡深大寺

奉治鑄槌鐘一口　長四尺三寸 口二尺三寸

伏以、當山蒲牢開基以來、革更其數不一、或雖治鑄有破裂而無聲、或雖討得有薄略而不鳴、爰緇素數輩競戮力、廼命梟氏、遂鑄鴻鐘、當知三寶垂感諸天降臨、仰願皇風永燏、佛日彌明、伽藍鎭靜、法輪常轉、重乞諸檀越施主、二世善願、一切成就、仍昭銘功德、其辭曰、

寺號深大　山號浮岳　永知嘉里

南呂白擇　新鑄梟鐘　聲形卓犖

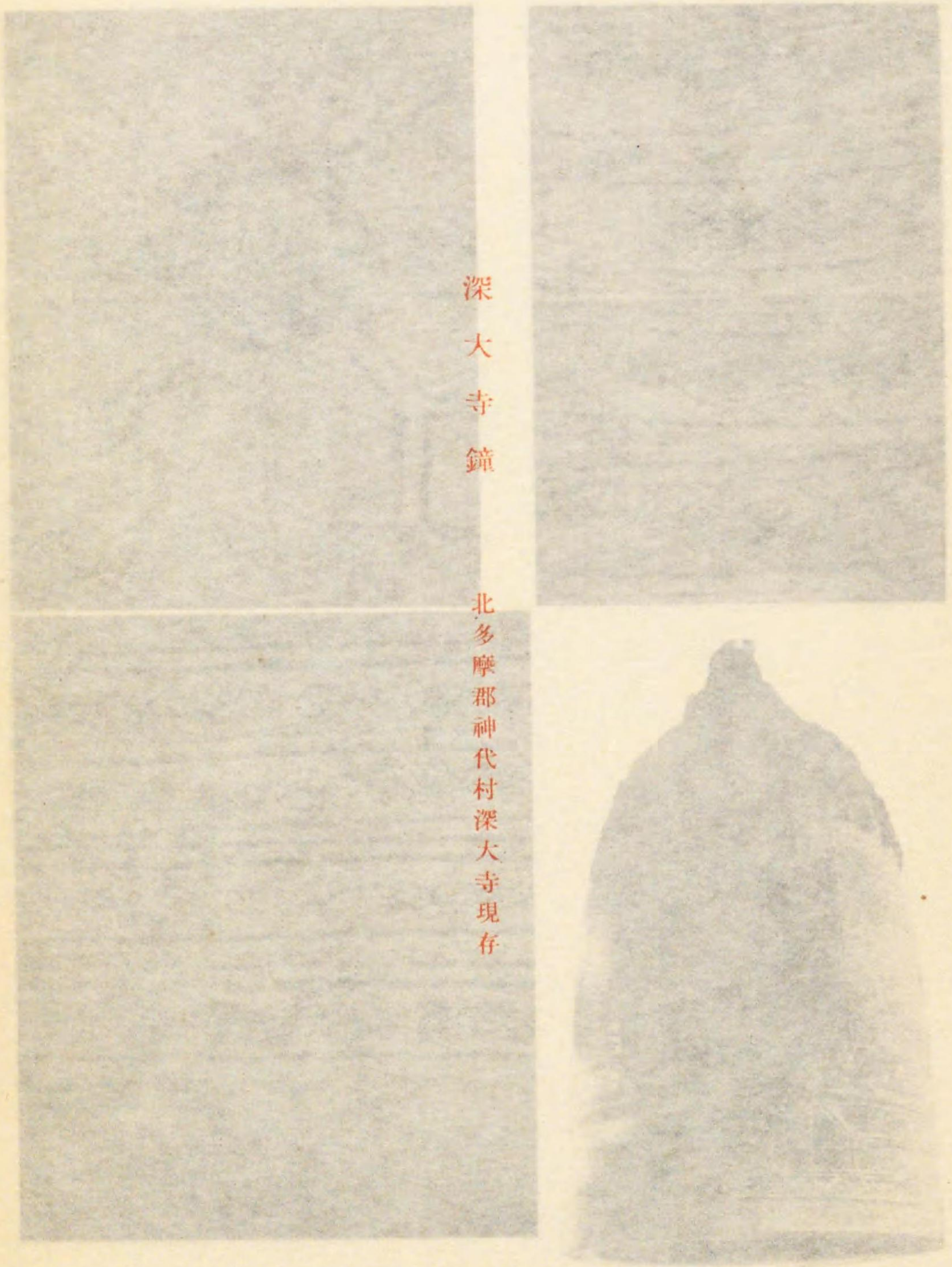

深大寺鐘

北多摩郡神代村深大寺現存

百千萬劫　永期渺邈　驚ニ起塵夢一

消ニ除煩濁一　滅レ罪生レ善　令ニ入正覺一

永和二年丙辰八月十五日

大工山城守宗堯

大行事院主法印權少僧都辨

別當前大僧正法印大和尚位守憲

——新編武藏風土記稿

此村幾處となく渓なり坂あり。高低定りがたくて莫大に廣し。傳えいふ、昔弘法大師此地ヱ金剛峯寺を建立をべかりしに、今少し渓澗不足なりとて、紀州に高野山を造立しゐひしといひ傳ふ。

——遊歴雜記

深大寺村に浮岳山昌樂院深大寺とて、台教を奉じ、山東にて舊地と稱す。天平五年滿功上人の開基にて、往昔は法相宗の寺院なりしと。聖武帝廢帝平城帝清和帝の勅願所なりき。清和帝の御宇、山門西塔の開祖惠亮和尚勅によりて當寺を給ふ。本尊は寶冠阿彌陀如來、惠心の作なりと。封田五十石。又深大寺長辨の私案抄といへる書に、鐘の銘あれども、今その鐘なし。按ずるに、文はありても治鑄の功ならぬとおもはる。

勸進沙門比丘祖明敬白　當寺

請特蒙ニ十方旦那助成一奉ニ治鑄一、武州多東郡深大寺洪鐘、覺ニ六趣冥闇睡一、驚ニ三界妄狀見夢一、

一右當寺者、深大將王之靈場、多門天王之建立、天平寶字開基六百餘歳舊跡也、大炊平城清和三代爲ニ御

百千萬劫　永期渺邈　驚㆓起塵夢㆒
消㆓除煩濁㆒　滅㆑罪生㆑善　令㆓入正覺㆒

永和二年丙辰八月十五日

大工　山城守宗堯
大行事　院主法印權少僧都辨
別當　前大僧正法印大和尚位守憲

——新編武藏風土記稿

此村幾處となく溪あり坂あり。高低定りがたくて莫大に廣し。傳えいふ、昔弘法大師此地に金剛峯寺を建立をべかりしに、今少し溪澗不足なりとて、紀州に高野山を造立しゐひしといひ傳ふ。

——遊歷雜記

深大寺村に浮岳山昌樂院深大寺とて、台教を奉じ、山東にて舊地と稱す。天平五年滿功上人の開基にて、往昔は法相宗の寺院なりしと。聖武帝廢帝平城帝淸和帝の勅願所なりき。淸和帝の御宇、山門西塔の開祖惠亮和尙勅によりて當寺を給ふ。本尊は寶冠阿彌陀如來、惠心の作なりと。封田五十石。又深大寺長辨の私案抄といへる書に、鐘の銘あれども、今その鐘なし。按ずるに、文はありても治鑄の功ならぬとおもはる。

勸進沙門比丘祖明敬白　當寺

請特蒙㆓十方旦那助成㆒奉㆓治鑄㆒、武州多東郡深大寺洪鐘、覺㆓六趣冥闇睡㆒、驚㆓三界妄狀見夢㆒、
一右當寺者、深大將王之靈場、多門天王之建立、天平寶字開基六百餘歲舊跡也、大炊平城淸和三代爲㆓御

深大寺鐘

北多摩郡神代村深大寺現存

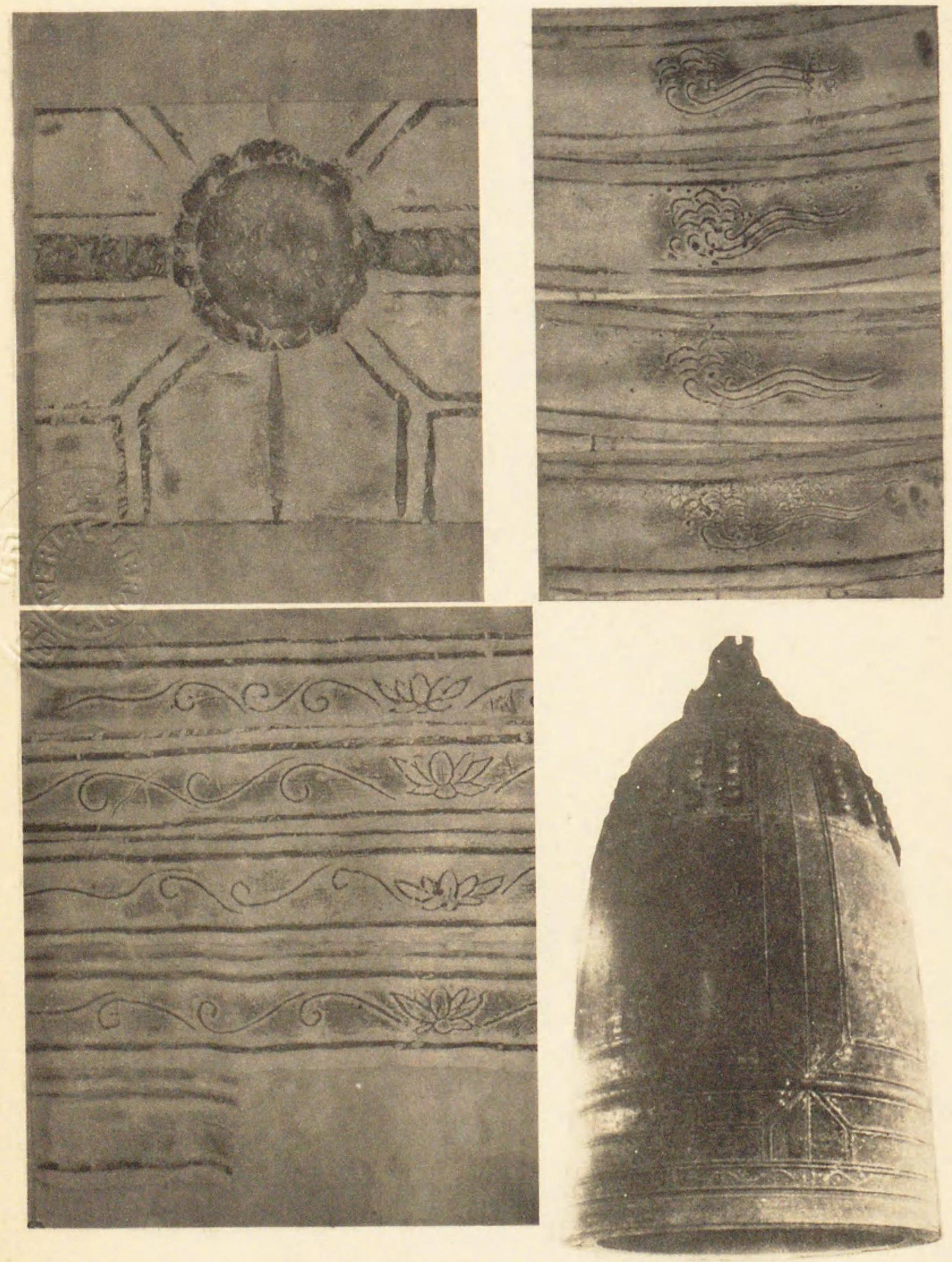

深大寺鐘

北多摩郡神代村深大寺現存

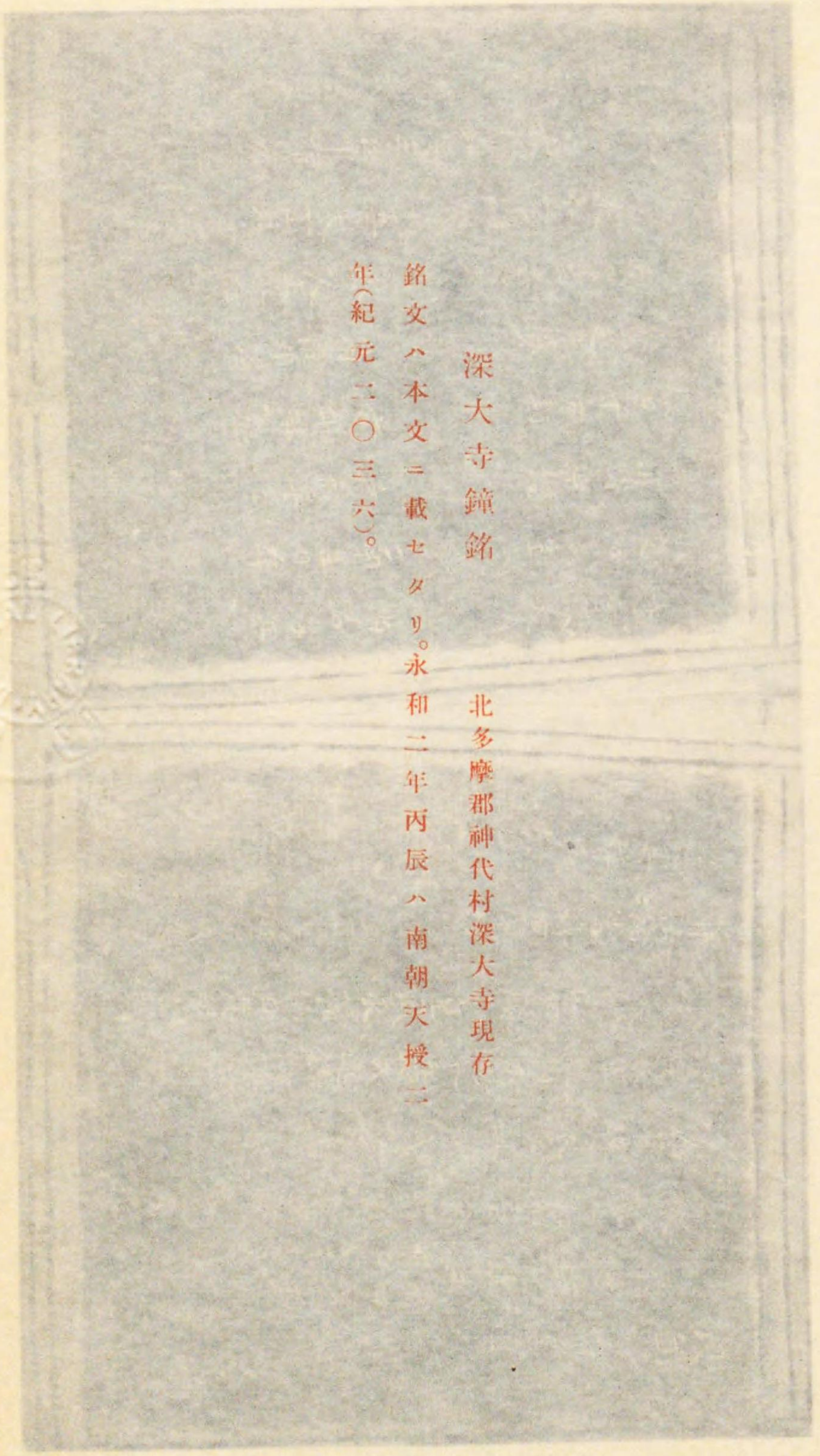

深大寺鐘銘　北多摩郡神代村深大寺現存

銘文ハ本文ニ載セタリ。永和二年丙辰ハ南朝天授二年（紀元二〇三六）。

深大寺鐘銘　　北多摩郡神代村深大寺現存

銘文ハ本文ニ載セタリ。永和二年丙辰ハ南朝天授二年(紀元二〇三六)。

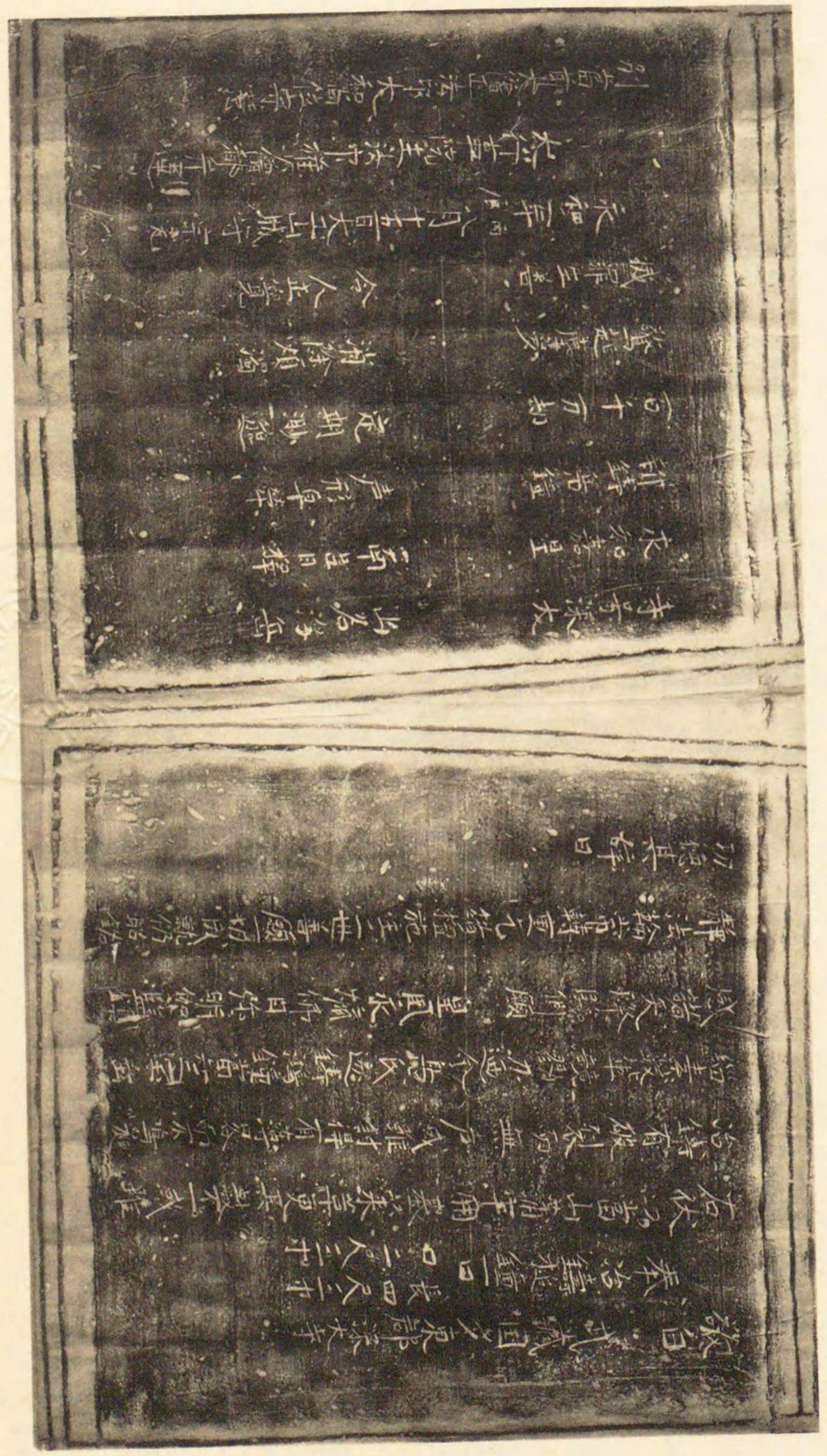

勅願一、就レ中清和天皇御敬崇依レ異二他寺一、貞觀年中、當國國司藏宗藏吉、彼兄弟者、爲二朝敵一之時、惠亮和尚於二此砌一、夷敵降伏法修、抜二持劍一割二頭面一取二腦肉一、焚二爐火一、朝敵不日皆亡、御願卽時成就、彼持劍于レ今留二在當寺一、自レ爾以來、源家御武運繁昌之靈地、天下泰平之勝躅、爰比丘祖明、雖レ欲レ奉レ鑄二直洪鐘一、有レ志無レ力、只勸二貴賤道俗一、不レ論二多少一恩施者也、凌レ雲樹自二寸苗一生、浮レ船水從二涓露一流、雖レ爲二少善一、盍レ成二大願一乎、觀音妙智之濟度、無二利不一レ至、抜苦與樂之誓弘、誰人不二信仰一、然則同心合力輩、忽離二三毒七難之苦厄一、隨喜結緣之彙、速得二阿耨菩妙果一、仍勸進如レ件。

應永七年辛巳正月日。（按スルニ、七年ハ八年ノ譌カ。）　祖明敬白

——武藏野話

右の文讀がたけれども、强て讀のみ。

浮岳山深大寺。昌樂院と號に。深大寺邑にあり。（此所も佐須村と云。昔ハ柏野の里と號せしとなり。）太古は法相宗なりしが、惠亮和尚以來、天台宗に改む。本尊ハ寶冠の阿彌陀如來、惠心僧都の作なりといふ。當寺は福滿童子の宿願によりて、天平五年癸酉に草創せる所の佛域なり。（日本年代配合鈔に曰、天平勝寶二年庚寅深大寺建立云々。）四十七代廢帝御宇に勅願所と定られしより、平城淸和兩朝も、又勅願所となし給ひしといふ。

元三大師堂。本堂の前左に傍てあり。寺記に云、應和四年（〇紀元一六二四年）慈惠大師叡山に於て自彫刻なしおひし靈像なりしを、慈忍和尚と惠心僧都と心をひとつにし、武藏國深大寺ハ代々の帝勅願の地にして、尤靈跡たり、永く此影像を遷し奉りて、關東の群生を化益せんとて、正曆二年（〇紀元一六五一年）の春こゝに安置なせ。（〇中略）

龜島辨財天祠。門前左の方の池の中島にあり。緣起に所謂福滿童子を脊負て渉せし靈龜にして、後に滿

功上人辨天ニ祟られたりと云。

毘沙門天吉祥天社。昔は各別社にてありしを、後辨天の相殿に合祭すといふ。福滿童子ハ毘沙門天の化身、吉祥天ハ緣起に出る所の童女をあらめ祭る所なりといへり。

深砂大王社。大門並木ニ相對す。緣起曰、天平五年癸酉、滿功上人此地ニ當社を營みて、深大の二字を採て寺號とし、一宇を草創せらるゝといふ。〇中略

深砂大王影向池。社の後ニあり。往古深砂大王影向ありし舊跡と云傳へて、池中一ツの靈石あり。

劍立石。同じ池のもとにあり。往古惠亮和尙當國に勝地を求めんとして、當國の國分寺ニ至り、不動の利劍を虛空ニ投げあひしに、其劍此石上ニ立しとなり。〇中略

福滿童子祠。深砂大王の祠前右の方にあり。

——江戸名所圖會

武州多摩郡府中領深大寺は〇中略關東ニ於て舊地古跡と稱し、天平五年滿功上人とかやいふ僧の開基にて、いにしへは法相宗の寺なりしと。則聖武帝廢帝平城帝淸和帝四代の勅願處なりしとなん。斯くて淸和天皇の御宇比叡山西塔の開祖とかや、惠亮和尙といふ僧へ勅して當寺を賜ひしより永く天台宗の寺とはなれりと。本尊は寶冠のみだ如來、惠心の作佛にして、後年ニ至り御朱印五拾石を賜ふと。猶神君の御代にいたり、守護不入の御判物を頂戴せりとなん。爰に本堂の西北の隅に池有り。不動明王の影向池と稱す。件の惠亮當國の勝地を求め度、心中に深く誓ひて、虛空に向ひ不動の利劍を投上しに、佛力加護の不思議ニよりて、當山の石上へ飛落けり。是を今劍立石と稱す。扨又此處の地主に深沙大王といふあり。むかし天平勝寶年間に建立して、前ニいふ滿功上人の作也。又外に八幡宮八劍大權現神祖の御社もましましく、又鎭守の社の後に淸泉ありて湧出す。深沙大王の影向池と稱して、池泉の中に影向石と號たるあり。猶池中ニは辨財天毘沙門天等の小社もあり。扨當寺は谷保村天滿宮の別當安樂寺の本堂たるニ依て、安樂寺の什物ことごとく此寺にあるが中にも、義經卿並びに家の子伊勢三郎龜井六郎武藏坊辨慶の四人が書寫せしといふ法華經四卷有て、壹卷壹人づゝの自筆といひ傳ふ。〇中略又津戸三郎爲宗が甲冑の藥師と崇敬し安置するは御長壹寸ばかり、則厨子の內藥師佛及び十二神將の尊體ともに小さく、木佛の像にて沈香を以て彫刻し、其細密の刀術奇々妙々にして、諸人みな目を驚し感嘆せずといふ事なく、凡ならざる細工唐土より將來せし甚の古物と見えたり。

慈惠大師の木像ハ、踞座して、右の手を上ニし、珠數を繰るの座像之。その大さ頭より膝に至りて七尺五寸。少し前の方へかゞみて見ゆ。頂の大さ宛も大西瓜ホどなれば、總體の格好是ニて察すべし。勿論木地の儘ニて、荒木造りとも謂つべきもの歟。これを厄除元三大師と稱して、古來比叡山ニ八體ありしに、信長の兵火に罹りて、七體は燒失ぬ。此木像其の一ツなりとぞ。〇中略此像は村上天皇の御宇天曆七癸丑年〇紀元一六一三年。慈惠四拾二歲の時、自他利益のあゝろより比叡山解脫谷ニおいて、自彫刻なりし像なり。則ち自誓て曰く、我厄年ニあたりて、是を刻み置事ハ、末の世ニいたり、此形像を見んものハ、たとひ逆緣なりとも、一切の厄難を免れしめんと之。ありかるに、慈忍和尙惠心僧都などいへるハ、慈惠の御弟子にてありしが、議して曰く、つたへ聞、武藏の國深大寺ハ、關東宗門ニての道場殊にも代々の勅願所たり、一體の像をば彼處へ安置なさしめ、先師の遺命を傳へ、尊像の威德を示すも可ならんとて、則一條院の御宇、正曆二辛卯年〇紀元一六五一年。二月、寬印等供奉しつゝ、降魔の像と共に深大寺へ送り越しけ

り。時に正長年間、野火の天災に罹り、寺は悉く焦土となりし刻も、唯此木像のミ五大尊の池水に飛入て更に損せず、剰池邊は異香薫じけるとなん。世に三光天子の垂跡観自在の權化と賞ぎるも宜なり。〇中略。慈惠の道良至て雄毅たり。或時手に鏡を把て自身の姿を寫照して曰、我像を置ん處には、必しも邪魅を辟ゑしとて、自影を彫刻し、な彼降魔の一像を刻きたり。これより模印して天下に傳え、今にいゝるまで門戸に黏貼降魔の像こきなり。世俗は角大師といえり。〇中略。降魔の像といふものは、その丈漸く五寸ばかり、兩足の爪先を立、兩膝を突、前あどミに座しゐる裸形の夜叉の如し。その色尤黒く、口大く、齒牙剣出し、兩眼丸く大きに、但し目縁に金を以て縁を取しや、又は玉眼の代に金を入しにや、頭上に貳ツの角あり、但し後へ反て造れり、左右の手は膝に置て、右に獨鈷を持り、鬼形に似て鬼形にもあらず、又門戸に見えゝる角大師に似もつかず。〇中略。その様異形にして恐しき容體、實に降魔の像といえるも宜なり。但しこきを模寫したる角大師といへるものは黒白の相違といはん歟。此降魔の像は元來慈惠大師木像の腹籠のよしなり。

——遊歴雜記

浮岳山昌樂院深大寺。

神代村深大寺字宿分ニアリ。域内六千九百五拾四坪。天台宗。寺傳云。天平五年癸酉、僧滿功之ヲ創建シ、天平寶字中勅願所トナリ、大同中勅シテ四海安康ヲ祈ラシム。古ヘ法相宗タリ。貞觀中、僧惠亮、天台宗ニ改ム。鎌倉ノ時祈願所トナシ、別當大行事十二坊無常道場別所等アリ。頗ル繁盛ヲ極ム。後火災ニ罹リ、堂塔以下悉ク燒ク。吉良氏世田谷ヲ領スル時、之ヲ再興シ、本村ヲ以テ寺領ニ充ツ。〇中略。本堂ノ西丘上ニ古鐘アリ。永和二年丙辰鑄造スル所ナリ。境内清泉アリ。本堂後山麓ヨリ湧出シ、小池ヲナシ、流テ門外ニ至リ、懸泉トナリ、小池ヲナシ、下流田ニ漑グ。

——武藏通志

上杉五郎朝定、今年いまだ十三歳、管領の家督をうけ、幼稚ながらも心は剛におはしけり。父朝興の遺言に任せ、潜に葬事戎取納め、佛寺作善にも及ばず、軍兵を催して、武州神大寺といふ所に古き要害を取立て城廓とし、氏綱を退治せんとぞ支度せられける。〇下略。

——管領九代記

深大寺神太寺ノ事實混同

深大寺神太寺混同

古城趾。深大寺ノ南ノ方一町バカリ隔テヽアリ。高サ二三十間ノ山ニシテ、上ノ方ハ平地、凡南北一町半、東西二町ハカリナリ。東北ハスベテ深田ニシテ、南ニハ民家アリ。西ハ平地續タレバ、コヽニハ堀ノ跡アリ。コレハ二三ノ丸ノ堀ト見ユ。此城ハ何人ノ築シト云コトヲ知ラズ。小田原記及ビ鎌倉九代後記等ニ、天文六年〇紀元二一九七年。上杉朝定、武州深大寺ノ舊壘ヲ取立、北條氏綱ヲ退治セントストアリ。相傳フ、扇谷上杉家ノ士難波田彈正コヽニ住セリト。當時ノモロモロ記錄ニモ、當城ノコトヲ載ス。

——新編武藏風土記稿

神太寺。今小机村〇橘樹郡。の大字に呼ぶる、城址〇小机城址。の南にして、神奈川驛の西北半里許、大字片倉に接す。〇新記云、神太寺村は神奈川宿の西に隣れり。昔は神臺地とも書しと見ゆ。北は片倉村に接せり。小田原記に「天文六年、上杉朝定、北條氏綱を攻んとせし時、片倉神太寺に要害をとり出城とせし」こと見ゆ。村名の起りは、小机の城主笠原信爲此地に神太寺を建つ。今の雲松院是なり。〇下略。カヽレバ上ニ引用スル所ハ深大寺ト神太寺トヲ混淆セルナリ。大永ノ神太寺ノ條參照。

——大日本地名辭書

吉良治家地ヲ鶴岡八幡

永和二年丙辰〇南朝天授二年、紀元二〇三六年。吉良治家弦卷村〇世田ケ谷區弦卷町。ノ地ヲ鶴ケ岡八幡社ニ寄進ス。

ニ寄ス。

鶴岡八幡寄進地事蹟

後ノ宇佐神社（○弦卷町二丁目。）ハ其遙拜ノ蹟カトイフ。（○新編武藏風土記稿。武藏通志。）

鶴岡八幡寄進

弦卷村ハ郡（○荏原郡。）ノ西ニアリ（○中略。）永和正長ノ頃相模國鶴ケ岡八幡宮ニ附セシ文書ニ已ニコノ地名アリ。其文書左ニノス。

奉寄進附鶴岡八幡社武藏國世田谷鄉內上絃卷半分事

右志者爲㆓天下安全㆒以殊家門繁昌也。仍寄附如㆑件。

永和二年正月廿九日

世田谷吉良治部大輔
散位治家（花押）

鶴岡八幡宮領武藏國世田谷鄉內絃卷村府中六所宮役事連々催促大不㆑可㆑然。所詮任㆓先規㆒可㆑致㆓停止㆒催促㆒之由候也。仍執達如㆑件。

正長二年三月十一日

前筑前守（花押）
前遠江守（花押）

大石石見守殿

——新編武藏風土記稿

弦卷八幡事蹟

右ノ文ニヨレハ、永和正長ノ頃ヨリ八幡ノ社領ニテ、大永年中ハ北條氏分國トナレリ。

弦卷八幡（宇佐神社）

八幡社。三段五畝。除地小名山谷ニアリ。ワツカナル祠ナリ。鎭座ノ年月ヲ詳ニセサレトモ、古ヘ鶴ケ岡八幡社領ナリシユヘ、ソレラノコトニヨリ此社ヲ建シニヤ。

——新編武藏風土記稿

宇佐神社。

駒澤村（弦卷村字八幡脇。）ニアリ。域內千三百四拾二坪。應神天皇ヲ祀ル。創建詳ナラス。天授二年丙辰（北朝永和二年。）正月廿九日世田谷城主吉良治家本村（○弦卷村。）ノ半ヲ鎌倉鶴岡八幡社ニ寄附シ、正長二年己酉三月十一日前筑前守某前遠江守某等書ヲ大石憲重（石見守）ニ與ヘ、本村ハ鶴岡社領タルヲ以テ、府中六所宮役事ヲ督促スルヲ停メシム。（鶴岡社藏文書。○按ニ、大石憲重是歲二月十五日ヲ以テ卒ス。而テ某等三月十一日ヲ以テ書ヲ與フル者疑フヘシ。蓋憲重多摩郡二宮村ニ在テ卒シ、其事未タ鎌倉ニ達セサリシナラム。）其鶴岡領ニ屬スルヲ以テ、蓋本社ヲ創建セシナリ。舊八幡社ト稱ス。明治ノ初宇佐神社ト改ム。

——武藏通志

舍人西門寺（淨土）

舍人（○足立區舍人町。）ノ淨土宗西門寺ハ永和三年丁巳（○南朝天授三年、紀元二〇三七年。）僧寶譽ノ草創スルトコロトイフ。（○新編武藏風土記稿。）

西門寺。同宗。（○淨土宗。）京都知恩院末。菩提山龍寶院ト號ス。本尊阿彌陀。開山ハ寶譽。永和三年（○南朝天授三年、紀元二〇三七年。）ノ起立ナリト云。

諏訪社。西門寺ノ持ナリ。此社地ニ夫婦杉ト唱ヘテ二樹アリシカ、三沼代用水堀割ノ時、コノ二樹ノ間ニ溝ヲ開キショリ、土人婚嫁ノ時前ヲ過ルハキラヒシトテ、此道ヲ避ルト云。此杉今ハ枯タリ。

西光寺。西門寺末ナリ。遍照山安樂院ト號ス。開山運哲ト云。慶長七年ノ創建ニテ、本尊上ニ同シ。

——新編武藏風土記稿

是英示寂

永和四年戊午（○南朝天授四年、紀元二〇三八年。）三月十二日甲申（○甲申、三正綜覽。）禪僧是英（○傑翁。）示寂ス。（○本朝高僧傳。延寶傳燈錄。）

是英事蹟

是英傳

釋是英。號傑翁。綺年入相之大慶寺拜之菴貫禪師剃髮得度。決心參得洞徹心源。嘗在圓覺依東峰川大川通二老。皆擢居後堂。年四十四。結制秉拂曰、靈山會上、破顏微笑、向空釘橛。少室門下、斷臂安心、離水求波。既然東西密符、狼籍不少。及乎南北宗分異端太多。或說蠟人氷鵝護雪。或道畬一片粟一籮。子細點檢將來、都是淨地撒屙、秉佛上座忍俊不禁、要雪此屈去也。豎拂子云、直得光明殿裏燈籠目瞪、直指堂前露柱口呿。便見溪邊石女吹無孔笛而作舞、嶺上木人打氈拍板而唱歌。雖然如是上方長鬚翁未點頭在何故收拂子云、清平世界切忌動干戈。元弘三年（○紀元一九九三年。）出世于甲之心經寺。貞和觀應間創長谷寶福二刹。遷住羽之資福、相之大慶、淨智、圓覺。上堂德山白棒臨濟喝、趙州布袴洞山麻。拍膝白、黃梅時節家家雨、青艸池塘處處蛙。元宵上堂好個那一燈光明遍十方。以拂子擊禪牀曰、松梢曉月照山堂。涅槃會上堂如來證涅槃永斷於生死、將謂是實語。年年二三月何處不桃李、上堂諸佛說底法祖師傳底禪、曉來山禽語屋角、紅塵堆頭白雲邊。結制上堂九十日安居二千年聖制、山僧門下僧亦復隨此例。喝一喝曰、下座巡堂、喫茶上堂、前半夏已過、高聲喚不回、後半夏未至擡手招不來。卽今又作麼生。良久曰、寄言途路客問取下馬臺。英以永和四年（○南朝天授四年、紀元二〇三八年。）三月十二日寂于鹿山歸源菴。勅諡佛慧禪師。

——本朝高僧傳

相州建長傑翁是英禪師、弱歳拜之菴出家。決志參透究明。既而漫遊依東峰川大川通二師。皆擢居後版。元弘三年（○紀元一九九三年。）出世于甲之心經。貞和觀應間創長谷寶福二刹。住羽之資福、相之大慶淨智圓覺。上堂。德山白棒臨濟喝。趙州布衫洞山麻。拍膝曰、黃梅時節家々雨、青艸池塘處々蛙。上堂。通玄峯頂不是人間、心外無法滿目青山。古人恁麼說話。心外無法。心內有法。咄。切休寐語。元宵上堂。好箇那一燈。光明偏十方。以拂子擊禪牀曰、松梢曉月照山堂。涅槃會上堂。如來證涅槃、永斷於生死、將謂實語、年々二三月、何處不桃李。上堂。諸佛說底法、祖師傳底禪、曉來山禽語屋角、紅塵堆頭白雲邊。結制上堂。九十日安居。二千年聖制、山僧門下僧亦復隨此例。喝一喝曰、下座巡堂、喫茶上堂、前半夏已過、高聲喚不回、後半夏未至、擡手招不來、卽今又作麼生。良久曰、寄語途路客、問取下馬臺。解制上堂、銀山鐵壁、鐵壁銀山、一鎚擊碎、十方空豁、嘉州大像掉臂行、陝府鐵牛競頭走、山僧不具籮籠手、一任東行西行去、本無爲兄弟說、豈有云生也鬬。雖然恁麼。策起眉毛曰、看、有麼、恐人錯作老峯嵓。師永和四年（○紀元二〇三八年。）三月十二日寂于鹿山歸源菴。有語錄雜集若干卷。法嗣圓覺天章宜、淨智方嶼隨。師示寂後、勅諡佛慧禪師。

——延寶傳燈錄

淺草寺回祿其鑄鐘

永和四年戊午（○南朝天授四年、紀元二〇三八年。）十二月十三日壬子（○壬子、三正綜覽。）淺草寺回祿ノ災ニ罹ル。僧定濟四方ニ勸進シテ再興ヲ謀リ、嘉慶ヨリ應永ノ初ニ至ル約十年ヲ經テ漸ク成ル。其間至德四年丁卯（○嘉慶元年、南朝元中四年、紀元二〇四七年。）五月僧海譽新鐘ヲ鑄成セリ。（○神社考詳節。淺草寺緣起。江戸名所圖會。一話一言。江戸紀聞。）

淺草寺回祿事蹟

淺草寺回祿

後圓融院永和四年戊午十二月十三日申尅有神火。堂宇盡燒失。（自往古罹丙丁之變凡九度。）嘉慶元年庚申二月十八日定濟上人以勸進帳、同年六月一日入手杣、至應永年中再建之功成矣。

——神社考詳節

後圓融院の御時、永和四年戊午十二月十三日申刻に、神火飛來て伽藍一宇をも不殘回祿せし。爰に碧漢に

雲廻り焔火さらのぞるといへとも、佛像ハ飛出給へり。如レ此の靈異往古より今ヽ至るまで既に九ケ度に及べり。其後嘉慶元年丁卯三月十八日より既ヽ三歳の居諸を送るといへとも、いまヽ一字の再興をいさヽぼ。大衆愁吟にたへさる所に、修行の聖人定濟當寺に參詣するに、いまた造營にも及ばぎ、本尊假堂ヽ御座を拜見し奉りて、信心肝に銘して感淚袖に餘る。爰に願ヽ云、古を勘るに佛力外にならぎ、偏に本尊の誓願に任すべし、所詮は勸進を貴賤上下ヽして堂舍を修造せんと思ふ志不レ淺して、同年六月一日ヽ杣入をくはヽて、數多の材木を取と雖、川澤に水盡て材木を下すに力なし。爰に聖定濟、樹甘露法雨は本尊の誓約、心念不空過は慈悲の願海なりと、祈念をいヽぎ所に、忽に慈雲晴天に發りて大雨國土ヽみつるに、そこむくの材木悉く嶺を隔つといへとも一湊へ流れくたる。然るに願緣不レ空して嘉慶年中より應永に至るまで十ケ年の星霜をつみて建立供養し奉り畢ぬ。

——淺草寺緣起

淺草寺鑄鐘

鐘樓。同所〇山門の内。ヽあり。按ぎるヽ、本尊緣起の中ヽ、永和四年戊午十二月十三日、伽藍回祿なり、嘉慶元年より三歳の居諸を送るといへとも、未一字の再興も致さぎ、大衆愁吟絶さる所ヽ、修行の聖定濟なるもの十方に勸進し、應永に至り建立成就きとなり。然れハ名所記等の書に、天慶中安房守平公雅觀音堂再興のとた一軀の梟鐘を鑄てたかく一樓にかくるとあるは、永和の回祿に亡ひたる鐘の事にして、至德四年〇南朝元中四年、紀元二〇四七年。ヽ至り、再ひ今ある所の洪鐘を鑄冶せしとまるべし。至德四年は嘉慶と改元の年なり。

日本國武州豐島郡千束鄉金龍山淺草寺洪鐘銘並序

夫鐘者震梵苑之枯禪、發騷擅之深省者矣。南閻浮提、各以音聲長爲佛事、西郡勝地、特開榛莽、粉此道場。於是傳法。聊持短疏、勸發善緣。新鑄梟乳之鐘、永扣龍澤之月。耳根契證者、速趨解脫之門庭。眼裏聞聲者、則護圓通之妙果。當時若不記者、後代誰得識哉。銘曰、

未鑄成前　響隔九天　新鑄成後　福應大千
規模脫出　當空高懸　輕輕撞着　墮佛事邊

至德二年丁卯五月初三日

大勸進　僧　都　海　譽
小勸進　大　和　國　道　高
鑄　工　和　泉　守　經　宏

——江戶名所圖會

淺草寺觀音大士鐘。至德四年鑄レ之。至德者、後小松帝之紀年也。四年秋改二元嘉慶一。乃嘉慶元年也。前レ此安房守平公雅爲二武藏守一。修二營淺草寺一。鑄二大鐘一口一。其鐘、圓融帝永和四年〇南朝天授四年、紀元二〇三八年。十二月十三日罹二回祿一而鑠矣。其銘文不レ傳。尤可レ惜而已。此鐘或海譽上人所二自銘一、亦未レ可レ知也。書體頗古色欝蒼亦可レ愛焉。按林祭酒羅山先生神社考。永和四年罹レ災。嘉慶元年二月十八日、定濟上人自爲二化緣疏一廣請二檀越一。應永初年竣二其功一、堂塔宮觀復レ舊云。余按、海譽乃定濟上人之名也。上人淨家弘道之法師。時住二於淺草寺一。由レ此考レ之、淺草寺中古屬二淨土宗一也。隸二於天台山一者、寬永以後之例也。書肆泉亭德二親裝二拓本一而藏レ之。請二跋於余一。余嘗輯二江戶府志一。攷證及二於此一。因書レ此以與レ之。

文化五年戊辰六月八日、北牖消暑之次攬レ筆識レ之。　鵬齊　龜田興

平公雅、將門平親王之從弟、平公連之兄也。公雅兄弟不レ從二新王一。公連諫死。時公雅爲二安房守一。新王滅後、公雅爲二弟公連一修二營淺草寺一而追福云。　興　再識

——一話一言

銘の文を考るに、特開二榛莽一剏二此道場一とあれば、此比はしめて草創せしやうにも見ゆれど、淺草寺の事は古くよりありしこと顯然たり。恐くハこの時古へ此處より地をかへて新に當寺なりしもあるへからず。いつれ此時大に修造ありしこと、この銘にて緣起の證あきらかなり。されど緣起の載る處は嘉慶元年より造營の志はじまりしよしいひ、この銘にしるす處はこの年功成しやうなれども、疑なきにあらず。この鐘ハ江戸佛閣の鐘の銘のうちに第一等の古物とせり。今もちゆる處の鐘は元祿五年八月なりし所也。（別當權僧正宣存の銘あり。）

——江戸紀聞

萬滿寺（禪）草創
萬滿寺草創事蹟

康曆ノ比（○南朝ノ天授年間ニ當ル。紀元二〇三九、二〇四〇年。）千葉貞胤（○或ハ氏胤トス。）禪僧古天ヲ請シテ馬橋（○千葉縣東葛飾郡馬橋村。）ニ萬滿寺ヲ草創ス。其地蓋シ千葉ニ移セシ大日寺ノ遺址ナリ。（○鎌倉大草紙。下總國舊事考。日本地理志料。大日本地名辭書。）

萬滿寺草創

常胤より六代の賴胤の時、總州小金に居住す。此時鎌倉極樂寺の良觀上人を請て、小金のまはしと云所に、大日寺を建立して、賴朝公より代々將軍幷千葉一門の菩提を祈る。貞胤の時、此寺を千葉へ移す。然ども大日五佛の尊像は、良觀の自作り給ひし靈佛にて、靈感威力新にして、猶此所に殘り給ふ間、其後貞胤宗胤當所に在城の比、尊氏將軍の御菩提のため、夢想國師の御弟子古天和尙を請じ、此寺の中興開山となし、號二萬滿寺一。

——鎌倉大草紙

萬滿寺在二馬橋村一。（即千葉大日寺舊址。）千葉貞胤改造。（舊東六郎大夫胤賴創二建大日寺於此地一、貞胤時移二之千葉一、更建二此寺一、號二萬滿寺一云。）僧古天主レ之（○康曆比人。○胤賴時僧良觀住持、嘉元元年七月十二日寂、年八十七、元亨釋書有レ傳。）藏二古文書二葉一。（載二于古文書志稿一。）隷二京師大德寺一。寺領七十石。（天正十九年辛卯十一月付。）

大日寺。在二千葉町一。東胤賴創建。僧仁生所レ開也。鎌倉大草紙云、此寺舊在二葛飾郡馬橋一。千葉貞胤時移二今地一。（○下略。）

——下總國舊事考

馬橋有二萬滿寺一。按二鎌倉大草紙一、千葉賴胤之在二大谷口城一、創二大日寺於馬橋一、祈二一門冥福一。其孫貞胤遷二之千葉一。貞胤子氏胤重修二廢址一、名曰二萬滿寺一。亦古刹也。

——日本地理志料

萬滿寺。今馬橋村に存す。小金大谷口の城址の南半里にあたる。

鎌倉大艸紙云。千葉介常胤六代賴胤の時、總州小金に居住す。此時鎌倉極樂寺の良觀上人を請て小金のまはしと云所に大日寺を建立して、賴朝公より代々の將軍幷に千葉一門の菩提を祈る。貞胤の時此寺を千葉へ移す。然れども大日五佛の尊像は良觀の自作り給ひし靈佛にて、威力新にして猶此所に殘り給ふ間、其後貞胤氏胤當所に在城の頃、尊氏將軍の御菩提のため、夢想國師の御弟子古天和尙を請し、此寺の中興開山となして、萬滿寺と號す。

——大日本地名辭書

日山示寂
日山事蹟

永德元年辛酉（○南朝弘和元年、紀元二〇四一年。）九月七日己丑（○己丑、三正綜覽。）法華僧日山示寂ス。（○本化別頭佛祖統記。）

日山傳

師諱日山。不レ詳二其姓氏一。總之下州平賀鄕人也。蚤遊二兩山之爐鞴一得二煆煉之益一有二年于玆一。進趣稍熟、遂入二妙處一。於輪上言一終日不レ違、無レ所レ不レ悅。輪上器許二一家大事一。傾底完附。又得二臨池之妙一、爲二

人所賞、往往藏者多焉。延文己亥（○紀元二〇一九年。）輪上染病、自知不起、召師囑累。輪上逝矣。師修喪畢。調進山之式。兩山指撝一切以依輪上在世之矩。化道宏啓兩序孜孜焉。永徳元年辛酉（○紀元二〇四一年。）九月七日示疾而終焉。世壽四十四。臨終之前一日、顧命日會上。雖人多而無充主之器、弗于其器居之竊其位也。爲法不宜。不如畫我幻質安之方丈、久住之僧輪次護之。衆泣而唯唯。初小町失火延至比企。殿堂院宇悉爲烏有。師振勇猛力不幾一新。狩野氏一家上田氏一家是時成檀越。應安乙卯（○紀元二〇三五年）初天台宗僧詔海來詰宗義。海賊掠略宗仲喜捨之莊田。師不可訟廳。迄今不滅宗仲動者師之功也。海者總之鼻和大僧都能海之門人。一時之英。爲一位僧都。與師抅論往復亘日。舊執所染敢不受屈。機鋒辯鏃、電閃風戰。師慈善根力終徹海之心府。追日逐年始領宗致。深知先非。慚愧改悔一任身命。師憐之新伸剃度式。授名日饒。蒲田妙典寺開山是也。後繼平賀本土寺第五代席而終。初遊橘樹郡子安村而停住其地爲寺。今之正光山本慶寺是也。

——本化別頭佛祖統記

小野路萬松寺（禪）草創

小野路（○南多摩郡鶴川村。）ノ禪刹萬松寺ハ等公ノ草創ニシテ、僧宗興ヲ開山トス。宗興ハ永徳二年壬戌（○南朝弘和二年、紀元二〇四二年。）ニ示寂スレバ、以テ草建ノ時代ヲ推定ス可シ。（○新編武藏風土記稿。武藏名勝圖會。）

萬松寺事蹟

萬松寺

萬松寺。村（○小野路村。）ノ西ニアリ。小野山ト號ス。臨濟宗。芝崎村普濟寺ノ末寺ナリ。寺領七石ノ御朱印ヲ賜ヘリ。開山宗興。永徳二年（○紀元二〇四二年。）七月十一日寂ス。圓光大照禪師ト勅諡セリ。開基ヲ覺翁等公ト號ス。寺僧ノ傳ニ、等公ハ仙術ヲ得シ奇特ノ人ナリ。境内西ノ方涌出スル水ハカノ舊蹟ナルヲ以テ仙水ト名クナトイヘリ。サレトモサセル證跡モアラサレハ、オホツカナシ。本堂八間半ニ六間。南向ナリ。本尊藥師。木ノ立像。長一尺五寸ハカリ。

鐘樓。本堂ノ西南ニアリ。鐘ニ天明二年ノ銘ヲ彫ル。

——新編武藏風土記稿

萬松寺。（右同村。○小野路村。○小名萬松寺谷といふ。所村の西寄。小野山と號す。濟家宗。同郡柴崎村普濟寺末。）

御朱璽、寺領七石。

本尊、藥師如來。靈佛。作不知。木立像。一尺五寸許。

開山、勅諡圓光禪師宗興大和尚。延徳二壬戌年（○壬戌ハ永徳二年ナリ。）七月十一日示寂。

開基、覺翁等公。（此人の事實出所不詳。寺傳云、仙人なり。此人の住地の邊を佛刹に取立しといふ時世年月等はなほ不知也。）

仙人水。（此寺の境内西の方に清泉の湧出る小流あり。名附けて仙人水と云ふ。）

按するに、此所にて仙人と號しけるは、西行か撰集抄幷に西行物語にも載たる、武藏野に仙人住けるかといひし人なるべし。西行は鎌倉より武藏國へ出て奥州へ赴むかんと、野邊に至るに、道より五六町も脇へ入て、讀經の聲を聞て、尋けるに、年齢九十有餘の人、法華經を讀誦する事七萬部なり。もとは郁芳門院の北面の侍也といふ事を載たり。其人の住ける地なるべし。往古武藏野といふは、都筑か原橘樹郡の内までといへば、此邊古へは、武藏野の内なり。今の街道といふは御入國後に開きし道なり。古道は是より五六町南に寄て、今に舊跡あり。

——武藏名勝圖會

泉藏寺附地類權現

溝沼（○新座郡膝折村溝沼。）ノ眞言宗泉藏寺ノ開山慶譽ハ永徳二年壬戌（○南朝弘和二年、紀元二〇四二年。）示寂トイヘ

泉藏寺事蹟

バ、以テ同寺創立ノ時代ヲ推測シ得可シ。江戸時代寛文年間ニ勸請セル同地ノ地類權現社モ泉藏寺ノ所管タリキ。（○新編武藏風土記稿。）

泉藏寺

泉藏寺。除地二段。村（○溝沼。）ノ西南ノ方ニアリ。眞言宗新義。豐嶋郡石神井村三寶寺末。清澤山ト號ス。本堂九間半ニ六間。本尊地藏、坐像長一尺ヲ安置ス。開山ハ法印慶譽、寂心房、永德二年壬戌（○南朝弘和二年。紀元二〇四二年。）九月二十四日示寂スト云トキハ、古キ院ナルコトシルヘシ。

鐘樓。本堂ニ向テ左ニアリ。樓ハ一間半四方。鐘ハ徑一尺八寸、高サ三尺。正德四甲午四月日當村ノ住前惣檢校三傳元與院法印寄進セシ由ヲ勒ス。

稻荷社。本堂ニ向ヒテ右ニアリ。

天神社。同シ所ニアリ。

觀音堂。境内北ノ方ニアリ。

地藏堂。觀音堂ノ側ニアリ。

古碑二。觀音堂ノ側ニアリ。正長二年（○永享元年、紀元二〇八九年。）八月、及ヒ永正元年（○紀元二一六四年。）五月十五日等ノ年月ヲ刻セリ。

光善寺。除地一段。村（○溝沼。）ノ中央ニアリ。眞言宗新義ニテ、是モ三寶寺末。密林山ト號ス。本堂五間半ニ三間半、本尊阿彌陀如來、立像、長三尺ヲ安置ス。此寺久ク住僧モタエテ、今ハ泉藏寺ノ持トナレリト云。カクオトロエユキシマ、開闢ノ年歷等スヘテ傳ハラス。

地類權現事蹟

地類權現

地類權現社。除地五畝。村（○溝沼。）ノ東ノ方ニアリ。社ハ一間ニ一間半。南ニ向フ。祭神詳ナラス。寛文ノ頃村民畑ヲ耕ストテ、地類權現ト彫ツケシ石ヲ得タリ。時ノ地頭中山勘三郎此由ヲ聞テ社ヲ立ント思ケルニ、此地ヲ古ヨリ稻荷山ト號セシカハ、社地ノアトナラントテ社地ト定メ、コノ權現ヲ勸請セリト云傳フ。村内泉藏寺ノ持。

中山勘三郎直範（○中略。）モト御家人ニテ、當村ノ地頭ナリ。馬術ノ達人ニテ、大猷院殿（○德川家光。）ノ御寵遇ヲ得タリ。萬治年中故アリテ播州姬路ヘ配セラレシカ、幾程ナク御ユルシヲ得テ、フタヽヒ當村ヲ賜リ、此地ニ住ス。後薙髮シテ風印ト號シ、年老シ後常ニ茶事ヲタノシメリ。元祿六年ニ沒ス。

白山社。除地十五步。村（○溝沼。）内北ノ山中ニアリテ一間四面ノ祠アリ。是モ泉藏寺持。

淺間社。除地十五步。村（○溝沼。）ノ西ニアリ。祠ハ一間四方ニテ、東向ナリ。是モ泉藏寺持。

——新編武藏風土記稿

壽福寺（禪）造營

橘樹郡稻田村（○字菅。）ノ仙谷ハ、道鏡仙人ノ遺蹟ニシテ、其ノ壽福寺ハ聖德太子ノ開創ト云フモ、信ジ難シ。永德二年壬戌（○南朝弘和二年、紀元二〇四二年。）僧方慶、足利氏滿ノ崇信ヲ得テ伽藍ヲ造營セリ。而モ一說ニ方慶ハ更ニ百餘年前ノ弘安初年ニ入寂ストイヒ、寺ニ治承永仁年間ノ古寫經ヲ藏スレバ、或ハ鎌倉幕府開始前後ノ古刹ニヤ。更ニ考定ヲ要ス。（○新編武藏風土記稿。調布日記。江戸名所圖會。甲子夜話續編。武藏通志。）

壽福寺

壽福寺。村（○菅村。現今稻田村字菅。）ノ西、字仙谷ニアリ。或ハ仙谷鄉トモ云。故ニ當寺ヲ仙谷山ト號ス。臨濟宗。相州鎌倉建長寺ノ末。寺領七石ノ御朱印ヲ賜ル。境內ハ則御朱印地ノ內ナリ。今所藏御朱印ノ內舊キ者ハ慶安元年（○紀元二三〇八年。）九月十七日ナリ。其文ニ先規ノ寄附ニ任スト云云。古緣起アリ。左ニ載ス。

大仙谷山壽福寺者、推古天皇六戊午年、聖德皇太子就于高橋丸之亡妃（○調布日記、高橋妃之亡姚ニ作ル。）入阿彌尼公終焉之地、剏建七區練若、以資冥福之舊趾也。蓋山曰仙谷者、有仙人道鏡者、栖遲于此山、錬行修身、積有年矣。亦曰道鏡谷也。今古怪異之事甚多矣、是仙人所爲也。寺曰壽福者、曾芟榛夷地之時、得虛空藏薩埵之像、因標福一滿之聖號、以祝寺之遠大而安、今號焉。後建長曜侍者謄虛空藏經一軸、而乞石室玖禪師之手墨、鋟梓寄焉。尊像十一面觀自在薩埵者、權化之人、晡時來手彫刻焉。自爾以來靈感滋衆矣。或曰和州長谷寺之像同木同彫也。康平年中、八幡太郎義家欲排斥奥州逆徒、出陣之時、中路而宿于茲、竭忱祈開運於斯像、後果獲遇感矣。在昔小澤小太郎重政每晨旋步像前、勉於晨香夕燈、修現當之善因矣。梵函大般若經者、名緇高素之毫痕也。文治年中、源義經洎辨慶、暫憩行於此地、追曾祖之例跡、祈恢復之應驗、特復繕寫經之闕、而今尚現存矣。雖然間遭兵災、寺既敗壞年久矣。爰有前住建長大安禪師大方慶和尙、卓錫此地、力興荒廢、始振禪風、僧俗雲集。永德壬戌年（○二年、南朝弘和二年、紀元二〇四二年。）鎌倉佐兵衛督氏滿、號永安寺殿璧山全公、推慕師之德操、而參謁之次、再修補此經之蠹損、覃造營三個殿宇、既而安十一面大悲像於大會堂、安彌陀善逝像於善應殿、奉請辨財尊天大黑天八幡大菩薩稻荷大明神於擁護廟、繇是仰皇圖之鞏固、祈佛運之紹隆、而亹々不怠焉。

應永十四年丁亥六月十八日　　沙門宗圓敬記焉

コノ宗圓ハソノ頃ノ住僧ナリト云。コノ緣起ニ載スル所、頗ル詳ニシテ、當時ノ事ヲ證スベキモノ多シ。然ルニ今寺傳ニヨレバ、開山法慶ハ、弘安元年（○紀元一九三八年。）九月七日寂セリト云。是緣起ニ云方慶ガ氏滿ト交リシ永德二年（○紀元二〇四二年。）ヨリ百五年前ニ當レバ、寺傳ノ誤レルニヤ。又寺傳ニ、法慶ヨリ先ハ天台宗ナリシト云リ。古キ寺院ナルコト知ルベシ。

門。兩柱ノ間一丈、兩控作ナリ。大門ノ前ノ坂ヲ、土人庚申坂ト呼ブ。路傍ニ庚申塚アル故ナリ。

客殿。九間ニ六間半、南向ナリ。本尊虛空藏、坐像ニシテ長八寸許。作知ラズ。（○中略。）

觀音堂。客殿ノ南ニアリ。三間四方ニシテ東向ナリ。大會堂ト號ス。カノ緣起ニ載ル所ニシテ古名ナリ。本尊ハ雉子ヲ踏ヘシ立像ニテ、尋常觀音ノ像ト異ナリ。長一尺餘。古武藏坊辨慶此堂ニテ大般若經ヲ書寫セシト云傳ヘリ。

阿彌陀堂。觀音堂ノ巽ノ方ニアリ。コレモ三間四方ニテ北向ナリ。本尊ハ五尺許ノ坐像ナリ。

太神宮八幡稻荷大黑合社。表門ノ向ニアリ。此內八幡稻荷大黑三坐ハ、緣起ニ載ル處ナレバ、マサシク古社ナルベシ。

辨天社。觀音堂ノ後ニアリ。小社ナリ。此辨天モ緣起ニ載ル所ナラン。

神明社。堂ヨリ南ノ方ノ山上ニアリ。小社。

第六天社。コレハ西ノ山上ニアリ。小社。

境內十景。大會堂、擁護廟、展翼峰、採藥阜、晩成室、光照崖、攫霧松、吐玉泉、餐霞谷、指月橋。

東潮庵。門前ニアリ。當寺ノ隱居所ナリ。——新編武藏風土記稿

菅村の里正某のもとにいこひ、此村に壽福寺といへる寺ありとき〻て、田畑の間をこえつ〻、向ひが岡にむかひゆきて、用水にかけたる橋をわたり、や〻道をのぼりゆきて、山の半腹にいたれば、右の方に門あり。門の左に小祠あり。これ鎭守八幡、稻荷、大黑、辨財天の四社をまつれるなり。門に入りてむかひの小高き所に觀音堂あり。これを大會堂と名づく。むかし源義經、辨慶とともに大般若經を書寫せし所なり。左に阿彌陀堂あり。右に鐘樓あり。武藏國多摩郡 今は橘樹郡に屬す。 小澤鄕仙谷山壽福寺鐘樓と銘ありて、寬永二年と鐫れり。書院の庭に大きなる梅の一本の花さかりなり。奧の方に入みれば、船の形につくりなせる紅梅のつぼみ艷にして、いまだひらかず。庭は自然の山ぎはにして、松など生ひて見所あり。あるじの僧出て對面す。もと建長寺に久しくすみしが、此寺に來り住する事久し。ことし七十に及たれば隱居せんと思ふとかたる。名を衡山といふ。源義經はた辨慶の筆といふ大般若經をみれば、經の表紙のうらに、武州稻毛領菅村仙谷山壽福禪寺といへる印あり。

大般若經の中に、

第五百八十八

末に源　辨慶讀合了

第四十五

一交り　辨慶

第四十七

一交り　辨慶

第五十

一交り　辨慶

大般若經六百卷藏于寺。此四卷の外も皆古代の僧の筆なりと云。第五百八十八卷の末源の字の下の字を洗ひ消して、辨慶讀合了といふ字を書たるやうに見ゆ。未詳。中にも源義經の筆といふは、書損のところ墨消または一行かたはらに書そへたるもありて、眞率なる事いかにも眞跡といふべし。筆勢するどく書やりしやふに見えて、その氣象も見ゆるばかりなり。辨慶の筆といふは、字體つゞまやかにして、筆つぎも正しくみゆ。紙は黄色にして、薄き紙なり。いづれ古代のものとみえたり。又寺の緣起あり。矢立の筆とり出てとく寫しぬ。○既出武藏風土記ノ所載ニ同ジ。故ニ省略ス。

住持衡山禪師云、此宗圓者當寺五代已前の觀溪宗緣なり。圓の字誤なりと。——調布日記

仙谷山壽福禪寺。谷の口の東の山續、矢の口渡し場より十三町東南の方、菅村ょなり。此地は多摩郡、後橘樹郡ょ屬せり。此邊を小澤鄕ともいへり。推古天皇六年戊午、聖德太子草創なし給ふ佛刹なりといふ。昔ハ天台宗なり。建長寺の大安禪師の時より禪林とす。今は曹洞派となりて越前の永平寺ょ屬そ。

本堂。本尊十一面觀世音。相傳ふ、鳥佛師の雕刻、或云、和州長谷寺の像と同木同雕なりといふ。大會堂と號く、當寺十境の一なり。鐘。右ょあり。井田六郎右衞門尉某、應永七年庚辰、當寺住持の沙門比丘宗圓の頃、半鐘を寄進す。破裂ょよりて寬文二年鑄改めるよし、當寺住持比丘融峯の文ょみえたり。鎭守宮。門の左ょあり、八幡稻荷大黑辨天の四座をまつる、擁護廟と號す。當寺十境の一なり。指月橋。當寺門外の流ょに架せる板

阿彌陀堂。同し左ょあり、善應殿と號そ。本尊ハ座像四尺五六寸、作者不レ知。左右ょ地藏多門等の像を安す。橋を號く、是も十境の一なり。餐霞谷。同所の庫裡の後の谷を云、道教の舊跡なり、故ょ今此地を字しく仙谷と號く是も當寺十境の一なり。採藥阜。秦徐福日本ょ來り仙藥を採と云々。攫霧松。同所關の左ょありしが、今ハ枯たり、土俗道祖神

松と云、一根五枝よして霧を攫むの如き故よ名とす、當寺十境の一なり。方丈旣成室といふ、十境の一なり。

大般若經六百卷。梵函よ收藏す。紙ハ黃色よして薄し。上古名緇高素の毫痕なり。其中源義經と辨慶が筆跡なりと稱するもの四卷ありて、其名を注せり。○下略。

——江戶名所圖會

印宗遊旅のとき筆記せし迚示す。一過返却も惜ければ、玆に寫止す。

武州橘樹郡稻毛領　　仙谷山壽福禪寺書寫之大般若經略記。

當寺は元來聖德太子之開基にして、千又餘年の古跡なり。八幡太郞義家公安部貞任宗任を征伐の時、當所長尾村に至りければ、五色の雪ふりて惡氣起りけり。是は惡黨の邪法を以て障りをなすならん、佛力の加護にあらずんば叶はじと、十六善神を祈念し給ひて、若し無レ恙征伐せば大般若經を書すべしと祈りありければ、惡氣も收り無レ恙征伐あつて、歸路此所に留り、大會堂に於て大般若を書寫なりて堂に納めをけり。其後又源九郞義經平家追伐の時、義家公の例を擧げて此大會堂に來り、義家公書寫の大般若を修補し、且散失不足の分を辨慶などと補ひ書寫いたされ、佛力の加被を祈られけるとなり。大會堂は今當寺の境內觀音堂を大會堂と云、又大會寺とも云。

當時御朱印七石餘。　境內山林八百坪餘。

右

大般若經六百卷之內、三百五十卷書寫、二百五十卷版木、紙は皆藥袋紙樣にして、一卷宛帙付。版木は兩樣あり。寫本は治承より以後之分計り。義家公時代のは無レ之。

右三百五十卷寫本之內、經の裏に左之通り記あり。義經の書は一卷、辨慶の書は三卷、其餘は僧俗左の通。最左の餘よも有レ之。盡く細見にあたはず。只見る處の分を略記す。

治承三年七月四日　　源實定惠房書レ之

同七月六日　　同　　人

同七月七日申時寫レ之　　同　　人

同七月十五日大會堂にて、三行他人　　同　　人

同七月十八日大會堂南面東に向て　　源　實　書レ之

同七月廿三日大會寺領內にて書レ之　　源實定惠房

同七月廿四日午時　　同　　人

同七月廿六日巳時書レ之　　同　　人

同七月廿八日　　同　　人

同八月二日　　同　　人

同八月四日未時　　生年十七才　僧　　宇

同八月七日申時私宅奉レ書レ是　　源　　實

同八月十五日申時　　同　　人

同八月廿一日　　同　　人

同八月廿六日　　同　　人

同八月卅日　　同　　人

德川氏入國以前

同九月二日　同　人
同九月三日　同　人
建久二年八月廿五日午時　清　秀
同八月廿四日　同　人
同八月廿五日　源朝臣九郎判官義經
武藏房辨慶
深大寺長辨
同　祖意

又一本の裏に　辨慶讀合了　辨慶一交了
又は一交了讀合了と是ある本も數卷あり。

弘長元年卯月廿日申時書寫了　清　秀
永仁
元亨二年壬戌三月四日
正中二年
建武五年六月廿日（於武州仙谷山壽福寺奉修理之畢。）　僧澄融敬書
應安三年
永和二年八月日　智　感
永德二壬戌六月日　化緣助成　左兵衞督源朝臣氏滿
同　壽王丸　同　爲宗光禪門淨興
同　上椙鶴壽丸　同　大石遠江入道聖融
同　龍崎下總權守平朝臣　同　但馬守滋野（泰貞 泰兼）
至德四年五月四日
應永五年三月日

右之分文政十三年寅七月二日印宗於壽福寺一覽之分略記之。
外に鐙二双あり。（一双はケヤキの木、一双は鐵。）極古物、六百年前のものと申す。

——甲子夜話續編

寺寶、大般若經六百卷、唐櫃ニ納ム。高倉院ノ御宇、治承三年ノ頃ヨリ書寫シ始テ、其後世々書キツキシガ、猶闕アリシヲ板木ヲ以テ補ヘリ。夫モ永和年中梓行ノ本ナリ。其筆者ノ名ヲ記セシハ、道成（年代ヲ知ラズ）、明豪（治承ノ頃）、修理法眼兼賢（永仁ノ頃）、源實定（治承ノ頃）、清尊（弘長ノ頃）、僧觀覺（年代ヲ知ラズ）、□運壽倫（至德ノ頃）、行信（年代ヲシラズ）、朝運、慶運、榮仙、（三人共ニ應永ノ頃）、祖意、深大寺長辨、（二人トモニ年代ヲ考ヘズ）、源實柱（建久ノ頃）、澄融（建武ノ頃）、阿闍梨嚴海等ナリ。中ニモ源義經及ビ武藏坊辨慶ノ書アリ。第五百八十八卷ノ末ニ記シテ云、九郎判官義經辨慶讀合了トアリ。コノ餘建久ノ頃ノ寫ニ、筆者ノ名磨滅シテ讀ガタキモノアリ。餘ハ多ク板本ナリ。後人ノ補書、コレハ元祿ノ頃和泉守宗彌（マヽ）、貞享ノ頃小出玄蕃頭重興等ガ名ヲ載セタリ。

——新編武藏風土記稿

仙谷山壽福寺。

稻田村（菅、字仙谷。）ニアリ。域內千六百拾二坪。臨濟宗。（〇中略。）慶安元年戊子九月、德川氏寺領七石ヲ付ス。境內幽邃ニシテ、十勝ノ目アリ。寺藏大般若經六百卷アリト云。

按ニ、寺傳云、大般若經六百卷、治承三年ヨリ始テ書寫シ、後世々之ヲ續書ス。其第五百八十八卷末ニ記シテ、九郎判官義經辨慶讀合了トアリ。緣起亦文治中義經辨慶等ト共ニ此地ニ來、寫經ノ闕ヲ補スト云。妄誕笑ベキノ甚シキナリ。

——武藏通志

泊船寺（禪）草創

永德二年（〇南朝弘和二年、紀元二〇四二年。）**僧龍光泊船寺ヲ大井**（〇品川區大井林町。）**ニ創建ス。**（〇四神地名錄。新編武藏風土記稿。江戶紀聞。）

天林山泊船寺。濟家の禪宗ニて、本尊阿彌陀如來。外に海中出現とやうせる妙見大菩薩、から金の鑄佛にて、靈驗あらたなりといふ。何國ニても土を出しか、海中より出現せし佛なれは、俗の信心甚しきは解しからたし。海上往來の船幾艘と破損をへし。海底ニも定あ石佛かな佛數多あるへし。一體おしき事之。

——四神地名錄

泊船寺。境內除地二段八畝二十八歩。當寺モ御林町ニアリ。臨濟宗。江戶赤坂種德寺ノ末ナリ。天林山ト號ス。永德二年開山龍光和尙草創セリ。中興ヲ千巖億坐元禪師ト云。延寶八年二月二十四日示寂ス。

本尊彌陀ヲ安ス。

妙見堂。內陣九尺ニ六尺。拜殿二間半ニ二間。北極殿ト扁ス。前ニ木ノ鳥居アリ。

稻荷社。二間四方ノ社ナリ。前ニ木ノ鳥居ヲ建。正一位靑雲靈老稻荷大明神ト扁ス。

牛耕庵蹟。客殿ノ南ノ方ニアリ。俳人芭蕉ノ建タル庵ナリシカ、享保四年回祿ニ罹リテ烏有トナリシカ、今ハ其蹟ヘ小堂ヲ搆ヘテ、芭蕉ノ像ヲ安セリ。

古碑二基。共ニ文字磨滅シテ、全ク讀得サレトモ、一ハ文和五年ト仄カニ見ヘタリ。

——新編武藏風土記稿

天林山泊船寺。　　禪。　　種德寺末。　　大井村。

開山、

本尊、阿彌陀如來。

稻荷社。社內三千百三十四坪。

——江戶紀聞

本光寺（法華）草創

永德二年壬戌（〇南朝弘和二年、紀元二〇四二年。）**法華宗ノ僧日什、南品川**（〇馬場町二丁目、今南品川四丁目。）**ニ本光寺ヲ創ム。或ハイフ、ソノ建立ハ至德元年甲子**（〇南朝元中元年、紀元二〇四四年。）**四月ニ在リト。孰カ是ナルヲ知ラズ。**（〇江戶砂子。江戶紀聞。江戶名所圖會。新編武藏風土記稿。妙國寺文書。武藏通志。）**因ニ日什ハ至德三年丙寅**（〇南朝元中三年、紀元二〇四六年。）**二月二十八日丙午**（〇丙午、三正綜覽。）**示寂ス。**（〇本化別頭佛祖統記。江戶名所圖會。）

本光寺事蹟

本光寺

經王山本光寺。　　京妙滿寺派觸頭三ケ寺之其一寺。　　南品川。

二位僧都日什上人建立。その以前ハ眞言宗なりしが、日什上人の法を聞て法花宗に改。日什上人ハもと天台宗ニて、叡山慈遍僧正の弟子玄妙法印と號。奧州會津羽黑山東光寺に住す。後ことつら法花宗ニ歸伏し、永德年中、奏聞を經、勅許を蒙て一派を建立す。正二位僧都ニ任。京妙滿寺の開山ニて、らの寺も勅願寺なり。

△日什上人廟。古松の下にあり。此松以前ハ五本ありしとそ。今は三本のこる。慶安のころ度々御鷹野のとき御腰を掛させられ、松の寺と上意ありしより、世ニ松の寺といひけるとそ。什門派の中、開山直建立日本六ヶ寺のその一寺なり。

△鬼子母神。中門の内にあり。靈驗ある像なり。寺中。受玄院。清光院。

——再板江戸砂子

經王山本光寺。　同〇法華宗。　同寺〇京妙滿寺。末。　同所。〇南品川。

六千三百五十坪。

開山、日什上人。

二十二世再興權大僧都日禹上人。鬼子母神久遠殿。

鐘樓。元祿中に鑄ところ也。

當寺ハ永徳二年壬戌、〇南朝弘和二年。日什上人の開基也。天正のころ北條家の軍兵亂そうをなし、この寺の鐘を岩付の城へもちゆき、いつしか沈滅せりと云。

——江戸紀聞

經王山本光寺。南番場にあり。日蓮の宗流にして、京師妙滿寺派の觸頭、江戸三箇寺の一室たり。永徳二年壬戌、二位權僧都日什上人草創の佛刹にして、則上人を以て開山祖と稱す。中興は日鏡上人なり。本尊釋迦如來。宗祖日蓮大士の像は作者詳ならず。又境内鬼子母神の像は日蓮大士の作なりといへり。〇中略。當寺往古ハ眞言の古刹なりしが、日什上人の時、蓮師の弘法を慕ひ、今の宗風に轉して法華道場とし、則上人創建の體用六箇寺の一員にして、當寺を用の長と稱せる是なり。六箇寺とは所謂奥州會津の妙法寺、遠州見附の玄妙寺、同國吉美の妙立寺、相州鎌倉の本興寺、京師の妙滿寺及び當寺等なり。

——江戸名所圖會

本光寺。除地三段七畝十八歩。妙蓮寺ノ西隣ナリ。經王山ト號ス。法華宗。京都妙滿寺末。什門流派ノ觸頭、江戸三ヶ寺ノ一ナリ。當寺則日什、永徳二年〇紀元二〇四二年。起立ス。什ハ明徳三年〇紀元二〇五二年。二月二十八日寂ス。後二位僧都ヲ贈ラル。客殿ハ八間ニ七間、南ニ向フ。本尊宗風ノ諸尊ヲ安ス。按スルニ、妙國寺文書ニ、寛正六年〇紀元二一二五年。十一月十九日、品川ノ領主上總前司沙彌道扶隨應庵跡敷地ヲ當寺ニ寄附セシコトアリ。又本光寺住持日磽、文明八年丙申〇紀元二一三六年。六月二十日、鈴木入道ニ贈ル書ニ、馬場地替代ニ本光寺地進置事、東者其方之堺、横西者法藏寺界、南ハ善仲寺界、北者妙行寺界、此分永代進置事云々ト見ユ。〇中略。昔ハ大寺ナリシコトシラル。〇中略。

鬼子母神堂。客殿ノ側ニアリ。

鐘樓。是モ客殿ノ側ニアリ。昔ノ鐘ハ天正年中北條氏ノ兵持去テ岩附ノ城ニ置。後ニ所在ヲ失フ。今ノ鐘ハ元祿年中新ニ鑄シモノナリ。銘文考證アリ。左ニ載ス。

武州荏原郡品川郷經王山本光寺者、人王百代後圓融院御宇、永徳壬戌〇二年、紀元二〇四二年。日什上人開レ基之也。向日什道既成。而朝二京師一之日、勅允二昇殿一時、則謁二傳奏鷹司中將一、而謹奏二我宗之利益一。帝感二其說一。新詔二二條攝政大樹源義滿一、使三上人致二寶祚長久之禱一。妙典圓滿之勤、莫レ有二怠慢一也。不二亦偉一哉。於レ是郡國建二當流之末派一、所謂體用六箇寺是也。且如二當寺一者爲レ用之長者也。自二義滿公一以還、武家之御教書、莫二世而不一レ賜焉。以歷二三百年一也。往昔天正北條亂、師旅經二過當寺一、梟鐘入二岩付城一而沈滅也。自レ是向後蒲牢頹轉久矣。二十二世住持權大僧都日禹上人、法風復盛、衆廢悉興、檀越宗救、爲下當二先考三十三回忌一兼願中九族元登覺路上、新鑄二九乳簴諸堂前一、庶哉此聲遠近而聞レ之者、開二衆家一發二深省一云。〇宗救は樋口宗二の父。〇下略。

塔頭。昔ハ塔頭三宇アリ。今其一ヲ廢ス。淸光院。鬼子母神堂ノ西南ニ在。受玄院。淸光院ノ南ニアリ。

——新編武藏風土記稿

寄進　武藏國南品川鄕本光寺隨應菴跡敷地事（三分一方内在之）

右爲ニ所レ志之尊靈等得脫三界頓證佛果一、令ニ寄進一者也、永代不レ可レ有ニ違失一之狀、如レ件。

寬正六年乙酉十一月十九日　（當御領主上總前司）沙彌道扶（花押）

馬場地替代仁本光寺地進置事、東者其方之堺積、西者法藏寺堺、南者善仲寺堺、北者妙行寺堺、

右此分永代進置事、書狀如レ件。

文明八年丙申六月廿日　本光寺住持日磽（花押）

鈴木入道殿（御宿所）

——妙國寺文書

經王山本光寺。

品川町（南品川馬場町貳丁目。）ニアリ。域内八百五十八坪。日蓮宗。元中元年甲子（北朝至德元年、〇紀元二〇四四年。）四月、僧日什之ヲ創建ス。日什ハ初天台宗ニ從ヒ、會津東光寺ニ入、玄妙ト稱ス。後僧日蓮ヲ慕ヒ、弘和元年辛酉（北朝永德元年、〇紀元二〇四一年。）法華宗ニ歸シ、名ヲ日什ト改メ、京師ニ至ル。德行叡聞ニ達シ、七月正二位僧都ニ任セラル。（新編風土記稿、二位僧都ヲ贈ラルト云。）後京都妙滿寺及本寺ヲ創建シ、元中九年壬申（北朝明德三年、〇紀元二〇五二年。）會津妙法寺ニ至リ、二月廿八日寂ス。年七十九。（法華靈場記。）寬正六年乙酉（〇紀元二一二五年。）十一月十九日領主某（上總前司沙彌道扶。）寺地若干ヲ寄ス。（妙國寺藏文書。）大永四年甲申（〇紀元二一八四年。）以下永祿ニ至ルマデ、北條氏屢禁榜ヲ付シ、軍兵ノ侵掠ヲ戒ム。（寺藏文書。）當寺巨刹タリシヲ知ルベシ。（〇中略。）寬文八年戊申（〇紀元二三二八年。）六月、幕府命シテ、全國一派ノ觸頭トナス。

——武藏通志

橘神社田園寄附、附、大戶社

永德四年甲子（〇至德元年、南朝元中元年、紀元二〇四四年。）二月、子母口村（〇橘村子母口字植臺。）ノ橘（〇立花。）神社ニ神田二段、同村大戶神社ニ神田一町ヲ寄ス。橘神社ハ日本武尊ノ妃弟橘媛ノ故蹟ト傳ヘ、村名郡名モ亦之ヨリ起ルトイフ。（〇江戶名所圖會。新編武藏風土記稿。日本地理志料。）

橘明神、蓮乘院事蹟

橘明神（橘樹神社）、別當蓮乘院

橘明神社。同所（〇子母口村。）府中道より四町あまり右の方山の上にあり。別當は眞言宗にして、蓮乘院と號す。祭禮は隔年九月九日に修行す。祭神は弟橘媛を祀ると云。神體は一尺三四寸計ありて、男體女體二軀を安置せり。（女體ハ弟橘媛、男體ハ日本武尊。）勸請の始詳ならず。（〇中略。）相傳、往古日本武尊東征の時、此地より發船なし給へりと云。（〇中略。）或は武尊此海中風浪の難に逢給ひし頃、橘姬の御衣及御冠などの具抔、此山の下に漂著せしとも云て、その說一ならず。（〇中略。）橘姬神廟、社地より二丁むかひ東に當りて山の中腹にあり。五六步の地を封して茅篠の類欝茂せり。相傳、日本武尊東征の時、此海上逆浪の災に逢給ふ、其頃弟橘姬の御衣及ひ御冠の具など流れ寄たりしを、土中へ收めたる舊跡なりといふ。

——江戶名所圖會

灘口（〇子母口に同じ。）鄕目錄

一町　大戶宮神田

二段　立花宮神田

領家方　能登出作（〇中略。）

惣都合三拾九貫六百十三文

永徳四年二月廿六日（○中略。）

立花社。村（○子母口村。）ノ西ニ寄テアリ。祭神ハ日本武尊橘姫ノ二神ナリ。日本武尊ハ東帶ニテ劍ヲ杖ツキ、御首ニ鉢卷ヲナシタマヘル姿ナリ。長一尺三四寸。橘姫モ裝束ニテ、瓔珞ノ下リタル女冠ヲメサレ、兩手ニ鏡ヲサヽゲタマフ形ナリ。ムカシハ玉ナリシヲ、今ハ鏡ニカヘシト云。尤古キ像ニハアラザルベシ。社ハ小宮ツクリニテ、覆屋アリ。拜殿三間ニ六間半。南向。前ニ鳥居タテリ。柱間八尺。土人ノ説ニ、此立花ノ社アルヲ以テ、郡ノ名起レリトイヘリ。サレドマサシク證據トスベキモノナケレバ、ヲボツカナシ。タヾシ立花ヲモテ唱フレバ、古キ宮ナルコトハ論ナシ。永徳四年（○至徳元年、南朝元中元年、紀元二〇四四年。）二月二十六日神田二段ヲ附シ事、前ニ載ル文書ニミユ。モシ中古郡ノ名ニヨリテ祭ソメタランニモ古キコトシルヘシ。例祭九月九日ナリ。村内蓮乘院ノ持ナリ。

末社、稻荷社。社ノ右ノ傍ニアリ。

辨天社。左ノ方ナリ。

蓮乘院。村（○子母口村。）ノ中央ニアリ。長唱山實相寺ト號ス。淨土宗ニテ、小杉村西明寺ノ末。開山詳ナラス。本尊ハ藥師ノ立像。長一尺六寸。客殿七間ニ五間半ナリ。

天滿宮、不動堂。共ニ境内ニ入右ノ方ナリ。ソノ内少シク高キ所ニ不動堂アリ。堂ハ三間ニ二間。不動ハタケ三尺ハカリ。立像ニテ古物ナリ。

古碑、三基。一ハ正應五年十月六日トシルシ、一ハ建武三年□□八日、一ハ文字磨滅シテヨムヘカラス。ソノ存スル故ヲ傳ヘス。

橘樹郡ハ國（○武藏。）ノ中央ヨリ南ノ方ニテ、（○中略。）古事記及景行紀等ニ載タル倭健命東征ノ時、相武國ヨリ船ヲ浮ベ給ヒシニ、海中ニシテ船ノ進マザリシカバ、后ノ弟橘媛海中ニ入給ヒシニヨリ、命ノ船忽進ムコトヲ得シ條ヲ證トシテ、當郡ニカノ弟橘媛ノ墓アル故ニ、橘ヲモテ地名トセシナラント云説アリ。今按ニ、郡中子母口村立花ノ神社ハ弟橘媛ヲ祭レルナリト云トキハ、橘媛ノ墓トイヘルモノ、モシ是ナリトイハンカ。今彼社傳ヲ尋ヌルニ、更ニ證トスベキコトモアラザレバ、是等ノコトハ今ヨリ知ルベカラズ。其正シク橘花ノ地名ノ正史ニアラハレシハ、安閑紀ヲ始トスベシ。（○中略。）又萬葉集ニ天平勝寶七歳（○紀元一四一五年。）二月二十日、武藏國部領防人使極正六位上安曇宿禰三國ガ進歌二十首ノ内ニ、橘樹郡上丁物部直根、及妻掠椅部弟女ガ詠ゼシ所ノ歌ヲ載ス。橘樹ノ郡名爰ニ初テ見ユ。（○下略。）

——新編武藏風土記稿

橘樹郡、太知波奈。（○中略。）按ニ景行紀一、日本武尊東征、妃弟橘媛從焉、（○中略。）意者當時建ニ本郡一、爲ニ御名代一以錄ニ其功一者。史官不レ載。蓋闕文也。郡之子母口村有ニ立花神祠一。祀ニ弟橘媛命一。土人傳爲ニ殯殮之處一。郡名所レ由、足ニ以徵一矣。

——日本地理志料

橘樹神社。橘村（子母口字植臺。）ニアリ。域内三百五拾七坪。日本武尊橘媛命ヲ祀ル。創建詳ナラズ。元中元年甲子（北朝永徳四年○至徳元年、紀元二〇四四年。）二月廿六日、神田貳段ヲ付ス。（岩松文書。）其古社タルヲ知ルベシ。按ニ橘媛命ヲ祀ルヲ以テ、其地ヲ橘花ト稱シ、郡鄕ノ名亦之ニ因テ起ル。其上古ノ社タルヲ知ルベシ。

——武藏通志

附、大戸社

大戸社。字宮原ニアリ。祭神ハ橘ノ神社ノ神體ニ同ジ。立像ニテ、長一尺二寸バカリナリ。大戸明神ト

號ス。或ハ青戸トモカケリト。此外社ノ内ニ石劍二振アリ。共ニ三ツニヲレタリ。是ヲイツニナサバ、ソノ長サ四尺ノ餘ナリ。是ハ神體ナリトモミヘズ。イツノ頃ニヲサメシヤ詳ナラズ。是モ永德四年二月廿六日、大戸宮神田一町ト文書ニ見ユレバ、古キ宮ナルコト、シルベシ。當社モ蓮乘院ノ持ナリ。

――新編武藏風土記稿

大戸明神。橘明神の社より後へ二町あまり回りて、西の方此山の上にあり。蓮乘院兼帶す。祭神大斗乃辨神を祀ると云。（神世七代の中にまして、二柱神なり、則女神にましくて、男神を意富斗能地神と申奉る。）神體は一尺三四寸ありて、男女の容貌にして、二軀あり。（按ニ男神形ハ、意富斗能地神、女神の形ハ大斗乃辨神の神影なるべし。）

――江戶名所圖會

深大寺佛畫施入

深大寺佛畫施入事蹟

至德元年甲子（○南朝元中元年、紀元二〇四四年。）六月十八日乙酉（○乙酉、三正綜覽。）僧行昭、十六善神ノ畫像ヲ深大寺ニ施入ス。（○私案抄。）

佛畫施入文

敬白深砂大王御寶前一

奉施入一拾六善神王畫像壹舖

發願　新命二畫工一　奉三以圖繪一施二入寶前一　□主世尊　法涌常啼　深砂大王　十六善神　般若鎭護

威神勇猛　聖朝安穩　寶祚延長　三統有レ慶　八埏無レ事　寺院繁昌　闔縣殷賑　善神王車　脂二㮺蘇轄一

摧二四广塵一　轟二轉讀門一　深砂神船　掉二弘誓海一　謐二五濁浪一　到二菩提岸一　般若惠日　高照二三世一　無明迷

闇　自然朗耀　經王法樂　廣施二十方一　有習毒疾　悉以得レ差　色即是空　總持妙花　開二敷意樹一　吐二解

脫芬一　空卽是色　智惠覺月　明二了心地一　耀二遍照月一　護持佛子　滅罪生善　過現未來　悉地成就　願以

此德　普及自他　有頂無間　利益周遍

旹至德元年甲子六月十八日

願主　權大僧都　行　昭　敬白

――私案抄

川崎眞福寺（眞言）再興

至德元年甲子（○南朝元中元年、紀元二〇四四年。）僧覺眼川崎ノ古刹眞福寺ヲ再興ストイフ。（○新編武藏風土記稿。）

眞福寺。東ノ側（○川崎新宿間。）ニアリ。昔ハ六鄕ノ渡頭ニアリシカ、洪水ノ時境内川中ヘ崩レ入テ其地ヲ失ヒシニヨリ、今ノ地ニ移レリト云。新義眞言宗。神奈川宿金藏院ノ末寺ニテ、瑠璃光山金剛院ト號セリ。又東照坊トモ稱ス。客殿五間ニ七間。本尊藥師。木ノ坐像ニテ長六寸許。左右ニ日光月光ノ二菩薩及十二神ノ像アリ。各立像ニテ、長六寸許。共ニ行基菩薩ノ作ナリト云。相傳フ、此藥師ハ聖武天皇孝謙天皇御二代ノ御守護佛トシテ崇敬シタマヒシ所ナリト云。其後程ナク建立セル寺院ナリトソ。古寺寶ニ唐佛トモ覺シキ大日アリテ、弓削道鏡カ崇尊セシト云傳ヘシ尊像ナリ。又道鏡カ所持ノ獨鈷モアリシトソ。ソレラ皆戰國ノ時坊舍ト同ク回祿ニアヒテ烏有トナリシトイヘリ。古記錄モ此時失ヒシト云。其後至德元年ニ至リテ、法印覺眼ト云僧再興セシトナリ。ソレヨリ十七世ノ住持榮譽中興ス。此僧ハ元祿十二年九月廿一日寂セリ。

天王社。門ヲ入テ右ニアリ。

地藏堂。是モ同邊ニアリ。地藏ノ像ハ長二尺許。石ノ立像ナリ。

――新編武藏風土記稿

法禪寺（淨土）草創

至德元年甲子（○南朝元中元年、紀元二〇四四年。）淨土宗ノ僧定實（○言譽。）法禪寺ヲ品川（○北品川二丁目。）ニ創建ス。（○江戶砂子。江戶志。江戶紀聞。品川法禪寺過去帳。品川法禪寺回答。新編武藏風土記稿。深川寺社書上。東京近郊名所圖會。）

隣海山法禪寺。　岩付淨國寺末。　新宿。

補前板法蓮寺とあり、誤之。

寺中、貞樹院。　——江戸砂子

法禪寺。　淨土宗。　增上寺末。　同。〇北品川。

開山。言譽上人。

寺中、貞樹院。　——江戸志

山法禪寺。　二千三百六十七坪。　淨土宗。　增上寺末。　同處。〇北品川。

開山、言譽上人。

寺中、貞樹院。　——江戸紀聞

品川法禪寺ハ淨土宗、臨海山光照院ト號シ、至德元甲子年〇南朝元中元年、紀元二〇四四年。ノ創立ニシテ、開山ハ誠蓮社言譽說阿定實上人ナリ。貞享元年江戸大火ノ際、累ヲ延テ回祿ノ災ニ罹リ、古記錄ヲ失ヘリ。然レトモ幸ニ大師尊像及緣起ハ此難ヲ免レタリ。　——品川法禪寺回答

玆ニ武藏國荏原郡品川淨土宗臨海山光照院法禪寺ハ、至德元甲子年〇南朝元中元年紀元二〇四四年。ノ創立ニシテ、開基ハ開山言譽定實上人ナリ。抑當寺ハ是ヨリ先山城國ニ陰陽師阿波之助ナル者アリ。故アリテ關東ニ下向セントスル時、我月輪尊像ヘ御暇乞ノ爲ニ拜禮致セシニ、其夜ノ靈夢ニ據リ、此地マテ大師御自作ノ木像ニ供奉シタリ。當時此地ニ一ノ草庵アリ。偶々庵主ノ願ニ據リ一泊シタマウニ、翌日阿波之助出立セントスルニ、尊像重クシテ上リ給ハス。斯ク靈驗著シキヲ以テ、里俗擧テ信心ヲナシ、遂ニ開山ト力ヲ協セ、時ノ官府ニ乞フテ當地ヲ東西南北六十餘間申請シテ、公稱創立シタリト云。惜カナ、當寺ハ數度ノ火災ニ罹リ古記錄ヲ失ヘリ。然レトモ幸ニ大師尊像同シク緣起ハ此難ヲ免レタリ。〇下略。

明治廿五年壬辰九月　法禪寺廿七世　巍譽昌巖誌

十二世岸譽圓哲上人之大師直筆名號之厨子裏面記文其他宗祖大師緣起入蒔繪箱ニモ臨海山光照院トアリ。十七世終譽知頑上人ノ改立サレタル開山上人之石塔ニハ隣海山遍照院トアリ。何レカ信ナルヤ、僞ナルヤ、判シ難シ。然レ𪜈予兩上人之別記刻書文意ニ就キ、十二世上人之書置アルヲ信ナリト認ム。

巍譽誌

大師直筆御名號厨子裏面之文ニ曰

武州荏原郡臨海山光照院法禪寺常什寶阿彌陀如來六字果號者、元祖圓光大師眞蹟而所ㇾ賜㆓阿波之助㆒也。往昔阿波之助奉ㇾ笈㆓圓光大師尊影㆒下㆓向於關東㆒、因㆓於靈夢㆒奉ㇾ留㆓於此地㆒之時、則添㆓此名號㆒而所ㇾ爲㆓其證驗㆒無ㇾ疑者也。於ㇾ是東照神君公御信仰不ㇾ淺、且桂昌殿今年圓光大師御忌法要之節表㆓具厨子㆒御紋附御造營被ㇾ成候者也。

元祿十七申年正月　當住　岸譽圓哲（書判）

開山石碑刻文寫

惣境內除地間數

東方北南五十四間、南方西東六十四間

北方西東五十五間、西方北南四十一間半

貳千八百七十五坪、但七反八畝廿歩、

東西門前地三反六畝十二歩年貢地、

往古石碑及ニ破壞一故、十七世終譽改レ之。（○以上右側面。）

開山言譽上人塔（明德元庚午年九月十三日烏寂）

武州荏原郡品川隣海山遍照院法禪寺

起立至德年中、開山實公上人明德元庚午天

九月十三日寂。至ニ今寶曆九戊卯天一迄三百七十歳（○以上左側面。）

——品川法禪寺過去帳

法禪寺。除地七段八畝二十七歩。養願寺ノ北隣。歩行新宿一町目ノ西側ニアリ。淨土宗。芝增上寺末。隣海山遍照院ト號ス。明德元年（○南朝元中七年、紀元二〇五〇年。）言譽定實剏立シ、玆年九月十三日寂ス。本尊阿彌陀。坐像。長七尺。又圓光大師自作ノ坐像アリ。長二尺。昔ハ表通海道ニ傍テ二段四畝ノ地ニ門前町屋アリシカ、享保七年歩行新宿ニ收入シテ、其名廢ス。境內ニ古碑四基アリ。文保二年（○紀元一九七八年。）六月二十九日、建武五年（○紀元一九九八年。）曆應三年（○南朝興國元年、紀元二〇〇〇年。）曆應四年（○南朝興國二年、紀元二〇〇一年。）四月二十一日ノ年月ヲ彫刻セリ。寺寶。彌陀名號、一軸。圓光大師筆。厨子戶帳ノ類ハ元祿十五年桂昌院殿ノ御寄附ニテ、葵ノ御紋付。觀音堂。觀音ハ桂昌院殿ノ賜物ナリ。當時尼公ノ仰ニ依テ、本尊圓光大師彫像ヲ御覽ニ入、返シ給フ時ニ此賜アリシト。立像。長二尺。

塔頭。貞樹院。門ヲ入テ左ニアリ。本尊彌陀。長二尺。

開山、誠蓮社言譽上人說阿定實大和尙。（○明德）元庚午年（○紀元二〇五〇年）九月十三日。

——新編武藏風土記稿

二世、本蓮社覺譽上人超阿玄佐和尙。（○應永）廿七庚子年（○紀元二〇八〇年）六月十五日。

三世、深蓮社心譽上人淨阿清典和尙。（○享德）二癸酉年（○紀元二一一三年）三月四日。

四世、聽蓮社諦譽上人不能法隨和尙。（○文明）十一己亥年（○紀元二一三九年）正月二十八日。

五世、進蓮社登譽上人理涯智察和尙。（○明應）五丙辰年（○紀元二一五六年）正月十二日。

六世、讚蓮社唄譽上人稱廓良然和尙。（○天正）十六戊子年（○紀元二二四八年）三月十二日。（○五世智察ノ示寂ト六世良然ノ寂年トノ間隔約百年ニ近キハ疑フ可シ。）

七世、通蓮社貞譽上人了阿源洞和尙。（○慶長）十九甲寅年三月廿七日。

深川法禪寺開山長蓮社英譽上人心阿。（○慶長）七壬寅年九月二十二日。○補記。

八世、念蓮社稱譽上人直信單立和尙。（○寬永）十四丁丑年正月十一日。

九世、性蓮社相譽上人頓阿教傳和尙。（○正保）四丁亥年正月十二日。

十世、教蓮社頓譽上人得生念廓和尙。（○寬文）六丙午年五月六日。

十一世、行蓮社教譽上人念阿呑榮和尙。（○延寶）四丙辰年五月十三日。

十二世、到蓮社岸譽上人一法圓哲和尙。（○寶永）二乙酉年正月二日。

十三世、圓蓮社一譽上人頑向知悅和尙。（○享保）四己亥年三月十五日。

中興十四世、生蓮社卽譽上人十阿貞瀧和尙。（○享保）十三戊申年七月十七日。

——品川法禪寺過去帳

京都智恩院末
淨土宗鎭西派　日照山專求院法禪寺

至德元子年（○南朝元中元年、紀元二〇四四年。）於ニ品川一法禪寺起立。

開山言譽上人定實和尙。明德元午年〇紀元二〇五〇年。九月十三日寂。

——深川寺社書上

法禪寺は、善福寺の南隣に在り。隣海山と號し、遍照院と稱ﾐ。淨土宗にして、芝增上寺の末なり。門內地藏堂あり。石像地藏尊を安置す。磨滅して、殆とその形を失ふ。頗る古きものに似たり。又鐘樓の東畔に流民叢塚あり。天保七年丙申流民の死者を葬りし所とﾐ。本堂は土藏造りにて、鐵扉を附す。堂前に萬靈塔を建つ。增上寺五十五主大僧正在禪の名を認む。境內に、文保二年（五百九十三年前）六月二十九日、建武五年（建武は二年に止る、五年は曆應元年なり。〇建武三年ニ延元ト改元セシハ南朝ナリ。北朝ハ建武五年ニ曆應ト改元ス。五百七十三年前）、曆應三年、曆應四年四月二十一日と刻したる古碑ありしよしなるが、今は見當らず。又圓光大師自作の坐像なり。長二尺、別ﾆ安置せる正觀音は幕府の桂昌院より賜りしものなり。當寺は明德元年（五百二十一年前）言譽定實の創立する所にて、本尊は阿彌陀。坐像。長七尺。

——東京近郊名所圖會

增上寺改宗（淨土）

至德二年乙丑〇南朝元中二年、紀元二〇四五年。貝塚〇麴町區。ノ眞言宗光明寺ノ僧聖聰〇酉譽。淨土宗ノ僧聖冏〇了譽。ノ弟子トナリテ改宗シ、寺號ヲ增上寺ト改ム。〇江戶雀。江戶名所記。江戶鹿子。江戶砂子。三緣山方丈歷代系譜。三緣山志。天正日記。再校江戶砂子。南向茶話。江戶志。望海每談。東京通志。大日本地名辭書。傳通院記。東都紀行。

光明寺改宗事蹟

光明寺改宗

三緣山增上寺の開山は、上總國之住人千葉之助の末孫千代松といひし少人也。幼稚の時より出家をとげ、後は其名を聖聰と申ける。然るに眞言の宗流を汲て秘密金剛の妙用をあふぎ、遍照舍那の實際を求め給ひて、のちには江府の貝塚の臺光明寺に住せらる。今此地は松平伊豫守殿、其頃おひ人王百一代後小松院の御宇にあたれり。于時至德二年乙丑〇南朝元中二年、紀元二〇四五年。の夏、光明寺にして論議あり。讃題は、善導大師の四帖の疏に長時起行果極菩提といふ釋文なり。然るに此聖聰一山の能化として、諸化の輩問者答者たがひに法問の扉をひらき疑難の石をくたかんとﾐ。爰に源空上人より七世、西蓮社了譽聖冏上人は、托鉢の體にて彼講席法文の場に立て、つく〴〵是をきゝたまひて、莞爾と笑て歸り給ふ。聖聰此由を見て、みつから座を立て跡を追ふて尋ね給ふ。やう〳〵淺草の邊にて追付、終に其笑をふくみて退事を問ひ給ふに、了譽其故を答給ふ。それより互に口に劍戟をふくみ、身に妙道の鎧をきて、釋福文の利に勝んと、暫く問答し給ふに、淨土の奧儀に舌をまき、聖聰ふかく此法を念して、今迄の惡念名利の鉾先を折て、忽我法をすてゝ了譽上人の弟子となり、則我寺を改めて三緣山增上寺と號して、今に大蓮社酉譽聖聰上人と拜し奉る。第二代は明蓮社冏仰上人なり。第三世は定蓮社聖觀音譽上人と號ﾐ。〇中略。其後時代遙にをしうつりて、第十二代の和尙を貞蓮社源譽上人と號ﾐ。是こそ東照權現台德院殿將軍家二代の戒師たり。慶長十五年庚戌〇紀元二二七〇年。に當て普光觀智國師の號を賜りぬ。

——江戶雀

三緣山增上寺の開山は總州千葉介の末孫として、源空上人七代の嫡裔西蓮社了譽聖冏上人の高弟たり。大蓮社酉譽聖聰上人と號す。酉譽はもとこれ眞言の宗流を汲で、秘密金剛の妙用をあふぎ、遍照舍那の實際をもとめ、しかもまた兼ては淨土念佛の風義を學びて、三心卽一の窓のまへには、五念四修の月をもてあそび、事理俱頓のはやしの中には、實報受用の花を詠じて、武州江府の貝塚の臺光明寺に住せらる。その地は今松平伊豫守殿の家とぞれり。そのころをひ人王百一代後小松院の御宇なり。時に至德二年きのとの丑〇紀元二〇四五年。

の夏、光明寺にして論議あり。讃題は善導和尚の四帖の疏に、長時起行果極菩提といへる釋文あり。西譽上人能化として、所化のともがら問者答者たがひに法門の扉をひらき、疑難の關をくだかんとす。爰に聖冏和尚は托鉢の體にて、かの講席法問の場に立て、つら〳〵これを聞て、莞爾と笑て立かへらる。西譽上人此よしを見て、みづから座を立て、跡を追てたづね行給ふに、淺草の邊にして追つめ、つゐにその笑をふくみて退く事を問給ふに、冏公その故をこたへらる。たがひに問答ありて、淨土の奥義をのべ給ふに、西譽上人ふかく法味をあぢはひ、豁然としてさきの惡念名利の鉾先を折て、たちまちに眞言宗をすてゝ、ひとへに淨土宗に歸し、すなはちわが寺光明寺をあらためて、三縁山增上寺と號し、聖冏上人の弟子となりて、一心金剛の血脈をうけ給ひけり。

——江戸名所記

三縁山增上寺廣度院。　寺領一萬五百四十石。
人皇百一代後小松院御草創。　關東淨土檀林總本寺。
本尊阿彌陀如來。惠心僧都作。座像四尺。
開山。大蓮社西譽上人存應大和尚。〇中略。
開山西譽上人は、下總の國、千葉の人。父は千葉陸奥守平貞胤。母は新田氏之。幼名德千代丸と云。九歳にして千葉寺に出家シ、密教ヲ學ぶ、至德貳年〇紀元二〇四五年。了譽上人傳通院開山の弟子と成、淨土門に入ル。後武州豊嶋郡貝塚之勝地を得て、一宇を草創ス。今の三縁山是之。事蹟傳通院の來由と引合て見るべし。〇傳通院ノ條下ニイフ、「是增上寺開山上人西譽なり。師に先達て武州に來り、貝塚に增上寺を開基し給ふ」云々。
當山、いにしへは貝塚にありしが、其時は光明寺といひしとぞ。貝つかと云は、今糀町平河天神の邊なり。慶長のはじめ芝にうつさる。其以前より增上寺と改められしと云。其跡後に越後中將の御舘となりしとぞ。

——江戸鹿子

三縁山廣度院增上寺。　芝、檀林。　寺領一萬五百四十石。
人皇百一代後小松天皇御草創。開山、大蓮社西譽上人聖聰大和尚。〇下略。江戸鹿子ト同文ナリ。

——江戸砂子

當寺草創之地は貝塚、今糀町邊。中頃移二比々谷邊一。後慶長三年戊戌〇紀元二二五八年。移二于芝一云々。

——三縁山方丈歷代系譜

武藏國三縁山增上寺廣度院といへるは、善導大師觀經疏定善義廿八云、衆生起レ行、口常稱レ佛、佛卽聞レ之、乃至、故名二親縁一也、文、又云、衆生願レ見レ佛、卽佛應レ念現二在目前一、故名二近縁一也、文、又云、衆生稱二念佛一、卽除二多劫罪一、乃至、故名二增上縁一也、已上。此文によりて山寺號とす。
鎭西流の正嫡、白旗派の傳場にして、一宗乃大叢林なり。慶元御開國の後は御當家御菩提所とし、檀林御建立に及びては、惣錄官制の魁首たり。舊史淸記にのする處にして、由緣旣に遠く聚成亦長し。倩往世の來由を考案するに、二の說あり。一には山庫記云、其來由不レ詳、第三十四世ゟ西譽上人也、此時迄眞言古義を學びて一本寺なり、子院數多ありて論議怠りなし、故今猶論議の清逸なるも往世の高風なりとかや、寺貝塚今喰違紀伊家彦根侯のあたりを合せ寺境なりと云々。にふりて四百年餘、其後日比谷の邊今の地なり。に御造營被レ成下一しと云々。二には、或云、當山はもと貝塚にあり、開祖は宗睿大僧都なり、僧都白山をはじめ北國東國に立こへ、諸方に梵閣を建、遊行弘教ありし事釋書に出、當山も其一にして年古甚遠し、七堂伽藍双備の靈場なりしかど、代々の戰爭に、或は陣所とし、或は破却せられ、數代幽蔽たり、されども教燈は消ずして、建

武貞治までも數十代佛場たりしを、西譽上人是を改め興し、淨土の談所とせられ、又數代の後觀智國師大神君と宿契深因にして是をはかり、中興として御菩提所とおけり。然れバ當山ハ關東の古跡大神君の御再興も實に故あるらむと云ゝ。始の庫書に三十四代とあるによれバ、此説も又據あるに似たり。後哲是を校考セバ、補功多かるべし。此時まで光明寺と名づけし事ハ、山庫記、曆代譜、大業廣記、江戸名所記、江戸砂子、其外の書に出されバ、光明寺ハもと眞言宗にして、改宗開山ハ西譽上人なる事明らなり。

眞言僧光明法印語テ（智積院所化。）云、武藏國光明寺ハ、もと下野國藥師寺に附し、のち醍醐の流に浴し、理性院の末寺に其名あり、事蹟ハ不レ詳と云々。（○中略。）又或云、光明寺といへるは、淨土宗良榮上人の開基にして櫻田にあり。其後三河國より一向宗の僧來りて改派し、今西久保にありて西本願寺に屬す。（○コノ光明寺ノコトハ天文九年ノ條ニアリ。參照。）當山をも光明寺といへるは、兩寺別なるにや。又彼寺も歷代永く延寶の比十八世と鐘銘にあれば、改派にまぎれなし。光明寺もしくは二寺ありしにや云々。

經歷和尙云、當山もと龍の口にありて、眞言宗にて年久し。上杉民部大輔新田武藏少將義宗朝臣をたすけ、武藏野合戰の時、尊氏卿陣所と定められし舊地なり。尊氏卿は代々眞言を崇敬ありて、下野國鑁阿寺を建立し、一族悉く歸敬の佛閣なり。尊氏卿のさたとして、鑁阿寺の末支たり。賜りし書も數多有しを、其後千葉北條上杉太田の合戰のたび〳〵陣所となり、或ハ兵火に灰燼し、或ハ賊徒にかすめられ、今殘る器書なし。此事ハ古傳の記錄に漏さる事也と、先師の法祖延寶三年に書殘せる玉枝露といへるものに載と、云々。年光移り物改り、事かはれる世中なれハ、區說其正考を得ず。惜むべし。

增上叢基

人皇百一代後小松院御宇至德二丑年（南朝後龜山院元中二年なり。）西譽上人淨家に宗戒改め、年廿八歲にして、明德四酉年（○紀元二〇五三年。）十二月、當山を興隆し、般舟蓮社の談法論場とし、四方に雲水をあつめ輪下に講演し、自他宗の碩德を招請し、不斷法問の伽藍とに。千葉佐竹の一族、或ハ喜で法器を寄附し、或ハ田園材樹を捨入す。是みな上人の俗緣にて、殊に大家高門のゆへに其出塵をよみし、又德行を感じ、他領といへども是に及バれける。又此ころ江戸但馬守齋藤大膳亮太田道眞なども歸依助造せしとぞ。（○中略。）禪林の英傑龍隱寺俊德和尙と莫逆の法友たり。俊德師青松寺をひらくの時に至り、永く寺軒を並べ、行末繁榮を俱にすべきと約せられしとなり。故に始貝塚にて門をならべ、後當山を今の地に移されし時も又同じ地にならべりと云々。

——三緣山志

天正十八年（○紀元二二五〇年。）八月朔。かのえむま。はれる。いちば迄、藤兵衞、權右衞門、小むらひにて、忠右衞門、いろ〳〵書付出す。八半時、貝塚へ御着。御膳被二召上一、七時過御入城。めでたさ申ばかりなし。（○中略。）九月三日、貝塚の御寺火をあやまち、開山堂もり燒ける。

——天正日記

貝塚。半藏御門の外をいふ。中古愛宕下青松寺此邊にありしとぞ。一書曰、甲斐塚、むかし甲州道の一里塚なりしよし。又貝塚といふハ、今も此邊やしきの內にありといふ貝塚法印の塚といふ。其來歷詳ならず。青松寺の跡ハ、今の馬場より南にて、至て大寺なりしと。今ハやしき數々にある。

糀町貝坂ハ、元ハ芝青松寺の舊地にて、此寺青松甲斐と云人の草創なる由。此處當時玉虫氏の屋敷に、其跡あり。ゆへに甲斐坂といふよし。

——再校江戸砂子

貝塚。半藏御門外、平川天神の邊までの惣名なり。むかし此邊ニ山王社あり。再板江戸砂子云、（○上卅。中略。）貞雄おいはく、貝塚法印の塚は玉虫八左衞門殿の屋敷内に侍るとぞ。

——南向茶話

貝坂、かうじ町四丁目南の方、貝塚の所にある坂なり。南向茶話云、（○上卅。中略。）今按ニ、玉虫氏やしきに塚あり。是を貝塚と云。其上に古き石碑あり。年月も見へず、法號もなし。只平氏女とばかりかすかに見ゆ。八幡宮ヲ崇て今ニあるとこ。

土橋。清水坂より紀州御中屋敷へ行喰違土手のまへ。

増上寺舊地。土むしの邊。貝塚の内。

寺社拾遺ニ云、往古ハ光明寺とて、眞言宗之、至德二年乙丑（○紀元二〇四五年。）の夏、此所ニて住持聖聰論議有しを、法然上人より七世の孫弟小石川傳通院の開山西蓮社了譽聖冏上人、立よりて此法問を聞、莞爾笑ひ歸り給ふを、聖聰淺草の邊まで追かけ問答し、了譽の答に歸依して、眞言宗を捨て淨土宗となり、光明寺を改めて増上寺と號し、了譽上人の弟子となり、大蓮社西譽聖聰上人と申けると云々。

——江戸志

三縁山増上寺、古へは光明寺と云て、眞言宗にて、赤坂の貝塚にありしか、後年今の芝の地に移れり。當時三代目西譽上人の時、傳通院の良譽上人の弟子と成。是より寺も淨土宗と成、増上寺と寺號を替たり。西譽より四代目を穩譽と云。此上人常の誓願にも法談の場へ黒雲たな引かゝりしかは、上人頓て其雲に飛乘立去給ふ。是を世ニ火車に乘るといふ。西譽より八代存應源譽の時、關東御入國成て、貝坂の寺前を御通りの時、存應門前へ立出御禮申されしかば、當地にての御菩提所の御約束遊されて、明朝當寺へ御入成さるべく、御齋召上られ候様との仰にて、翌朝御來臨遊されたり。貧地のことなれば差上べき品もなしと、御粥を差上候。其御汁に黒大豆を入られたり。是より御檀縁として、御歸依ニ付、寺次第に繁昌し、右の御齋を此寺の佳例として、年々元朝の粥當寺の祝儀なり。淨土の法式定めにて、大檀林の頭として、諸檀林の能化當會下より皆出る。四ケの本寺の智恩院と對座なり。光明寺傳通院是に差し續て二番紫衣なり。大光院弘經寺常福寺は一番紫衣なり。其外檀林殘らず香衣なり。當寺の下知を得るを以て大僧正なり。

——望海每談

三縁山廣度院増上寺。

芝區芝公園地内ニアリ。域内七千七百四拾壹坪。淨土宗關東總本寺。拾八檀林ノ稱首タリ。（存應ノ時關東淨土宗拾八院ヲ選ヒ檀林ト定ム。）古ヘ貝塚（貝塚ハ麴町平河町ノ邊ヨリ赤坂一ツ木ニ至ル郷名ナリ。本寺當時今ノ赤坂喰違ノ邊ニアリト云。）ニアリ。光明寺ト稱シ、眞言宗タリ。明德四年癸酉十二月僧聖聰（大蓮社西譽。）改テ増上寺ト號シ、淨土宗トナス。是ヲ開山第一世トナス。（聖聰下總人。千葉氏。陸奧守氏胤ノ子。初胤明ト稱ス。永享十二年庚申（東國高僧傳應永廿四年ニ作ル）七月十八日寂ス。年七十五。）天正十八年庚寅第十二世僧存應（貞蓮社源譽。）ノ時、徳川氏以テ香火院トナス。慶長三年戊戌八月今ノ地ニ移ス。

——東京通志

貝塚とは、麴町の南、櫻田の北なる古村名にして、西は一ツ木（赤坂）に連なりしごとし。即今の平川町、紀尾井町、隼町及び永田町の一部を籠めしならん。永祿役帳に、太田大膳亮、六十二貫六百文、丙

中（天文五年。）一木、貝塚とある、是也。（一說、貝塚とは一木の屬名かと云へど、本書の例を推すに、一木貝塚は二地并記の體なりと知らる）。又俗說、貝塚とは靑松甲斐と云ふ人の墓あればと談するも、徵證あるにあらず。傍例を推すに、謂ゆる介墟のみ。

新編風土記云、今赤坂一木町の傳に、往古此地及び麴町の邊まで海濱にして貝多き地なれば、開墾の砌、貝殼あまた積みて山の如くになし、塚を築きしより、此名起れりと。今も麴町武家地の內に、彼古蹟あり。

——大日本地名辭書

西譽上人、下總國貝塚より武藏國豐嶋郡にうつて一寺をひらき、三緣山增上寺と名け、宗門の學徒を四方の國より來集せしむ。故につひに貝塚上人とも、貝塚法印とも名く。（中略。）今江戶麴町貝塚は則上人の塚なり。彼塚を貝塚法印の塚と傳ふ。其比は野路廣く此名もなき所へ、下總國貝塚より移り來て、一寺開基ありしかば、人尊稱して貝塚上人法印と云。是其ころ當國は新義眞言の山伏のミ多く住在し、淨土門などは一ヶ寺もなかりしかば、人皆法印といふは尊稱の義なり。上人千葉家の賢息なれば、尊稱の名つひに地名となれり。

——傳通院記

貝塚。今邊田、加曾利等と相合せ、都村と改む。千葉の東半里、此を經て佐倉に往來すべし。（中略。）相馬日記云、印幡郡より千葉郡の荒野に出づ。（中略。）ふるく葛飾野など云へるも、此野の西の方のつゞきなるべし。貝塚村を過ぎて、千葉の里に入る。（東葛飾郡塚田村ニモ貝塚トイフ地名アリ。單ニ下總國貝塚ニテハ、孰ナリヤ不明ナルモ、西譽ハ千葉寺ニ出家ストアレバ、コノ千葉市外ノ貝塚ナラム。）

——大日本地名辭書

大名小路に至りて見れば、云々、（中略。）抑も關東御打入の昔、此わたりは增上寺の境內にして、本堂は今の數寄屋橋の內堀大和守が元屋敷の邊といへり。今の外櫻田は沼地なりし。芝にたゝせ給ふ神明も、此寺の鎭守の樣にて、日比谷に宮は有りしとか。されバ今の霞ヶ關筋まで增上寺領にして、其時はや二千石の寺領有しといへば、此大名小路下町の築立たる等は皆田にてや有けん、しらず。

——東都紀行

至德三年丙寅（南朝元中三年、紀元二〇四六年。）二月二十八日甲寅（甲寅、三正綜覽。）法華僧日什示寂ス。或ハ明德三年壬申トナスモノアリ。（本化別頭佛祖統記。江戶名所圖會。）

日什傳

京兆妙滿寺開山日什上人傳

師諱日什。字賢明。（後更㆓玄妙㆒。）奧州會津之產。天台宗妻帶禿丁、有㆓子千代壽麻呂㆒。一時猛省。頓捨㆓妻子㆒、爲㆓眞間出家㆒。上㆓比叡山㆒、師㆓事慈遍僧正㆒。具受㆓教觀㆒。克通㆓顯密㆒。道器漸治、挺埴價重。職㆓羽黑山㆒。檀越葦名氏請ㇾ講、師繙㆓天台三大部㆒。雲棠幾乎千數、羽奧之間、走卒兒童、呼㆓玄妙阿闍梨㆒。或時思惟、法華經有㆓本迹二門㆒、付屬亦有㆓迹化㆒、有㆓本化㆒、時亦云㆓像法㆒云㆓末法㆒、嗟呼今也時運末法、佛讖㆓本化出現之秋㆒、而未ㇾ見㆓其人㆒者何也、憶想網中卷而懷ㇾ諸。總之下州八幡庄、有㆓眞間氏左京㆒。性敏好ㇾ學。就ㇾ中篤ㇾ佛。因ㇾ遊㆓奧地㆒、途聽㆓玄妙㆒。枉ㇾ步通ㇾ謁。臨ㇾ席碌々、複齎㆓別頭開目鈔、觀心本尊鈔㆒。師竊讀ㇾ之、多年意霧一時散然。感淚不ㇾ已。舊曆之業、如ㇾ拂㆓頭燃㆒。既件㆓左京㆒、終出㆓羽黑㆒。左京曰、我宗今爲㆓兩派㆒。師也爲㆓一致㆒耶。將爲㆓勝劣㆒耶。師曰、本迹者權實也、權實豈弗㆓勝劣㆒乎。左京貶ㇾ之相別。師直走㆓富士㆒、更ㇾ衣竭ㇾ懷。將ㇾ還㆓本國㆒、途訊㆓左京㆒、經㆓過中山㆒。左京見而汚ㇾ之。師大駭。左京延㆓方丈㆒。中山方丈日尊和上、一見不ㇾ協、爲㆓

學未熟。師停住請益。締茅掛搭矣。（此地今現存。）是時眞間山主僧都日宗、德望蓋世。師介左京、屢往伺之。僧都不容。砭勝劣惑。遂及議論。師夙善所摅、豁然大悟。悟入以後、眞之悟入。具謝僧都。乃造告文、以誓佛祖、仰改悔。（○中略。）永德元年辛酉、（○南朝弘和元年、紀元二〇四一年。）觀光帝都。自製治國策。併高祖安國論、以獻北帝。（○後圓融天皇。）帝御感尤深。賜洛中休息地。任于二位僧都。師時六十八歲。營造振力、爲紺園道場。今之妙塔山妙滿寺是也。復赴本國。遠州見付造玄妙寺。同郡吉美造妙立寺。武州品川造本光寺。相州鎌倉造本興寺。奥州會津造妙法寺也。至德三年丙寅（○南朝元中三年、紀元二〇四六年。）二月二十八日化矣。壽七十九。沒後門人不知師懷。迄今誤而唱本迹勝劣異執。悲乎哉。因告吾黨子。曩高祖在世、曾谷教信謬之。痛受富木常尊者之責。破高祖之呵。教信幸而免焉。高祖滅後不幾、妙蓮寺日存、日純、本能寺日隆、法執凝爲痼疾。至信所感、自得發明。告文如件。如今什公知過改之。是以知之、唯恨今之人、信苗不長、達佛祖冥利。畢竟學術卑賤之所致、昧者不覺、存也、純也、隆也、什也、其孫嗣非爲家。本化大道作魔窟遷。勝劣變唱不受不施。不受不施變唱悲田。悲田變今唱內心。今內心者、無慚放逸爲活路媒奈梨墮落之徒、唯爲獄卒喜而已。可恐。可懼。（○下略。）

——本化別頭佛祖統記

開山日什上人墓。當時（○本光寺。）累代住持の卵塔の內に並び建てり。日什上人は正和三年甲寅（○紀元一九七四年。）三月十七日に生る。舊天台宗の徒にして、叡岳の慈遍僧正の法弟たり。奥州會津羽黑山東光寺に入。其德十方に徧し。玄妙法印といふ。後思惟の志趣ありて、末法相應の宗立ん蓮師の弘法にある事を志て、永德元年辛酉（○紀元二〇四一年。）舊宗を棄て一流を開き、名を日什と改む。同年の夏關東を出て花洛に至る。其德行叡聞に達するを以て、鳳闕に朝し昇殿す。鷹司中將の傳奏により、謹て宗門の利益を奏す。帝（○後圓融帝。）叡感ありて、二條攝政源義滿公をして、寶祚延長の御祈、精誠を抽づべき旨を命ぜしむ。殊に寺境を賜はり、同年七月、正二位僧都に任ぜられ、洛內弘宗の勅免を得らる。其年關東に赴き、同二年當國に至り、本光寺を草建す。同三年癸亥、京師妙滿寺を開創し、衆人を導き、大に法義を弘通せり。又京師在住年月を經て、明德三年壬申再び關東に赴き、奥州會津の妙法寺に入。同年二月廿八日化寂あり。歲七十九と云々。以上法華靈場記に出る所なり。

——江戶名所圖會

眞光寺（天台）中興

嘉慶二年戊辰（○南朝元中五年、紀元二〇四八年。）十一月天台僧長辨師實辨ノ遺志ヲ紹キ、多磨ノ眞光寺ヲ中興修造ス。寺ノ草創ハ詳ナラサルモ、以テ略其年代ヲ推ス可シ。寺ノチ廢ス。今ノ鶴川村ニ眞光寺ノ地名ヲ存シ、觀泉寺ハ其舊址ナリトイフ。（○新編武藏風土記稿。武藏通志。）

眞光寺中興事蹟

眞光寺跡

眞光寺跡。今ソノ所ヲシラズ。嘉慶二年（○南朝元中五年、紀元二〇四八年、）台宗僧長辨カ屬セシ勸進帳ノ稿ニヨレハ、モトヨリサセル伽藍ニモアラサレトモ、古キ草創ナルコトハ知ルヘシ。又台教ノ道場ナルコトモ推テ察セラル。ソノ文、

請特蒙諸旦主恩施修造眞光寺梵席、闢開大慈大悲普門、引入難解難度衆生、仰拔苦與樂誓願、祈朝廷野庶安泰狀。

夫以大悲利生之春花、吐匂於萬人皈依之意樹、隨緣應化之秋月、耀光於一時禮拜之心地。然則法界普門之妙體無不現、諸利觀音妙智之力用。誰人不信敬乎。抑武州小山田保有一宇小堂。號眞光寺。本尊

則觀自尊靈像也。草創己□數歷不知誰人建立。虹梁朽霖霧。緜面欸生苔。佛像□□□□□似流涙。爰先師實辨倩見精舍破壞爲體、□□□□損之有樣、良欲致修造之功、竊令勵土木□計僅立柱楹上棟梁。造功未終逝去矣。嗚呼啻非堂舍之盛衰轉變歎、亦悲願主之到來。云彼云此悲涙咽眼。進思退思愁懷斷腸。然愚弟等尊相續而欲果此願。微力無投一財一力。殆勞奔走、超松門、春日遲々。徒回思慮、眠草庵秋夜索々。不如勸十方旦施、遂一宇造營。冀勇猛施與之甲乙、信心助成之貴賤、不恥寸鐵尺木之專輙、莫憚糠米半鵝之少施。飛塵成花岳。涓露湛巨海。以衆力和合之資盡終一宇修造之功哉。依之始自栢城九重之內至于扶桑萬里之外。朝家政治忠臣進官品。國土萬民稔豐村侶祭稼穡。加之同心合力彙結緣與善之族、現翫慈眼慈濟之黃花。諍齡於方祖仙々長壽、當朗圓通圓滿之白月。均無盡意之得脫、乃至法界利益平等。勸進如件。

嘉慶二年戊辰霜月日草案　　長辨　廿七歲。

眞光寺村。郡（○多摩郡）ノ東南ノ方ニテ、小山田ノ庄ニ屬セリ。古眞光寺ト號セシ古刹アリシ故ニコノ村名オコレリ。（○中略。）眞光寺川。村ノ西ノ方谷アヒヨリ涌出ス清水一條ノ川トナリ、中央ヨリ廣袴村ノ方ヘナカル。村ニカヽルコト二十町ハカリ。川幅六尺ホトナリ。

觀泉寺。除地高七斗五升。小名上ニアリ。金光山ト號ス。曹洞宗。小山田村大泉寺末。傳云、モトノ地頭飯田右馬助昌有元和元年（○紀元二二七五年。）大阪御陣ニ供奉シテ五月十日戰死セリト。オモフニ、カノ時ハ七日ノ日マテ合戰ハアリシナレハ、昌有合戰ニノソミ手負テ療養ナト加ヘタレト、トカク愈スシテ、十日ニ至リ死セシナルヘシ。ソノ子次郎右衛門某父カ菩提ノ爲、僧存祝ヲ開山トシテ當寺ヲ造立セリトソ。存祝ハ寛永七年（○紀元二二九〇年。）正月廿六日寂セリ。開基昌有カ出陣ノ時ノ武具馬具ノ類ハ、村民ノ牖ヲ勤メシモノ馬ニトリノセテ歸リ來リ、頓テ當寺ノ什寶トセシカ、明和安永ノ間フタヽヒノ回祿ニ皆烏有トナリシト云。（○中略。）本堂七間半ニ五間半。南向ナリ。本尊聖觀音。木ノ坐像。長一尺二寸。行基菩薩ノ作ト云。阿彌陀堂。三間四方。阿彌陀ハ木ノ立像。長一尺二寸ハカリ。村持。

――新編武藏風土記稿

眞光寺址。

鶴川村（眞光寺字十一號。）觀泉寺ノ地是ナリ。眞光寺ハ天台宗。創建詳ナラズ。元中五年戊辰（北朝嘉慶二年。）十一月僧長辨、其師實辨之ヲ中興セント欲シ、果サヽルヲ以テ勸進文ヲ作リ之ヲ修造ス。（新編風土記稿其文ヲ載セ云、長辨ハ草私案抄ニ見ユト。）後火災ニ罹リ廢絶ス。元和ノ頃飯田某（次郎左衛門。）其父昌有（右馬助。）同元年乙卯（○紀元二二七五年。）五月大阪ノ役ニ戰死スルヲ以テ、追福ノ爲ニ一寺ヲ其遺址ニ創建シ、金光山觀泉寺ト稱シ、僧存祝ヲ以テ開山トナシ、曹洞宗タリ。（存祝寛永七年正月廿六日寂ス。）域內今四百七十三坪アリ。

――武藏通志

善玖示寂

康應元年己巳（○南朝元中六年、紀元二〇四九年。）九月二十五日庚寅（○庚寅、三正綜覽。）禪僧善玖（○石室。）示寂ス。（○延寶傳燈錄。本朝高僧傳。）

善玖事蹟

善玖傳

相州建長石室善玖禪師、筑前州人。文保二年（○紀元一九七八年。）與古先元無涯浩等同遊入元。一時宗匠無不叩謁。參古林于保寧、遂得了脫。嘉曆初東歸。侍竺仙遷于南禪。出住雒之萬壽天龍、相之圓覺。應安改元（○紀元二〇二八年。）領建長。指門曰、巍々福山頂、毘盧樓閣開、隨處逢彌勒、無門不善財。退居金龍菴。

八年（○永和元年、南朝天授元年、紀元二〇三五年。）春、武州檀越建巖築平林寺、請為開山。佛光國師一百年忌辰、就于正續院陞座。竪起拂子曰、時序循環秋過半、東籬黃菊近重陽、會中盡是仙陀客、歸句何妨推商。問答罷、乃曰、百城南去雜華境、知識門頭慕古風、無端歘郤奔馳念、知識出身關海東、榮董福山開鹿苑、是名正續萬年宗、龍淵的波激揚天下、說法度生、事理圓融、兒孫遍界、麟龍頭角、雄刹名藍、悉屬化權、涅槃後有大人相、如來寶塔放毫光、古佛今佛非同非異、面如滿月、目如青蓮、人天聚會歎希有、彈指經過一百年、君不見國師末後全提、驚天動地、裂破魔膽、光明盛大、豈可以凡情漫測度哉、山僧恁麼剖露、未審、免開山和尚那伽大定中夾鼻一笑也否。卓拄杖曰、天帝雨華連地軸、須彌頂上撲金鐘、記得、常照國師、昔年高遁太白名山、平分環溪老師風月於天童、偶逼本朝平公命促歸辭衆、不勝依戀、留下一偈云、世路艱危別故人、相看握手不知頻、今朝宿鷺亭前客、明日扶桑國裏雲、黃鐘大呂希聲在耳。山野漫賡載曰、偉哉彌勒下生人、百億分身誓度頻、應物現形水中月、無心開合嶺頭雲、一任諸方檢責。悼長壽古先和尚偈曰、暗合明投空劫前、幾回携手話忘年、提心地印書遺訓、紅日熙々當午天。一首。生死涅槃遊戲中、追還幻住舊家風、昔年海上同參句、百鍊黃金鑄脫空。二首。法身堅固住長壽、大座當軒不動尊、春樹黃鶴聲百轉、熾然常說復何論。三首。康應元年（○南朝元中六年、紀元二〇四九年。）九月二十五日化于平林。春秋九十有六。

——延寶傳燈錄

釋善玖。字石室。不詳姓氏。筑前州人。文保戊午（○紀元一九七八年。）與古先元無涯浩等同船入元。一時禪匠無不敲其門。久參古林茂和尚于金陵鳳臺遂稟許印。嘉曆之初偕諸友東歸。時竺仙和尚主南禪掃搨而侍。會中巖月公退萬壽席。輦下道舊封疏而補。尋遷天龍。和合僧中悉歸禪化。大幢國師忌拈香語曰、法身常住自凝然、正體圓明離妄緣、欲識國師眞面目、老梅枝上月團圓、恭惟頂門竪亞摩醯正眼、隻手敲碎虛空靈骨、金陵城頭笑胡達磨觸忤梁朝主、卍字堂畔救小釋迦落賺大禪佛、列祖陳年葛藤橫拈倒用、遊刃於肯綮、普光大幢徽號天臨日照、騰光輝於帝國、道契君臣、德溢民物、只如古人道無影樹下合同船瑠璃殿上無知識、且道即今向甚麼處與大幢國師相見也。捧香云、二十年來曾苦辛、為君幾下蒼龍窟。大梅山清凉塔新賜御筆額。請玖陞座。慶讃語曰、圭章灑九天之雨、寶墨吐萬杵之馨香、廓爾殷盤周誥古篆、發揚隨珠趙璧耿光、豈啻山川現瑞、便看龜龍呈祥、親遵太上法皇尊師之遺訓、忝慶同門諸子選佛之靈場、直得毫芒未動文彩自彰、雖然如是、諸人多是傾心效葵藿、斫額望扶桑、只如上酬帝恩兼報師德底一句子、又作麼生、以手指額曰、看、看、百億乾坤歸掌握、十三華藏入封疆。鎌倉元帥左典廐源基氏聞其道華、招以圓覺。玖持錫移住。義堂絕海相得友從。應安元年（○南朝正平二十三年、紀元二〇二八年。）六月遷建長。住持六年。搆金龍菴於福山側解印而居。頌鄂隱號曰、舞棹呈撓古渡舟、隨波逐浪老巖頭、無端辣手打婆子、驚起白沙灘上鷗。永和元年（○南朝天授元年、紀元二〇三五年。）檀越建平林寺於武州巖築延玖為開山始祖。康應元年（○南朝元中六年、紀元二〇四九年。）九月二十五日化于所住。春秋九十六。玖在元時、與崇報行中仁公友善。行中道謙上人偈有若逢石室煩通問歲晚南湖學種蓮之句。又有大義詮公產于甲陽之源姓受玖公之法脈緣備禪熟出世瑞田、遷豐之萬壽、寂于恩光寺。

——本朝高僧傳

壽德寺（眞言）草創

明德元年庚午（○南朝元中七年、紀元二〇五〇年。）眞言宗僧念阿（○護法。）寺方（○多摩村字東寺方。）ニ壽德寺ヲ創建ス。後一時廢頽シ、永祿年間再興シテ禪宗ニ改ム。（○江戸名所圖會。新編武藏風土記稿。）

城山、延命寺の後の山續をいふ。土中稀に古瓦を得る事あり。されども其城主及び時世等詳ならぞ。土人云、昔小田原北條家の幕下關戸駿河守といへる人こゝにありとも、又ハ永祿の頃佐伯市助道永といへる武士小田原の北條家に仕へ此地ヨ住せるともいへり。故に此所を佐伯谷とも號けたり。明德元年庚午○紀元二〇五〇年。念阿護法入道此地ヨ一寺を創建ありて、吉祥山壽德寺と云禪院を再興せ。此寺ハ關戸入口、道より右側にあり。

——江戸名所圖會

壽德寺。村○寺方村。ノ南ノ方ニアリ。曹洞宗。小山田村大泉寺末ナリ。吉祥山護法院ト號ス。當寺古ハ眞言宗ニテ、明德元年○南朝元中七年、紀元二〇五〇年。僧念阿ト云モノ草創セリ。ソノ後シハラク廢寺トナリシニ、佐伯一助道永再建シテ、日舜宗榮ト云僧ヲ開山トナセリト。曹洞ノ禪ニ改メシモコノ比ノコトナルヘシトイヘリ。

——新編武藏風土記稿

○下略。

小石川諏訪神社勸請傳說

明德元年庚午○南朝元中七年、紀元二〇五〇年。七月、梅本坊乘觀、小石川ニ諏訪神社ヲ勸請スト傳フ。然レトモ乘觀ガ別當タリシトイフ牛天神鎭座ノ年代確的ナラザレバ、當諏訪社ノ時代モ、從ツテ確實ト云ヒ難カラム乎。○江戸紀聞。江戸名所圖會。續府内備考。改撰江戸志。

小石川諏訪神社勸請說

小石川諏訪社

諏訪神社。小石川諏訪町。むかし忠の森と云。龍門寺持。

祭神、健御名方命。

略緣起云、當社は人皇百一代後小松院御宇明德元年○紀元二〇五〇年。七月、牛天神別當梅本坊龍門寺昔の寺號。乘觀法印の勸請也。○下略。

——江戸紀聞

諏訪明神社。同所○小石川。上水堀より南の方諏訪町ヨあり。祭神は健御名方命なり。相傳ふ、明德元年庚午牛天神の別當梅本坊乘觀法印靈告あるヨより勸請なし奉ると云云。土人云、此地舊名を忍ぶの森と云といへり。梅本坊ハ今の龍門寺是なり。祭禮は毎歲正月と七月の廿七日なり。

——江戸名所圖會

諏訪明神社。小石川諏訪町。社地間口十四間、奧行南之方ニテ二十一間三尺五寸、北之方ニテ十八間五尺。

鎭座之儀ハ、明德元年七月、牛天神別當梅本坊乘觀勸請ニ御座候。○中略。

本社。

神體。木立像。本地佛、藥師如來。

緣　起

抑當社の由來は、記錄の考るなけきバ、古老舊聞の口碑ヨまかせて略して記せるに、人王百一代後小松院の御宇、明德元年○紀元二〇五〇年。七月、牛天神別當梅本坊龍門寺昔の寺號なり。乘觀法印の勸請なり。乘觀師ハ信州諏訪郡の人ヨそ、梅本坊俊乘に從て祝髮し、成人の後、比叡山ヨ登りて顯密の學ヨ達し、なんごとなき人なりしが、師の付屬を受て當寺ヨ住職し侍りぬ。生產神也とて、信州諏訪明神を信じて年々參籠怠る事なしとなや。乘觀法印年七拾の秋例のことく參詣せしに、風と思ひけるハ、かほどの嶮難のミち、七十の今ヨ至てそむや參詣なりがたし、さなきバとて一生の大願をむなしくなすも本意にあらぞ、我寺のかたはらに勸請し奉りて、朝夕心やすく拜ミ奉らん、去なから神慮斗をがたしとて、神詫ヨ任せむとて、一七日籠を祈念有りしに、同月廿七日の曉ヨ、夢にけやしき人來て告て曰、吾は諏訪明神なり、なんぢ嶮路

を淩ぎ來て法味を供養せること多年なり、その信じん吾をまさ捨がさし、守ること一子のおとし、然るに年老ひこよハりて重て參詣成がさからんとて、在國ま勸請せんとの心ざし、吾心にらなへり、其所ま清淨の地ありやと。誠ま神ハならさなりし。法印曰く、寺の西南に當りて杉松蓊欝として淨地なりといへバ、明神微笑し給ひ、我其地の森ま移りて土民を守り、汝がねがひを滿足なんとの給ひて、光忽として飛さり給ふ。思ひ滿足せる森とて、今ま思ひの森と云傳へり。然るま其日に當りて、此地俄ま大風吹立、雷電おびさゝしき所ま、思ひの森まハ數千人のこゑしそ、或ハ謡ひ、或ハ笑ひ、或ハ抃し、或ハ舞ふ。土人大まあやしみ、行て見るまそのもなし。暫して風收り雲晴そ行てミれハ、大木の枝ま白幣壹本、風まさがひゐん〳〵さり。土人奇異のおもひをなし、是を占しむるま、尊き神の鎭座あらん、此所繁昌の祥瑞なりと申せども、何の神と知ることなし。然ま乘觀信州より歸り、右神詑のおもむきを語りきけバ、扨そそ此方まそ其日ま當りて不思議有と語り、兩方符節を合するがごとくなきバ、神靈鎭座うさがひなしとて、明德元年七月廿七日、白幣翩翻の日找勸請の日と定め、土人簞食壺漿まて力を合せ、宮居忽ま營ミ、土人今ま信仰して靈驗ならさなること人の知る所也。降神の大木ハ慶長の頃あるとしの大風ま折そ今ハなしときゝ申傳へ侍る。ぬしそらな。

きき諏訪大明神ハ、大巳貴神第二の御子まそ、健御名方の命と申そ。地神第三武御雷尊此國ま降臨し給ふ時、科野國洲羽の郡を給ハりそ、夫より此所ま鎭座有。尤武威の神體、もとより此國の主なきバ、おの〳〵信仰有そ祈りなむ、神驗などらならんや。

龍門寺第二世
光　順　識

元祿五壬申年七月

武江志云、戀の森は、牛天神の邊諏訪明神の社地、むかしは森なりしとなん。今ハ町屋となきり。戀が崎といふ所もありしといへど、其所さだらならざるなりと。按るに、此戀が森といへるハ、おもひの森の誤なるべし。高田村の諏訪の神社にも、おもひの森といへる處あるよし、その緣起まみゆ。

——續府内備考

——改撰江戸志

領家實相寺（法華）中興

明德二年辛未〇南朝元中八年、紀元二〇五一年。二月、法華僧日通足立郡領家〇埼玉縣北足立郡南平柳村領家。ノ實相寺ヲ中興ス。寺ハ貞治年間僧日祐ノ創建トイハル、モ、詳ナラズ。〇新編武藏風土記稿。

實相寺。前ト同末。中山法華經寺末。本覺山ト號ス。貞治年中本山ノ三世日祐起立ス。當時ハ法華堂ト呼テ、一寺ト云ホトノコトニハアラス。其後一寺トナリシハ明德二年〇紀元二〇五一年。二月ノコトナリ。開山ハ日通ト號ス。此僧俗姓ハ本間氏ニシテ、六郎左衛門重連カ二男五郎重元カ孫ナリト云。本尊ハ古碑ニシテ、中央ニ三寶ヲ彫リ、貞治二年〇紀元二〇二三年。六月日ト記セリ。是則法華堂ト唱ヘシ頃ヨリノ本尊ニシテ、近キ頃彌兵衛新田村ニテ穿出シ、當寺ヘ納メシモノナリト云。按ニ當寺ヲ貞治年中起立ト云モノ、此碑ニヨリテ附會セシナルヘシ。

三十番神堂。村〇領家村。ノ鎭守ナリ。往古ハ荒川堤ノ南ニアリシト云。

祖師堂。祖師ハ本寺ノ開山日當カ作ナリトイフ。

妙正神社。

鐘樓。寶曆七年新造ノ鐘ヲ掛ク。

塔中。圓受院。本尊ハ鬼子母神ニテ、コレヲ植髮ノ鬼子母神ト號ス。彌兵衞新田村。小名、收納屋。農民作右衞門カ所持ノ地ヲ云。彼カ先祖勘六ト云者、此地ヲ穿チテ古碑ヲ得タリ。碑面ニ三寶ヲ彫リ、貞治二年六月ト記ス。此碑今領家村實相寺ノ本尊トス。

——新編武藏風土記稿

辻村蓮光寺（眞言）創立、附、氷川社

明德三年壬申（〇南朝元中九年、紀元二〇五二年。）眞言僧重元蓮光寺ヲ辻村（〇新座郡片山村辻村。）ニ創立ス。寺ハ氷川社頭ニアリテソノ別當ナリシガ、後今地ニ移ル。氷川社ノ勸請時代ハ詳ナラズ。

〇新編武藏風土記稿。

辻村氷川社事蹟

辻村氷川社

氷川社。村（〇辻村。）ノ西ノ臺野火留ノ境ニアリ。大門ノ間一町半ハカリ、ソノ内半町程奥ニ鳥居ヲタツ。本社ハ一間ニ九尺ノ宮作ニテ、上屋ハ二間ニ三間アリ。前ニ拜殿ヲタツ。二間ニ三間半。此社鎭座ノ年代ハ詳ナラサレトモ、古キ勸請ナリト云。大門ノ兩脇ヲハシメ社ノ三面ニ松杉ノ老樹櫛比シテ寂々タリ。此村（〇辻村。）及原ケ谷戸、上片山、堀之内五村（〇五村トアレト四村ナリ。）ノ總鎭守ナリ。古ヘ村内蓮光寺當社大門ノ側ニアリシ時持ナリシカ、今ノ地ニウツサレ、別當ヲ圓光院ニユツリ、今ハカノ院ノ持トナレリ。

——新編武藏風土記稿

蓮光寺事蹟

蓮光寺

蓮光寺。境内五反。村（〇辻村。）ノ北ノ方、原ケ谷戸村ノ境ニアリ。新義眞言宗。豐嶋郡石神井村三寶寺末ナリ。醫王山ト號ス。開山法印重元。明德三年（〇南朝元中九年、紀元二〇五二年。）ノ創建ナリ。當寺昔ハ村内氷川明神ノ別當ニテ、寺モ彼社地ニアリシ。何ノ比ニカ、今ノ地ヘ移リ、別當職ヲモ原ケ谷戸村圓光院ニ讓リシト云傳フ。

表門。本堂ノ正面ニアリ。東向、兩控作ナリ。

裏門。表門ノナラヒニテ、南ノ方二十間餘ヲヘタテ、建ツ。

本堂。十間ニ六間。本尊ハ藥師如來ノ坐像ヲ安置ス。モトノ本尊佛ハソノ貌甚小ナルニヨリ、後ニ此像ヲ彫刻シテ本尊トセシトイフ。

藥師如來像。弘法大師ノ作ト云傳フ。長五寸許。本尊ノ側ニ安ス。コレ昔ノ本尊佛ナリ。

不動像。作シレス。

弘法大師像。同上。

興教大師像。同上。

開山像。坐像。長一尺八九寸ハカリ。面相威望アリテ畏敬スヘキノ容ナリ。側ニ位牌アリ。開山法印重元應永七年（〇〇紀元二〇六〇年。）七月十二日ト面ニ刻シ、裏ニ明德三年（〇南朝元中九年、紀元二〇五二年。）開寺、生國遠州人也ト刻ス。此位牌ハイト古キ者ト見ヘテ、潤飾モミナ剝落シ、殊勝ノモノナリ。其餘開山ノ事實尋ルニ由ナシ。

辨財天像。坐像。長一尺五六寸。中古マテ當寺ノ南ニアタリテ田間ニコノ辨天ノ堂アリシカ、一旦破壞セシニヨリ、暫ク此本堂ニ安置ス。カノ堂趾ハ今ニ至リテ除地ナリト云。

稻荷社。本堂ニ向ヒテ右ニアリ。小祠ナリ。

古碑。墓所ニアリ。應永五戊刁（〇〇紀元二〇五八年。）ト刻シテ上ニ彌陀ノ種字アリ。其餘ノ文字ハ滅シテヨムヘカラス。

地藏堂。蓮光寺ヨリ南ニアタレリ。堂ハ二間四面。本尊地藏ハ立像ニテ、長九尺ハカリ。寮。境内堂ノ正面ニアリ。別當ハ蓮光寺ヨリ僧ヲ置、地藏堂ヲ守ラシム。古碑。境内墓所ニタツ。應永六年○紀元二〇五九年。ノ字カスカニ見ユ。

——新編武藏風土記稿

府中稱名寺（時宗）草創傳說

府中○番場宿。稱名寺ノ創始ハ詳ニシ難シ。或ハ應永已前僧道和ヲ開山トナストイフ。其地ヲ源經基ノ館趾ト爲スハ附會ノ說ナラムカ。○新編武藏風土記稿。武藏野話。江戸名所圖會。

稱名寺。甲州街道ノ北裏ニアリ。諸法山相承院ト號ス。時宗遊行。相模國當麻無量光寺末。御朱印十三石八斗ノ寺領ヲ附セラル。本堂九間ニ七間半、南向。本尊彌陀、長二尺八寸。惠心作。六孫王經基平將門ヲ征伐ノ時當院ニ止宿アリシト云傳フ。此事誠ナランニハ、其ヨリ以前起立ノ寺ナルヘシ。然レトモ外ニ證左ナケレバ、其是非ヲシラズ。古ヘハ三井寺ノ碩學大道寺ト唱ヘショシ。寛元ノ頃ニヤ稱名寺ト改メシト寺傳ニイヘリ。什物ニ古樣ノ大皷アリ。銘ニ正應二己丑年○紀元一九四九年。治云云ノ文字アリテ、次ニ寛永寛保ノ年歷並ニ工人ノ名氏等ヲ記セリ。破壞ノ後屢修理ヲ加ヘシ者ナルベシ。又墓所ニ應永嘉吉文安延文ノ年號ミヘシ古碑トモアマタアリ。是等ヲミレバ、何レニモ舊蹟ナルコトハ推シテ知ルベシ。今開山ヲ尋ヌルニ一向道和上人トイヘルモノナリト云。示寂ノ年月ヲ逸セリ。

——新編武藏風土記稿

諸源山稱名寺。本尊阿彌陀。惠心の作といへり。時宗にしてふるき寺院といふ。封田十三石。昔六孫王經基卿平親王將門追伐の時この寺に止宿ありしといへども何の證もなし。

——武藏野話

諸源山稱名寺。府中番場宿北の橫小路の右側にあり。時宗にして相州藤澤の清淨光寺に屬す。本尊は惠心僧都彫造の阿彌陀如來、立像三尺八寸あまり此靈佛を安す。此地は往古六孫王經基居館の舊跡なりと云傳ふ。古は六孫王山經基寺と號せしとなり。中古は正明と作る、今稱名に改たむ。其後一光道和上人當寺を草創す。應永元年三月七日寂。後復遊行上人當寺を再興ありしとなり。當寺に古き太皷の胴を收む。尤古物にして、內に年號等を記すといへども、文字讀得べからず。按に往古の陣太皷ならん。

——江戸名所圖會

川崎稱名寺（淨眞）

下平間○川崎市下平間。ノ稱名寺ハ應永元年○紀元二〇五四年。ニ示寂セル圓山ノ開起トイヒ、川崎平間寺ノ大師ノ舊地ナリトノ說アリ。○平間寺ノ條參照。詳ナラズ。○新編武藏風土記稿。武藏通志。

稱名寺。村○下平間村。ノ中央ヨリ少シク北ニ寄テアリ。淨土眞宗ニテ、東本願寺末。平間山歡喜院ト號ス。本堂四間四方。東向。本尊彌陀ノ立像ニテ、長二尺六寸許。本願寺ノ六世巧如ノ作ナリ。當寺古ハ眞言宗ニテ、開山ヲ圓山ト云。應永元年三月廿九日示寂セシ事、寺ノ舊記ニ見エタレト、古キ事ナレハ詳ナラス。殊ニ明曆年中回祿ノ災ニ罹リテ舊記マテモ悉ク烏有セシカハ、總テ寺傳ノ委キ事ヲ失フ。然ルニ本願寺二世如信ノ時、當寺ノ住僧某當宗ニ歸依シテ本願寺ノ末トナリ、今ノ宗ニ改ム。其後東西分派ノ頃ニヤ、當派ニ屬セリ。鐘樓。本堂ニ向テ左ノ方ニアリ。九尺四方。鐘ノ徑二尺二寸餘。寶曆六年二月二十六日ノ鑄造ナリ。

——新編武藏風土記稿

平間山歡喜院稱名寺。御幸村下平間字宮前耕地。ニアリ。域內千拾六坪。眞宗。寺傳云、初眞言宗ニシテ、僧空海天長九年壬子此ニ卓錫シ、一庵ヲ創シ、大悲山普門寺ト稱シ、自其像ヲ刻ス。時ニ歲四十二。之ヲ其徒弘海ニ授ケ、相承ル十

五世。僧忍峯ニ至リ、本願寺第二世僧如信ニ歸依シ、永仁五年丁酉（〇紀元一九五七年。）改テ眞宗トナリ、一寺ヲ再建シテ、平間山稱名寺ト號ス。後三世僧圓山（新編風土記稿云、圓山ノ開基ニシテ、應永元年三月廿九日寂スト。今姑ク寺傳ニ從フ。）退隱シテ、一庵ヲ本村宿願寺ノ舊地ニ營ミ、空海像ヲ置。大永三年癸未（〇紀元二一八三年。）九月多摩川洪水アリ。全村ニ汎濫シ、此庵ヲ壞リ、空海像ヲ流失ス。後平間某ナル者流末川中島村ノ海面ニ網シテ其像ヲ得タリ。乃一宇ヲ建テ、其姓ヲ取リ、平間寺ト號シ、地ヲ大師河原ト稱ス。像背ニ空海自刻セシ平間ノ文字アリト云。

――武藏通志

宿願寺。村ノ中央ヨリ少シク北ニ寄テアリ。淨土眞宗ニテ、勢州一身田專修寺ノ末。法輪山ト號ス。客殿ハ先年回祿ニ罹リ、其後未タ再造セスト云。本尊立像ニテ、長二尺二寸。當寺ハ古ヨリアリシ寺ナレトモ、暫廢寺トナリタレハ、開山開基詳ナラス。先住唯照坊ト云モノ再興セシトソ。此僧享和元年五月三日寂セリ。

――新編武藏風土記稿

三寶寺（眞言）草創

應永元年甲戌（〇〇紀元二〇五四年。）眞言宗ノ僧幸尊、下石神井村（〇板橋區上石神井二丁目。）ニ三寶寺ヲ草創ス。文明九年丁酉（〇紀元二一三七年。）太田資長（〇道灌。）豐嶋氏ノ石神井城ヲ陷ル、ヤ、寺ヲ城趾ニ移ス。（〇四神地名錄。新編武藏風土記稿。武江披砂。嘉陵紀行。江戸名所圖會。武藏野話。武藏通志。大日本地名辭書。）

三寶寺事蹟

三寶寺

上石神井村

龜頂山三寶寺、新義眞言宗まして、守護不入の標木を建たり。御朱印十石。古跡所ときゝて立寄しに、燒亡によつて寶物なしと答ふ。外村まて聞しに、小田原北條氏康氏政の書簡なりといふ。住持いかゝ心得しや、なしといふて見せず。いかんとも難レ成シ。

――四神地名錄

三寶寺。新義眞言宗。龜頂山密乘院ト號ス。無本寺ナリ。古ハ鎌倉大樂寺ノ末ナリシト云。本尊不動。傍ニ聖德太子ノ作ノ正觀音ヲ安ス。（〇中略。）寺傳ヲ閱スルニ、當寺ハ應永元年（〇〇紀元二〇五四年。）權大僧都幸尊、下石神井村ニ草創スル所ニシテ、同キ五年（〇〇紀元二〇五八年。）三月九日寂ス。後屢戰爭ノ災ニ罹テ頗衰タリシニ、文明九年（〇紀元二一三七年。）太田道灌豐嶋氏ヲ滅セシ後、ソノ城跡ヘ當寺ヲ移セリト云。カヽル舊刹ナリシカバ、天文十六年（〇紀元二二〇七年。）元ノ如ク勅願所タルベキノ免狀ヲ賜ヒ、永祿十年（〇紀元二二二七年。）現住尊海ヲ大僧正ニ任セラル。又北條氏ヨリモ寺田ヲ寄附シ、制札等ヲ與ヘテ、歸依淺カラザリシカバ、御當代ニ至リテモ、先規ニ任セラレ、天正十九年（〇紀元二二五一年。）寺領十石ノ御朱印ヲ賜ハレリ。（〇中略。）寺寶古文書九通。

武州三寶寺事從二往古一爲二御祈願所一上者彌專二法流一宜レ奉二行國土安全寶祚延長一、者天氣如レ此、悉レ之以レ狀。

天文十六年八月十五日　　右中辨（花押）

當寺衆徒中

上卿　源中納言

永祿拾年七月廿七日　宣旨

法印尊海宜轉任大僧正

藏人、右少辨□宣教奉

上卿　勸修寺大納言

德川氏入國以前

天正四年六月四日　宣旨

法印賢珍宜任權僧正

藏人頭右大辨藤原光宣奉

賢珍ハ第八世ノ僧ナリ。此年當寺ノ住持職トナレリ。其時ノ宣旨、及移轉以前永祿七年（〇紀元二二二四年。）四月權大僧都ニ任シ、同年六月法印ニ移リ、同九年（〇紀元二二二六年。）八月權律師ニ轉セシ等ノ宣旨狀アレト、コヽニ略ス。

石神井三寶寺御遠行ニ付而、後地御相續之儀先師□□□旨落着申候。衆中並御門葉不レ可レ有二相違一候。如レ此上彌々寺中御衆僧肝要ニ存候。仍如レ件。

天正貳年甲戌二月廿六日　（上杉三郎景虎初名ナリ）氏秀（花押）

三寶寺內法度事

一殺生禁斷之事

一竹木剪取事

一狼籍之事

右三ケ條背者有レ之者、注二校名一急度可レ蒙レ仰候、就中百姓等無二□沙汰一可二走廻一者也、如レ件。

天正貳年六月七日　氏秀（花押）

禁制

一於二寺內一剪二取竹木一成二横合非分一企二殺生一事

已上

右於二違犯之輩一者搦捕可レ承候、若又權門之者思慮之儀至二于有一レ之者記二其交名一可レ有二被露一候、仍如レ件。

天正十二年甲申十月十三日　乙松（印）

石神井三寶寺

禁制

右於二當寺一横合非分狼籍等堅令二停止一畢、若違犯之輩有レ之者、可レ有二披露一旨被二仰出一者也、仍如レ件。

天正十五年丁亥十月廿日（小田原北條氏印アリ）　江雪奉レ之

三寶寺

一六百四拾文　自二前々一爲二年貢一被納辻但者未年以來以二横合一田地共領主相押由紀明事

一八百文　無年貢之田畠

已上都合壹貫四百四拾文田畠

右於二當寺一久被レ拘來由候條改而寄進候、此內自二前々一領主納所之六百四拾文者每年可レ有二進納一候、仍如レ件。

（天正十五年ナリ）丁亥十月廿一日　紀明之使（江雪海保）

三寶寺

任レ蒙レ仰大途御證文申調遣候、就中年來早川相押候御寺領田畠之事、昨廿一於二御隱居樣一終日御裁許被レ

任道理如前々件之地證文ヲ以改而付被遣候條、早々被召返可有御手作候、委曲御使僧泉福寺可被申述候由、可得尊意候、恐々謹言。

追啓、先以御證文此度返遣申候。

十月廿二日　〆　板部岡入道 江雪（花押）

三寶寺
御同宿中

八幡社。

稲荷社。

地藏堂。千體地藏ヲ安ス。

經堂。正觀音ヲ安ス。

鐘樓。延寶三年ノ鐘ヲカク。江戸增上寺ノ大鐘ヲ鑄シ餘銅ヲ以テ作レリト云。

正覺院。三寶寺ノ門徒。愛宕山ト號ス。本尊、不動ヲ安ス。

觀音堂。

——新編武藏風土記稿

龜頂山三寶寺。新義眞言宗。守護不入の札を建。御朱印十石。

三寶寺に歴代を記せる碑なり。左の如し。

當山中興法印幸尊。　應永五戊寅年三月九日。

同第二世法印亮圓。　應永三十四丁未年正月廿三日。

同第三世法印亮譽。　寛正六乙子年八月廿七日。

同第四世　亮助。　永正元甲子年十月廿五日。

同第五世　亮淸。　享祿四辛卯年七月廿八日。

同第六世　定宥。　天文十八已酉年十一月十九日。

同第七世大僧正尊海。　天正二甲戌年二月十一日。

同第八世僧正賢珍。　慶長四己亥年四月廿四日。

同第九世　賢秀。　慶長十二丁未年四月廿六日。

同第十世法印賴融。　元和四戊午年四月四日。

同第十一世　俊譽。　寛永六己巳年四月十七日。

同第十二世　快宥。　寛永十一甲戌年四月十二日。

同第十三世僧正俊賀。　寛永十四丁丑年四月朔日。

同第十八世法印長智。　寶永二乙酉年十月十八日。

貞享元年甲子三月廿一日相丁弘法大師八百五十年忌欽營(マヽ)立之焉、　龜頂山三寶寺法印長智。

——武江披砂

石神井村。上下あり。此邊一人の往來を見ず。物問ふべきよすがもなし。路の行あたる處寺あり。禪定寺といふ。其前を西へ、山へそふて田のふちをゆけば、民家一戸有。其先に又寺あり。道常寺といふ。其西に隣れるが三寶寺也。茅ふける大門いかめしく作りなしたれば、閉て人を通さず。其續き、坊の門が寺內

に入。門の左に鐘樓有。右に庫あり。右の寶篋印塔あり。本堂は十二間に六間計。坊も庫裡もいとひろけれど、寂として人なし。堂の前を横ぎりに、西へ寺の構を出て、畑の細道に氷川の社あり。鳥居の脇を猶西へ行ば、道の左林の中に小社あり。天滿天神を祟め奉る。そこより少し北に行ば、小坂有。下れば向ひに辨財天のやしろあり。社をめぐり皆池也。芦荻生茂り、雁鴨あまた下居て、かなたこなた水の面をゆきかへる、いくらといふ數をしるべからず。池の大さ七八十間計。四面は東の一方のみ明て、餘は皆高からぬ山也。水の子丑の方に、赤松のみ生並たる山見ゆ。池の姿井の頭と相似たり。此池の水はいか成旱にも枯たることなし。時として水底ゟわき上ることありと言。社は巳の方に向て鎮もります。げに此神に相應すといふべし。三寶寺のうしろの山は、古へ豐島權次といへる人の棲し處にて、今も其跡ありて城山と呼、山の上に豐島の靈社ありしも今はなしと云。（是らのこと里の子に錢とらせて聞く處也。）尋ね來て見るに、搔上の堀切ともいふべき所なり。其堀の內より山に上りて見るに、處せく松の若木植並て、行先に道なければ、もとの道に下る。搔上のうしろの方は三寶寺の池の流の末をとり廻して後堅固に取なし、西は山の尾先を堀切て境とす。東の方はなだらかに平なる處あるに、今は民家一二戸あり。其うしろは山畑なり。民家の前三寶寺の後の間に、徑あり。そこを東にゆけば、三寶寺の庫裡のうしろの門に至る。門の續き垣の內に少さき山有。これも其かみの遺構か。考ふるに、三寶寺は太田道灌の建立にて、當時百石の寺領をよせしと云。是は豐島氏遺跡に就て寺をたてし成べし。その三寶寺の堂の邊其居宅の跡にやあらん。寺のうしろ城山とよぶ處は居宅の外層にて、棲し地所にはあらざるべし。地勢を考ふるにかならず然るべし。

重考。豐島權次は東鑑に見ゆ。豐島は秩父の畠山の出。鎌倉大草紙に豐島勘解由左衛門、太田左衛門太夫持資と、惠古田の原に戰て持資にうたる。勘解由左衛門は鎌倉持氏に從て此合戰有。然れば此地に就て三寶寺を建る。土人寺の後の造構を見て其跡也と思ふは非也。今の三寶寺の在處は其住し處にて、うしろの池の所は外かまへなるへし。

——嘉陵紀行

龜頂山三寶寺。密乘院と號に。上石神井村にあり。眞言宗の道場にして頗大刹なり。法印權大僧都幸尊、應永元年甲戌（〇紀元二〇五四年。）此創建たり。往古ハ勅願の地なりし故、勅書數通を藏すといふ。（〇中略。）寺寶。後奈良院勅書一通。正親町院勅宣一通。小田原北條家氏秀證文。當寺第七世尊海法印大僧正官勅許之證狀。同八世賢珍法印權僧正官勅許之證狀。同當寺住職勅許之綸旨。北條氏秀制札。同乙松制札。同岡入道江雪老制札。佛舍利。（〇中略。）

——江戸名所圖會

龜頂山密乘院三寶寺。

石神井村（上石神井村字大門。）ニアリ。域內貳千百拾四坪。眞言宗。應永元年甲戌（〇紀元二〇五四年。）僧幸尊之ヲ下石神井村ニ創建ス。後兵亂ニ遭ヒ衰頽シ、文明九年丁酉（〇紀元二一三七年。）太田資長本寺ヲ豐島氏ノ城址ニ移ス。卽今ノ地ナリ。天文十六年丁未（〇紀元二二〇七年。）八月十五日舊ニ仍リ勅願所トナリ、永祿十年丁卯（〇紀元二二二七年。）七月僧尊海大僧正ニ任ズ。天正中北條氏寺田若干ヲ付シ禁榜ヲ揭グ。（寺藏文書。）同十九年辛卯（〇紀元二二五一年。）徳川氏寺領拾石ヲ付ス。本尊不動ヲ置。傍ニ觀音像（聖德太子作。）ヲ安ス。（〇下略。）

——武藏通志

禪定院

禪定院。新義眞言宗。上石神井村三寶寺ノ末。照光山ト號ス。願行上人ノ開キシ寺ニテ、本寺ヨリハ古跡

ナリト云。本尊不動、側ニ閻魔ヲ安ス。是ハ元ハ別堂ニアリ。境内ニ明應四年二月八日妙慶禪尼ト彫ル古碑アリ。

鐘樓。元祿十六年ノ鐘ヲ掛。

八幡社。

――新編武藏風土記稿

愛宕權現事蹟

愛宕權現

愛宕權現宮。同所〇上石神井。西南の林岡になり。三寶寺本尊の垂跡とそ。其地東西百五十歩、南北百餘歩。相傳太田道灌の城跡なりと。土人は字して城山と唱ふ。前に關川を懷き、後に遲井を負ふ。北に小阜ありて富士峰を望む。南の方數百歩を過て直塘あり。道灌塘と名く。土人云、江城に至るの直路とそと云々。

――江戸名所圖會

石神井明神事蹟

石神井明神

石神井明神祠。石神井村になり。三寶院〇寺カ。奉祀そ。神體は一顆の靈石にして、往昔井を穿とて、其土中に是を得たりとなり。石質堅强にして鐵の如く、微しく青みを帶たり。長二尺あまり。周圍太き所にて一尺むかり。世に云所の石劍にして、上代の古器雷槌杯いへる類なり。依石神井の地名おゝに起るといへり。

――江戸名所圖會

三寶寺池事蹟

三寶寺池

三寶寺池とはいへとも、三寶寺の池にはあらぞ、地名之。この池は井の頭の池より小なりといへとも、池の面きれいにて水淸し。いかなる旱りにも水少しも減せに。是より下流の村ゝ用水として益なる池之。水鳥鯉鮒も多く、中にも卯月の頃よりハ大鳩來るといへり。大鳩とは平生の鳩よりハ甚大にて味ひ佳之。上方まては至て賞翫せる夏鳥之。井の頭より遲野井村の善福寺池、此三寶寺池と水脈通せりと見へて、關村土支田村の出水も水道ならんか。何れも水滿々として、いろなる旱魃にも減せに。且井の頭の池と此三寶寺池は、中に至つて深き所なりて底知れぞといふ。按に虬いるにやなるへし。虬は形粗龍に似て、深き水に住そのと言。土人池とは稱それとも、堤もなく、自然と其地窪くして、水の涌出る所なれハ、小といへとも湖といふへし。

下石神井村。土人の方言にしやくし村といふなり。この村に石村の神社と號せる僅なる小社あり。神體は石にして、神代より以前の石劍之。圖のことし。

石劍の長サ二尺余。丸サ太き所にて一尺。色薄靑く、質至てカタク、重き事鐵の如し。

土人の云傳ふハ、井を堀りし時、地中より出しとなり。村名を石神井村と稱せるも古へよりの事といへは、定る故有る事なるべし。

――四神地名錄

池。三寶寺ノ側ニアルヲモテ三寶寺池ト稱ス。石神井川ノ水元ナリ。古ハ大サ四五丁餘モアリシカ、漸ク狹マリテ、今ハ東西六十間餘、南北五十間餘トナレリ。水面淸冷ニシテ、イカナル久旱ニモ水減スルコトナシ。多磨郡遲野井村善福寺池ト水脈通セリト云。池中多ク蓴菜ヲ生ス。生スル所ノ魚ハ頭ニ鳥居ノ形アリト傳へ、捕モノハ必祟ヲ蒙ルトテ、釣網スルコトヲ禁ス。往古村内三寶寺池ヨリ石劍出シカハ、里人一社ヲ營ミ、ソレヲ神體トシ、石神井社ト崇メ祀レルヨリ、

神號ヲモテ村名トセシト云。社ハ今下石神井村ニアリ。

石神井社。是村名ノ由テ起リシ社ナリ。神體ハ則上石神井村三寶寺池ヨリ出現セシ石劔ナリ。事ハ同村ニ辨ス。三寶寺持。

——新編武藏風土記稿

三寶寺池。同所にあり。回帶凡五百三十餘歩。中に一小嶼なり。則池靈辨財天の祠を建つ。此池水冬溫に夏冷なり。洪水に溢れず、旱魃に涸れず、湯々汗々として、數十村の耕田を侵漑し、下流は板橋王子の邊を廻り、荒川に落會へり。（古老云く、此池數魚の中鳥井の印文あるものあり。古來これを獵りて祟を受るといへり。）

——江戸名所圖會

石神とは、俗通釋氏、杓子にも作り、石を神寶とせる祠の謂にて、此なる下石神井の北原に其社なり。今も額に石神と題し、石棒を奉安す。其石は秩父綠磐の類にて、長さ二尺三寸。蓋其一端は折缺したる者にして、左右相應せず。横斷面は楕圓、長軸四寸許。（人類學會雜志）。されば此石神祠の邊なる池より出づる溝洫を石神井と呼び、村名にも轉したること明白とす。

——大日本地名辭書

照日塚。三寶寺池ノ北丘上ニアリ。同寺第六世定宥故アリテ京都ニ上リ、中秋ノ夜雲客ノ雅筵ニ侍スルコトヲ得テ、月ハナシ照日ノマヽノ今宵カナトイヘル發句ヲ獻セシカハ、事叡聞ニ達シ、照日上人ト勅號ヲ賜ヒシト云。遷化ノ後コヽニ葬レリ。ヨリテカク名付。塚上ニ松一株立リ。

——新編武藏風土記稿

照日塚。同所にあり。耆老相傳ふ、當寺開山曾在京の頃八月十五夜雲上座外に侍して發句を奉る。月はなし照日のまゝ此今夜かな。公卿雲客賞歎して叡覽に備ふ。御感ありて、照日上人の號を賜ふと云々。此塚うたがふらくは照日上人の墓ならんといへども詳ならず。

——江戸名所圖會

石神井城事蹟

石神井城跡

此池（〇三寶寺池。）續に古城跡あり。豐嶋左衞門何ㇾしといひし人の居城也しに、太田道灌の爲に討亡されて家滅亡せりと云々。此古城跡、分内平にして廣く、北は深き池を帶、大手は沼田にて、右左はから堀深く堀廻し、なかなか宜平城之。今も其形をうしなはず、所々ふ櫓にても建し所と見へて、築山の小山も有。豐嶋氏故なりし人まや。詳ならず。

——四神地名錄

石神井城跡。村（〇上石神井村。）ノ東ノ方、氷川社及三寶寺境内ノ邊是ナリ。廣サ東西六七丁、南北三丁許。太田豐嶋兩系譜及三寶寺緣起等ヲ閲スルニ、豐嶋權守淸光ガ子ヲ右馬允朝經ト云。朝經ガ四代ノ孫ヲ三郎兵衞泰景ト稱ス。是當城ノ主ナリ。泰景卒シ、其子朝泰幼ナリシカバ、泰景ノ弟左近太夫景村、元弘年中遺跡ヲ繼、在城シテ朝泰ヲ守立、成長ノ後所領ヲ返シ當城ヲ讓レリ。朝泰ガ八代ノ孫ヲ勘解由左衞門泰經ト稱ス。文明九年（〇紀元二一三七年。）四月泰經弟平左衞門ト、長尾景春ニ一味シ、管領上杉修理太夫定正ニ背キ、江戸河越ノ通路ヲ塞ギケルニヨリ、太田道灌江戸ヨリ打テ出、平左衞門ガ平塚ノ城ヲ取卷、城外ヲ放火シ、手痛ク攻ケルユヘ、泰經泰明敗績シテ、一族ミナ戰死シ、殘兵力ツキテ同十八日城遂ニ陷レリ。鎌倉大草紙ニハ、文明九年（〇紀元二一三七年。）正月豐嶋勘解由左衞門、同弟平左衞門、景春ニ一味シ、當城及ビ練馬城ヲ取立、四月十三日道灌ト合戰シ、泰明ハ敗死シ、泰經ハ當城ヲ去テ平塚城ニ籠リシ由ヲ載セ、又天正中年代記ニハ、文明八年（〇紀元二一三六年。）四月二十二日、石神井城陷ルト記セリ。前ニ載ル所ト年月タガヘリ。且大草紙ニ據レバ、此時始テ當城ヲ築シニヤ。文明落去ノ後當城終ニ廢跡トナリシナルベシ。今城地ノ樣ヲ見ルニ、山城ト云程ニハアラザレド、自然地高ニテ、前ハカノ三寶寺池ニ臨ミ、廻リニ堀アリテ、コノ

池水ヲ引沃ガンニハ堅固ノ城郭トナルベシ。櫓ノアリシ跡ニヤ所々ニ築山殘レリ。此ヨリ北ノ方ニ城山ト唱フル地アリ。道灌當城ヲ攻シ時、コヽニ砦ヲ築キ軍卒ヲ置シ所ト云。　――新編武藏風土記稿

石神井城趾。三寶寺の池の傍にあり。其地北に池水を帶びたり。大手と稱せる邊は水田にして、左右ふ空塹の形今猶存せり。文明中豐嶋氏此城に住といへり。（或人云、豐島家譜に、豐島三郎兵衞泰友が子三郎兵衞入道泰景此城にあり。泰景卒するの後、其子幼ければ、舍弟左近太夫景村兄の跡を繼ぎて武藏國足立多摩新倉豐島五郡を領し、石神井の城に住する由ありと。依て考ふるに景村より勘解由左衞門迄相續いて此地に居城たりしかども、次の練馬の城の條下に載たりし如く、文明九年四月十八日太田道灌の爲に攻落されしより廢城となりしなるべし。永祿の頃まで小田原北條家の臣太田新六郞石神井の地を領したる事は北條家の分限帳に載たり。）

按に、石神井の地に豐島山道成寺といへる寺あり。土人傳へて是も古城趾なりといふ。これによれば、もしくは豐島氏の城ならん歟と思ゆる。山號又因あるに似たり。猶考ふべし。　――江戸名所圖會

上石神井村に、龜頂山三寶寺とて、眞言宗にて守護不入の標木を建置て、圭田十石を賜ゆる寺あり。北條氏康氏政の書簡などあるよしなれど、是をみず。こゝに三寶寺池と稱せるあり。東西六十間餘、南北五十間、狹き所四十間程、東へのながれ百六十間ほど、池と稱すれども湖水なるべし。このながれ數村を過て用水となり、下板橋（同郡）に落て瀧の川王子川と稱す。豐島村に出、末は荒川へ合流せ。いかなる旱にても涸ることなく、下流の村々この水にて大いに益ある湖水なり。又此地に古城跡あり。鎌倉大草紙に、文明四年（○紀元二一三二年。）景春一味の族には、武州豐嶋郡の住人豐嶋勘解由左衞門尉、同弟平右衞門尉、石神井の城練間の城を取立、江戸河越の通路を取截となり。又同五年（○紀元二一三三年。）四月十三日道灌（太田氏）江戸の城より打て出、豐嶋平右衞門尉が平塚の城を取まき、外を放火して歸ける所に、豐嶋が兄の勘解由左衞門を賴けるあひだ、石神井練馬の兩城よりいで攻ければ、太田道灌、上杉刑部少輔、千葉自胤以下、江古田（多摩郡。）の原沼袋といふ所に馳向ひ合戰して、敵は豐嶋平右衞門尉を始として、板橋赤塚以下百五十人討死せとあり。この古城跡平城にして廣く、北に深き池を構へ、追手は沼田にて左右は隍ふかく堀廻し、能固の平城なり。今もその地形を失はず。櫓などかまへし所とみえて、築山の小山などあり。前に載る三寶寺池の水江戸吉原近邊の用水となる。此池の中に在辨才天を信心して、江戸並に近村のもの參詣し、巳待には群集すといへり。豐嶋氏落城の後三寶寺は鎌倉より此地へうつせしといふ。（石神井村を石神社村ともかくよし。）　――武藏野話

石神井城址。石神井村（上石神井村字大門。）ニアリ。氷川神社及三寶寺ノ邊其墟ナリト云。東西凡六七町、南北三町許。小丘ニシテ、北ニ三寶寺池ヲ帶ビ、前ハ水田ニ臨ミ、左右ニ濠址ヲ存ス。豐嶋泰景之ニ居リ、以下累世ノ居城タリ。十一世ノ孫泰經ニ至リ、文明九年丁酉正月、太田資長ノ陷ル所トナリ、城遂ニ廢ス。北方城山ト稱スル地アリ。前關川ニ臨ミ、北ニ小阜アリ、南數百步ヲ隔テ、長塘アリ、道灌塘ト號ス。資長此城ヲ攻ル時此ニ築クト云。　――武藏通志

日堯示寂

應永三年丙子（○紀元二〇五六年。）四月九日丙申（○丙申、三正綜覽。）法華僧日堯示寂ス。（○本化別頭佛祖統記。）

日堯事蹟

日堯傳

中山本行院開基日堯上人傳。

師諱日堯。中山第六代遲公俗弟也。蚤入二空門一。侍二扶遲公一。有レ道有レ智。人以重レ之。晚築二本行院一居レ之。應永三年丙子四月九日化。本行院保二師遺烈一。四院家之一也。　――本化別頭佛祖統記

安樂寺（眞言）

應永三年丙子〇紀元二〇五六年。尊榮、安樂寺ヲ德丸〇板橋區德丸町。ニ創建ス。〇四神地名錄。新編武藏風土記稿。

安樂寺といふに、除地貳拾石。何の故によつて多き除地にやしれす。
――四神地名錄

安樂寺。本村〇德丸本村。ノ内ナリ。新義眞言宗。上石神井村三寶寺末。紅梅山來迎院ト號ス。本尊彌陀。聖德太子ノ作。長二尺許ノ立像ナリ。開山尊榮。應永三年ノ起立ト云。

鐘樓。享保三年ノ鑄造ナリ。

稻荷社。

三峯社。

金毘羅社。

阿彌陀堂。

地藏堂。
――新編武藏風土記稿

深大寺鐘改鑄勸進。

應永八年辛巳〇紀元二〇六一年。三月、僧祖明深大寺ノ鐘ヲ改鑄セント勸進ス。〇私案抄。

洪鐘冶鑄勸進文

請下特蒙二十方旦那助成一、奉レ治二鑄武州多東郡深大寺洪鐘一、覺二六趣冥闇睡一、驚中三界□見夢上。

右當寺者深沙大將之靈場、多門天王之建立。天平寶字開基、六百餘歲舊跡也。大炊平城清和三代爲二御勅願一。就中清和天皇御敬崇依レ異二他寺一、貞觀年中當國國司藏宗藏吉彼兄弟者共爲二朝敵一之時、惠亮和尚於二此砌一夷敵降伏法修、拔二持劍一割二頭面一取二腦肉一焚二爐火一。朝敵不日背北。御願卽時成就。彼持劍于レ今留二在當寺一。自爾以來源家御武運繁昌之靈地、天下泰平之勝躅也。爰比丘祖明雖レ欲レ奉レ鑄二直洪鐘一、有レ志無レ力。只勸二貴賤道俗一、不レ論二多少恩施一者也。凌レ雲樹自二寸苗一生。浮レ船水從二涓露一流。雖レ爲二少善一盍レ成二大願一乎。觀音妙智之濟度無二利不一レ至。拔苦與樂之誓□誰人不二信仰一。然則同心合力輩忽離二三毒七難之苦厄一。隨喜結緣々彙速得二阿耨卄妙果一。仍勸進如レ件。

應永七年辛巳〇辛巳ハ七年ニアラズ、八年ナリ。三月日

祖明敬白
――私案抄

宮内村春日社、附、別當常樂寺

橘樹郡宮内村春日社ニ應永十年癸未〇紀元二〇六三年。五月ノ古鰐口アリ。以テ同年以前ノ舊祠ナルヲ證ス可シ。〇新編武藏風土記稿。武藏通志。

春日社。村〇宮内村ノ東ノ方字高瀨ト云所ニアリ。村ノ鎭守ナリ。勸請年歷ヲシラス。社五間ニ三間。南向ナリ。神體ハ赤童子ナリ。木ノ立像。長二尺許。コノ神體昔ハ畫像ニテイト古キ物ナリシヲ、近キ頃其形ヲ彫刻セシト云。例祭ハ年々十月一日ナリ。社頭ニ木ノ鳥居ヲタツ。

本地堂。本社ニ向テ左ニアリ。本地藥師。木ノ坐像。長三尺許。堂ハ一間半ニ二間ナリ。

末社。八幡牛頭天王稻荷合社。本社ニ向テ右ニアリ。

別當、常樂寺。社地ノツヽキニアリ。新義眞言宗。小杉村西明寺ノ末。春日山醫王院ト號ス。開山ハ行基菩薩ナリト云。本堂十一間ニ七間。南向ナリ。本尊大日。木ノ坐像ニテ、長二尺許。緣起モアレト、モツトモ信スヘカラサルコトノミナレハ、ハフキテ載セス。サレト應永年中ノ鰐口等モノコリシヲ見レハ、古社ナルコトハ疑フヘカラス。

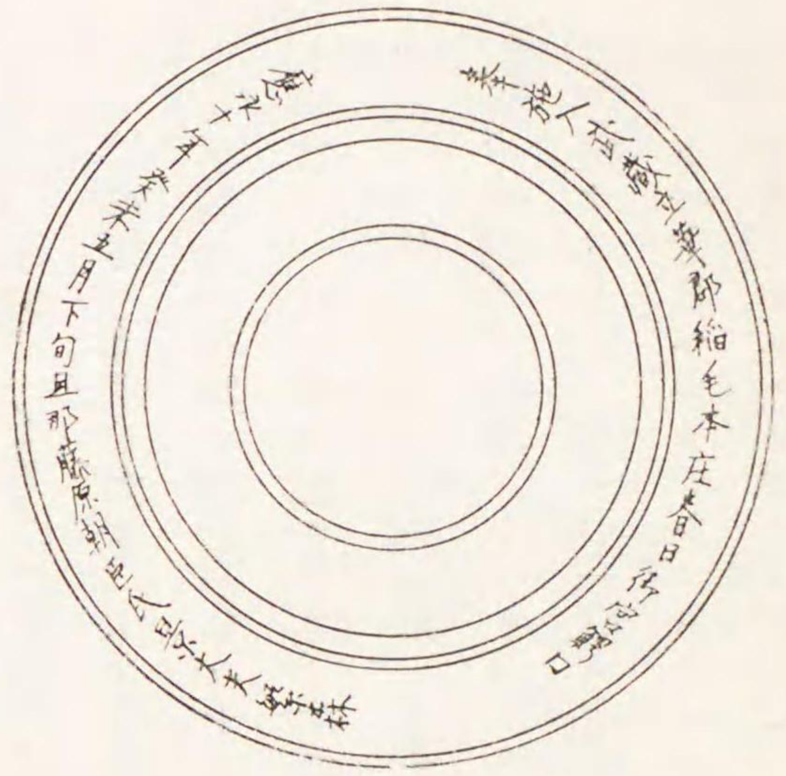

實物。鰐口一口。コレハ昔神前ニ掛置シモノナリ。ソノ圖上ノ如シ。

獅子木像二頭。イカナルコトニ用ヒシヤ。由緒詳ナラス。木ハ檜ナトノ如ク、木理アリテ古質ニ見ユ。

石櫃。本社ノ後ニアリ。神靈イトアラタナレハ、近ツクトキハ祟アリトテ、アヘテ近ツクモノナシ。苔ムシ埋リケレハ、オノツカラ朽テ、今ハ其形モ見エス。二十年前マテハ纔ニ見エタリト云。土人ノ傳フル所ハ、旱魃ノトキ嵯峨天皇雨乞ノタメ當所春日明神ノ社ヘ宮内卿藤原朝臣某ヲ奉幣使トシテ下サレケルコトアリシニ、ソノ驗アリシカハ、カヽル故ニ宮內村ト稱スト。此事妄說ニシテ更ニ取ヘカラサレト、姑ク傳フルマヽヲシルセリ。オモフニ昔神社ノコトニヨリテカク名ツケシモシルヘカラス。サレハクナイトハ唱ヘスシテ、宮ウチトイリ。

――新編武藏風土記稿

角筈熊野神社勸請

春日神社。

中原村（宮内字畠。）ニアリ。域内貳百三拾坪。天兒屋根命ヲ祀ル。創建詳ナラス。古鰐口アリ。奉施入武藏立華郡稲毛本莊春日御宮鰐口、應永十年癸未五月下旬、旦那藤原朝臣氏景大夫繁森ト銘ス。以テ其古社タルヲ知ベシ。宮内村名亦本社ニ因テ起ルト云。

――武藏通志

應永十年癸未（〇紀元二〇六三年。）中野ノ富豪鈴木某（〇九郎、法名正蓮、マタ昌蓮ニ作ル。）熊野神社ヲ角筈（〇淀橋町角筈。）ニ勸請ス。某ハ世ニ謂フ中野長者ニシテ、神社ハ十二所權現トシテ知ラル。（〇江戸砂子。江戸志。江戸紀聞。四神地名錄。嘉陵記行。江戸名所圖會。新編武藏風土記稿。武藏通志。東京近郊名所圖會。〇正歡寺ノ條參照。）

十二社權現事蹟

角筈十二社權現

熊野十二社權現。　本郷村。　曹洞。　成願寺持。

元は村老の持にて古き社也。卅年ほど已前成願寺持とせり。景地也。

――再校江戸砂子

十二處權現。角筈村。

社傳ニ云、所謂十二處權現、本宮は（又證誠殿ト云。）伊弉冊尊、中御前は（人早玉社ト云。）速玉雄命、西御前は（又結之宮ト云。）事解雄命、若一王子宮は天照皇太神（相殿に國常立尊。）是を上の四宮と名付。禪師宮は忍穗耳尊、聖之宮は瓊々杵尊、兒宮は彦火々出見尊、子守宮は鵜萱葺不合尊、是を中の四社と名つく。一萬宮は火の神軻遇突智命、十萬宮は土の神埴山姬命勸進、十五所宮は水之神罔象女命、飛行宮は五穀の神稚産靈命、是を下四社と名付く。をべて是を熊野神といふ。

あゝゝ應永頃鈴木九郎某と云者流落して武州中野に來り、妻と共にこゝに住事年あり。家貧といへども若一王子は生土の神なるを以て宅の邊りの丘陵を藤代山に擬し、小祠を創建し、日々に參詣信深し、後家富貴、當社を建、十二處神を悉く勸請し奉る。是應永十年癸未（〇紀元二〇六三年。）也。遂に中野長者と稱せらる。是當社を崇敬せるを以て此惠にあつかる事也。然るに鈴木氏草創より以來三百數十年、世移り物換て奉祀の寺主移轉數世にしてまゝ闕主の日もあり。故に寺寶ことごとく分散し、社務もいつとなく民間の手に屬し、古への圭田神領今僅ゝ十が一を存し、祭奠つねに闕く。村民常に奉祀を舊寺に復せんとする志あ

り。ついにに里長某成願寺と相論し、すでに談成て村民と共に公廳に訴へ免許を蒙り、享保甲申（○丙申カ戊申ナラン。）年成願寺奉祀宮となりぬ。爰に於て現住大川和尚手親荊棘をはらひ參道をひらき、神供嚴重に祭祀懈事なし。故に神光やうやく國中にかゝやき、感應遠近に聞ゆと云々。

熊野權現ハ淀橋より五町ほと南の方角筈村のうちなり。世に十二所と云。山水絶景の佳境に竪四町ニ二町もありの池あり。池のかたへに宮なり。いにしへは役行者の宮なり。故に此所を角むづといふよし。今ハ役行者の宮を辨財天になしたり。宮のうしろに瀧なり。萩の瀧といふ。紀州熊野をうつしたる舊地之。庵室なり。中野（禪宗）成願寺の持なり。

——江戸志、江戸紀聞

角筈村十二所權現。社傳に曰、昔時紀州より鈴木九郎何かしといゑる浪士來つて中野の郷に住す。（すべて此邊は古ハ中野郷也。）本國なるゆへに、熊野十二社權現をおのか宅外に勸請して、信心渇仰おこたるとなし。此故にや有けん、家富榮へて金銀倉に滿。爰をもつて國民中野が長者と稱す。長者の性質吝かにして、金銀をかくさん事を欲し、奴僕をしてひそかに彼金銀を負しめて、近郷幽林人なき所へ運ひ、原野をほりて埋み隱事數回なれは、持運ひし奴僕人に告知らさんことを忌みきらひ、歸路に及ふ頃は必す日をくらし、橋のもとに切殺して水に流すこと數人におよべり。此故に土俗姿不見橋と稱し、また俤橋ともいふ。言心は奴僕物を負ふて往クハ見れとも歸る姿を不ㇾ見。（正保年中の頃といふ。）いつの時にや有けん、大君御放鷹のみぎり、當郷へならせ給ひ、還御のせつ、長者が事跡上聞にいり、姿見すの名よろしからにと、是よりして淀橋と稱すへしと鈞命有り。此故に今は淀橋といふ之。扨長者の隱惡報應すみやかにして、壹人の愛女蛇身の姿をあらすに。長者大ひに悲しミ、春屋禪師を招請して、正觀禪女の血脈うけさせ、經文數卷池に投せしむ。その故を以て彼女佛果を得て上天せりと。爰において長者一念發起して剃髮し、正蓮と法名し、金銀をなげうち、今玉郡なる多寶山成願寺を建立す。（十二所權現の別當寺之。）則長者か住居せし宅之と云ひ傳ふなり。

角筈村十二所權現之略圖（○圖略ス。）方言ニ十人十二双と稱す。別當成願寺か隱居所と稱シテ、樓作りの家なり。參詣の人こゝに休ム。茶店とも云ベシ。池ノ長サ百二十餘間、横五十間、又二十間。

——四神地名錄

武州豐島郡角筈村十二所權現は、紀州熊野の神を勸請する所なり。所謂十二所權現は、本宮は（證誠殿といふ。）伊奘冉尊、中御前は（早玉社ト云。）速玉雄命、西の御前は（結フノ宮ト云。）事解雄命、若一王子宮ハ天照宮大神、（御相殿に國常立尊ましま す。）是を上の四宮と名づく。禪師宮は忍穗耳尊、聖の宮は瓊々杵尊、兒宮は彥火々出見尊、子守の宮は鵜茅葺不合ノ尊、是を中の四社と名づく。一萬の宮は（火の神。）軻遇突智命、十萬の宮は（土の神。）埴山姬命勸請、十五所の宮は（水の神。）罔象女命、飛行の宮は（五穀の神。）稚彥靈命。是を下の四社と名づく。總てこれを熊野の神といふ。古より熊野氏鈴木氏兩氏の人奉祀する所也。兩氏共に其先饒速日命より出。鈴木氏は饒速日命七世孫（或ハ十世とも。）穗積の臣より相續す。其後裔鈴木庄司重邦の子重倫に四子なり。（○中略。）應永の頃かの餘胤鈴木九郎某流落して武州中野に來り、妻共に爰に住事年あり。家やつ〳〵しといへ共、若一王子は生土の神成を以て、宅邊の丘を藤代山になぞらへ、小祠を創立し、日々に尊信し奉る。九郎伯樂を業とす。或時馬一疋を牽て、總州葛西の市におもむく。先當社を拜念し、かの地に到り、馬を賣て價壹貫文を得たり。歸路に淺草に至て、緡をとひて見るに皆大觀錢也。（或駒引とも。）九郎心に思ふ處ありて、卽觀音堂にまふで、かの錢を悉く寶前に奉りて家にかへる。其妻路次に出迎へ、打つれて家にかへらんとするに、我家燒るが如く、

光影戸外にあふる。夫婦火也と驚き、周章馳かへりて見れば、火にはあらず、黄金茅屋に滿て、其餘光外にもるゝにてぞ有ける。依てかの金を藏め、先當社を再建し、悉く十二處の神を勸請し奉る。（應永十年癸亥の年なり。）やがて田園をかひ、宅地をひろむ。（今社地の西四五丁に角筈村と和田村との間に坂ありて、十貫坂といふ。九郎このさかに上り、目の限り錢十貫文を以て買得たる故名づくといふ。）九庫裏軒を並べ、馬場を築て武を講す。（成願寺の境内今其跡あり。）世に中野長者といふ。然るに其後祠官斷絶し社頭零落せる事年久し。村民これを歎き、成願寺に議して官家の免許に依て、享保甲申の年成願寺奉祀の社と成。（成願寺住持大川和尚ノ時也。）十二處の神全く鎭座の地は、紀州と唯此社のみ也と云。（○中略。）十二所の社地を角筈と名付る事、正蓮（○鈴木正蓮。）もと神人成をもて、優婆塞の後、猶神事にあづかるに依て、神道家の語を用ひ、自稱して角筈といひ、後遂に地名となれるにや。神宮忌詞に、僧を髮長、尼を女髮長、優婆塞を角筈と稱す。經卷を染紙、塔を阿良々岐といふ。

——嘉陵紀行

是は元文二年に書たる十二處の社縁起といふものを抄書す。

角筈村。

十二所縁起云、神宮忌詞云、僧稱髮長、尼稱女髮長、優婆塞稱角筈、經稱染紙、塔稱阿良々波（○岐カ）云々。

中野長者出家して正蓮と云。もと神人なるを以、優婆塞の後神務にあつかるに、猶神家の法を用ひ、自稱して角筈といひ、後についに地名となれるなるべし。

——江戸志

十二所權現社。淀橋の南角筈村にあり。祭神紀州熊野權現に同じ。本郷村成願禪寺奉祀の宮なり。社記に云、應永年間鈴木莊司重邦が後裔鈴木九郎某なる人ありて、紀州藤代に住りしが、流落して此中野の地に移り住す。熊野權現は產土神なるにより、宅の邊の丘陵を闢きて小祠を營み尊信深かりし。然に九郎或時北總葛西の市に飼ふ所の疲馬を賣て價一貫文を得たる歸路に臨て淺草の市に至る、其得る所の錢の緡を解てみるに悉く大觀錢なり。九郎心裏に思ふ所ありて、卽觀音堂に詣て、其錢を寶前に奉り、手を空うして歸りしか、夫より後むかし らざる幸福を得て、其家大に富をなせり。故に應永十年癸未（○紀元二〇六三年。）社を再興し、更めて十二所の御神を勸請し奉り、田園等若干を附す。數世を經て後荒廢におよび、神燈光疎に祭奠常に闕くといへども、猶感應速なるを以て、村民恐怖し、遂に享保の頃官府に訴て成願寺奉祀の宮とす。夫より已降神供嚴重に祭祀懈る事なし。九月二十一日を祭祀の辰とす。

——江戸名所圖會

熊野社。十二所權現ヲ勸請セルヲ以テ、此邊ノ地名ヲ十二所ト呼ブ。本地正觀音ナリ。別當ハ多摩郡本郷村成願寺ナリ。緣起ニ云、應永ノ頃鈴木九郎某ト云モノ紀州藤白ヨリ中野ノ鄕ニ來住ス。鈴木三郎重家ノ子孫ニテ、殊ニ若一王子ノ祠官タル餘胤ナリ。依テ假ノ小社ヲ創建シテ先若一王子ノミ勸請シケルガ、同キ十年（○紀元二〇六三年。）宮社ヲ再造シテ十二所ノ神悉ク備レリ。夫ヨリ日夜崇信オコタラザリシ驗ヤアリケン、終ニ家富ミ倉稟軒ヲ並ベテ榮名アリ。ヨリテ鄕民擧テ中野長者ト稱ス。其後遙ノ星霜ヲ經テ、僅ニ里長某ガ進退セル社ナリシヲ、日頃崇敬ノ餘リ菩提寺成願寺ト議シ、且村民共ニ願上テ享保年中成願寺奉祠ノ宮トナセシヨリ更ニ修造ヲ加ヘテ舊觀ニ復スト云。供所。社ニ向テ左ニアリ。丘ノ下ヨリ造リシ樓ニテ、樓上平地ニ接シ、且前ニ假山水ヲ設ケテイト風雅ナル營作ナリ。供所トハ稱スレド、其實ハ成願寺隱棲ノ菴ナリ。春秋ノ頃ハ遊賞ノ人尋來モノ多シ。

寺傳（○本郷村成願寺ノ所傳ナリ。同寺ノ條ニ見ユ。）ヲ見ルニ、九郎ガ先祖ハ紀州熊野ノ神官ナリト云。應永ノ比九郎當所ニ來住シ、馬ヲヒサグコトヲ事トス。或時馬代トシテ得ル所ノ錢皆大觀ノ文字アル古錢ニテアリケレバ、九郎奇異ノ思ヲナシ、已ガ常ニ信スル所ノ淺草觀音ヘ納メケルニ、夫ヨリシテ家富遂ニ巨萬ヲカサヌ。是大悲ノ賞恩ナルヘシトテ、先祖ノ出ル所ナレバ紀州熊野ヲ寫シテ一社ヲ創建セリ。則角筈村十二所權現是ナリト。按ニ角筈村ト當村（○本郷村。）トハ接地ニテ、古ヘハ茫々タル原野ナレバソノ境サダカナラズ。此邊スベテ中野トイヒシナルベシ。

——新編武藏風土記稿

熊野神社。（郷社。）

淀橋町（角筈村。○淀橋區角筈三丁目。）ニアリ。域内七百十一坪。櫛御食野命伊弉冊尊ヲ合祀ス。社傳云、應永ノ頃鈴木重家（三郎。）ノ裔某（九郎。）紀伊藤代ヨリ來リ中野村ニ住シ、假殿ヲ此地ニ營ミ、若一王子ヲ祀リ、同十年癸未（○紀元二〇六三年。）宮社ヲ造リ、熊野十二所神ヲ祀ルト。俗十二所權現ト稱ス。明治五年壬申十月十八日郷社ニ列ス。

——武藏通志

溜井二。一ハ村（○角筈村。）ノ南熊野社ノ傍ニアリ。廣サ竪百二十六間、横南方ハ八間、北ニ至テハ二十六間許、上ノ溜井ト云。此中蛇池ト唱フル所、常ニ冷水涌出シ、水色碧ニ漲レリ。コヽヲ熊野ノ御手洗ト唱フ。往昔中野長者無量陰惡ノ報ニ由テ、一子ノ愛女蛇身ニ化シ、庭中ヲ匍匐委蛇セシカ、平地忽チ穿テ水漲リ淵トナレリ。因テ蛇池ト號スト、熊野緣起ニ載タリ。一ハ下ノ溜井ト號ス。上ノ溜井ノ北ニテ、堤ヲ隔ツ。則上ノ溜井ノ分水ナリ。廣サ竪五十間、横七八間ヨリ十六間許ニ至ル。世ニ十二所ノ池ト稱スル者是ナリ。

瀧。熊野社ノ東境ニアリ。則前ニ云助水堀ノ内ニアリ。長二間餘、幅三尺許。

——新編武藏風土記稿

熊野神社は、角筈なる小名十二叢に在り。甲州街道新町よりすれば、舊銀世界に沿ふて北に入り、新上水堀を越えて到るべく、青梅街道成子町よりすれば、水道淨水所に沿ふて南に入り、之に沿ひて屈折して達すべし。

南方入口南側に、十二社碑あり。（○中略。）此碑の東はもと川にて、大瀑のありし處なり。淨水所設置の際之を埋めたり。

北に面して社道を進めば、右に熊野大權現としるしたる舊常夜燈、左に島川玄丈人壽兆碑と楊枝塚あり。正面に石の大鳥居を建つ。安永八己亥六月と見ゆ。次に十數間を隔て、石燈籠各二基あり。南方のものに明和九壬辰七月と刻む。社前に近けば盥石に蜀山人の銘あるを認む。

熊野三山　　十二叢祠　　洋々神德　　監於斯池

文政三年庚辰暮春　　太田覃

銘文簡にして盡せり。正面は社殿にて茅葺素木造り。向拜に熊野神社の金字額を揭ぐ。一品熾仁親王の御筆なり。楣間に如在の二字額あり。文久辛酉御手洗藤原正邦敬書と署す。社前の石獅には文化元甲子九月と見ゆ。社側に神樂殿あり。社東の高處に小祠を鎭在し、天神社、稻荷社、市杵島神社を合祀す。所謂十二叢の大池は、社の南西なる凹地に在り。南北百二十六間、横ハ、南方ハ八間、北方は二十六間許。之を上の溜井といふ。此中蛇池と唱ふる所は常に冷水涌出し藍水漲る。之を熊野の御手洗と稱す。

池中杭を建て遊泳の限界を表す。池畔皆茶亭にして、欄に倚り水に臨み、或は瀑泉に浴して以て遊息すべし。〇中略。瀑泉は三四所に設け、各男女の游浴所を分てり。西北崖のもの最古くして大なりとす。〇中略。北入口の南に池あり。竪五十間許。横七八間。之を下の溜井と稱す。もと供所と稱し、丘下より樓を造り、樓上平地に接したる雅宅ありたり。卽成願寺隱棲の菴なり。春秋の頃は遊賞の人尋來る者多かりしといふ。今はなし。

文政の頃十二社の山に二羽の烏あり。參詣の人掌を打て呼む忽來る。何にても食すべきものを投與ふれば、之を含み去るを例とす。此外には烏なく、烏も二羽に限りしといふ。烏は熊野にむつき物なり。熊野午王の紙にも烏を印してあり。此烏は今は居らず。現時山に於て試みに掌を打てばまづ來るは茶亭の紅裙ならむ。

熊野神社は、もと熊野十二所權現、又は十二社と稱し、紀伊國なる熊野十二所の神を祀れるものなり。應永の頃鈴木九郎某、紀伊國藤代より武藏なる中野鄕に來住す。鈴木三郎重家の子孫にして、熊野の祠官の餘胤なるを以て、小社を創建し、まづ若一王子のみを鎭祀したるが、同十年〇紀元二〇六三年。に至り、社殿を再造し、十二所の神を悉く祀りぬ。かくて日夜崇信怠らざりしに、家益富み、倉廩軒を並べて榮名あり。鄕民之を中野長者と稱す。その後幾多の星霜を歷て、里長某此社を進退し居りしが、緣故深き成願寺と相議し、且村民と共に請願し、享保年間成願寺を以て別當とせしより、更に修造を加へて、舊觀に復したりといふ。明治五年十月鄕社に列せらる。

——東京近郊名所圖會

勝寶寺造立計畫

應永十年癸未〇紀元二〇六三年。府中勝寶寺造立ノ計畫アリ。〇私案抄。

請下特賴二法界檀越恩施一開二有緣無緣助成一造二立武刕府內勝寶寺精舍一、祈二誓九野八埏平安一、濟中度六趣四生脊類上狀。

夫惟煩惱山雖レ崔巳二弘誓一爲二運歩一、速登二妙覺朗然果地一。業苦海雖レ弋以二大悲心一爲二船筏一、早到二阿耨芥之彼岸一。凡□諸佛道同之化導雖レ無二優劣一機情□分而有二頓漸之差一。慈悲利物々濟度雖レ無二要捨一結緣各區而隔二遠近之益一矣。抑於二當國府內一有下號二勝寶寺一精舍上。寬喜二年〇紀元一八九〇年。草創以來已迄二二百年一。時代押移、修造更絕。堂舍顚沛有名無形。山月藏レ西遍照圓滿之尊容寂々。河水流レ東芥寶池之波響冷々。覩二蘭若破壞粧一穿故眼、思二佛法陵夷之媒一泪先紅。然自二往古一爲二國司奉免寄附一雖レ有二微薄小田一頗不レ及二造功之大營一。爰弟子聊欲レ勵□興一非二自力之所一レ覃。雖レ促二緣流一敢無二同心之輩一。然間勸二誘十方旦那之恩施一、將レ成二一宇造營之願望一。冀貴賤道俗莫レ恥二一紙半鵝之小施一。遠近緇素莫レ惜二寸鐵尺寸之輕材一。縱於二閻浮穢土之草堂一者、雖レ爲二麁品卑劣之構一、殆感二安樂淨刹之寶閣一、偏類二勝妙莊嚴粧一者哉。說二聚レ砂爲二佛塔一。宜三積レ土成二佛廟一。佛種從レ緣起、誰投二輕材一不レ造二卽是道場之心殿一。勸二發普賢德一、爭施二涓塵一不レ與二小欲知足之丹棘一。綺起二冥慮一、時剋已到來。志竭二人力一、不レ日成二大願一。仍精誠旨趣如レ件。

應永十年癸未八月日

——私案抄

河崎山王社納經

應永十一年甲申〇紀元二〇六四年。僧某大般若經ヲ河崎〇川崎市堀之內。ノ山王社ニ施入ス。山王社ハモト武甕槌神社ニシテ、或ハ佐々木高綱ノ建立ト傳フルモ、詳ナラズ。今ノ河崎

寫經施入事蹟

神社是ナリ。〇私案抄。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏通志。

河崎山王社寫經施入

請早特蒙十方檀越施與、書寫六百軸之眞文、施入武刕河崎郷山王社頭、祈朝野靜謐御願、播群品濟度巨益状。

原以夫畢竟皆空竹林演說之梵風、遐靡豐葦原之草木。盡淨虛融露池開講之法水、莅添秋津州之流。凡厥無相寂然之極理者、雖離衆緣造作之莊嚴、實相般若卷軸者、誠顯空卽是色之解脫。非修羅之現文者、深理叵底顯乎。是以此經云惣持無文字之顯、總持由般若大悲、離言以言說云、眞空冥□妙理、誠不可思議哉。倩案事情、憶昔玄弉三藏荷擔此典、從月氏至震旦。於葱嶺𡸴難流砂惡□。消肝膽絕骨髓。然處欻焉遭深砂大將、忿怒强盛神力自在也。彼神向玄奘感甚深勇猛之誓心、成般若守護之約諾。依此經將來漢土、又傳日域矣。爰沙門□受生於異國、結緣於吾朝。夫吾朝者神國也。忝爲報神恩、發起般若書寫之大願。欲勵自力無緣固陋弊身也。欲勸他緣前後不辨愚者也。嗚呼奇哉妙哉、彼玄弉爲印土弘經權化、蒙神力無量之擁護。何況此某爲邊鄙末代之愚夫、盍憑諸人助成之恩施。仰冀隣國他鄕貴賤道俗、莫惜一紙半錢少施、勿恥毫末涓塵□財。塵芥殆□花笞。涓滴漸潮巨海。衆力和合者、大願盍成乎。就中當社者是山王大權現。以不縱不横之三點、忝爲垂迹外現之尊號。以圓融圓滿之妙理、專爲本地內證得果。靈光揮日域、感應浮信水。加之六百軸王□施熟蘇之藥、療惑障之苦惱。十六善神者並擁護之鋒、拂惡魔之逆亂。大并心護正法故、四弘速成就。自利之化心平等故、六度悉滿足矣。仍法界衆生利益平等。

山王社（川崎神社）事蹟

山王社（川崎神社）

山王社。村〇堀之内村。ノ坤ノ方ニアリ。社領二十石ヲ付ラル。當社ハ當村川崎宿渡田大嶋川中嶋稻荷新田等ノ鎭守ニシテ、祭神ハ伊奘諸伊奘冊尊菊理媛神經津主命武甕槌命ノ五坐ヲ安セリ。欽明天皇ノ御宇當所ニ鎭坐シテ、古ハ武甕槌ノ神社ト稱セシニ、イツノ頃ニカ山王權現ノ社ト改號セリト云。サレハ伊奘諸尊以下四坐ノ神ハ後配祀セルニヤ。又川崎宿宗三寺ノ傳記ニハ、源賴朝ノ代ニ、佐々木四郎高綱奉行シテ建立セリト云。古棟札ノ存スルモノアリ。其文ニ、東關之武陽橘樹郡稻毛領庄川崎領堀之内村、維時慶長拾陸暦大方施主鈴木右見能幸三冬仲下幹五日開眼供養トアリ。又元祿八年宮内左衞門敦信カ修理ヲ加ヘシトキノ棟札アリ。其文ハ略セリ。例祭ハ毎年正月三日流鏑馬ノ式ヲ行ヒ、六月十五日神輿ヲ出シテ鎭守トスル處ノ村々ヲスキ、渡田村ノ旅所ヘ渡ス。十二月二十七日ニハ社內ニテ市ヲ立テ、商人等ツトヘリ。本社ハ二間ニ一間半。幣殿一間半ニ二間半。拜殿五間半ニ二間半。マヘニ幣殿ニツ、キテ作レリ。社前ニ石鳥居ヲ立。イツレモ南ニ向フ。神樂堂。本社ニ向テ右ニアリ。三間ニ二間。末社。天神社。本社ニ向テ左ニアリ。熊野三社。是モ同ク左ニアリ。九尺ニ三尺。疱瘡神社。同ク左ニアリ。モト御代官ヲ勤メシ田中休愚右衞門ノ子孫吉藏近年修理ヲ加ヘシト云。猿田彥社。本社ノ背後ニアリ。御靈社。是モ同シ。辨天社。社內ヘノ入口ニアリ。九尺ニ二間。辨天社。本社ヲ隔テ、後ニアリ。二間四方。文化元年川崎宿ノ百姓トモ建立セリト云。

——私案抄

神主、鈴木主馬。社地ニ住ス。先祖ハ紀州熊野ヨリ出シモノニテ、イツノ頃ニカコノ地ニウツリ住セリ。天文元年（○紀元二一九二年。）三月朔日鈴木重種カシルセシ鈴木家ノ系圖ノ由來ノ書アリ。ソノコトカラハ取ヘキモノナケレト、古キ家ナルコトハ是ニテモシラル。世々神職ヲ司ル。吉田家ノ配下ナリ。今社領ニ付シ水帳ニ、堀之内村山王領合テ二十二石一斗八升餘。天正二十年（○文祿元年、紀元二二五二年。）八月七日トシルシアレハ、慶長ノ前社領アリシコトハ知ヘケレト、慶長四年（○紀元二二五九年。）二月ニ至リ、始テ高二十石ノ御朱印ヲタマヒシハ鈴木石見能幸トイヒシモノ、時ナルヘシ。此人慶長十六年（○紀元二二七一年。）ノ棟札ニ名ミエタリ。（○下略。）

佐々木神社（○砂子町。）東側ニテ、養光寺ノ南ニ隣レリ。宿内宗三寺ノ記錄ヲ閱ルニ、鎌倉將軍家ノ時佐々木四郎左衞門高綱近鄉山王社修造ノ奉行タリシ時、先祖ノ靈ヲコヽニ祀リシト云。（○下略。）

——新編武藏風土記稿

堀内山王權現宮。河崎上新宿街道の中程より左へ入て二丁斗南にあり。相傳ふ、欽明天皇の御宇勸請ある所なりと。河崎の鎭守にして神領あり。社司鈴木氏奉祀す。（鈴木氏祖先を三郎高重といふ。熊野の鈴木氏より出たりと見ゆ。）本社。祭神武甕槌命。相殿（經津主命、菊理媛、伊弉諾尊、伊弉册尊、）五神合祀す。正月三日流鏑馬神事なり。六月十五日は大祭にして、十三日より十六日に至て大に賑へり。其間渡田邑の海濱にある所此旅所へ神幸あり。（姥ケ森と號く御手洗池あり。その傍に辨天の叢祠あり。又同所に長八丁の馬場あり。新田家より寄附ありしと云傳ふ。土人云、此御手洗池に生る魚虫ハすへて片眼なりとぞ。）十五日神輿渡御の時前へ神幣七柄を持出せり。相傳ふ、弘安四年（○紀元一九四一年。）川畑櫻川左近助と申ものゝ人勅を奉り奉幣使として當社に向はれし頃の幣串なりとて、當社第一の神寳とす。（奉幣使の人名尤不審少からず。只傳說によつて記そのみ。）又九月十九日には角力の伎を興行し、十一月廿三日には年の市立り。

按に、同所佐々木明神の社記に、佐々木四郎高綱賴朝公の命を蒙り、河崎山王宮の社造營奉行たりしと云事を載たり。當社の事をいへるなるへし。

佐々木明神社。養光寺の境内、本堂の右に並へり。此地の鎭守にして、宗參寺より奉祀す。祭神近江の佐々木明神に相同しきといふ。相殿に高綱の靈を祟むるとぞ。相傳ふ、高綱鎌倉右大將家の命を蒙り、此河崎の地に山王宮（堀の内山王是ならん。）建立の奉行たりしかハ、其緣を採て、間宮信盛先靈の神德を追慕し、江州の本祠を模して、此地に當社を創立すと云。

——江戸名所圖會

川崎神社。

川崎町（堀之内。）ニアリ。域内貳千四百五拾七坪。伊奘諸尊、伊奘册尊、武甕槌命、經津主命、菊理姬命ヲ合祀ス。社傳云、欽明天皇御宇、或云、景行天皇御宇、之ヲ創建シ、武甕槌命ヲ祀リ、後四神ヲ合祀スト。源賴朝佐々木高綱ヲシテ之ヲ再建セシム。（町内宗參寺々傳。）德川氏ノ時社領二拾石ヲ付シ、慶長十六年辛亥（○紀元二二七一年。）十一月、元祿八年乙亥（○紀元二三五五年。）等之ヲ修理ス。（棟札存ス。）舊山王社ト云。明治元年戊辰稻毛神社ト合併シ、同十三年庚辰十月川崎社ト改メ鄉社ニ例ス。祭日六月十五日トナス。

——武藏通志

威光寺鑄鐘

應永十二年乙酉（○紀元二〇六五年。）八月、立花郡長尾山威光寺ノ鐘ヲ鑄ル。寺ハ向丘村（○長尾。）ノ長尾山妙樂寺カ。南多摩郡稻城村（○矢ノ口。）ノ威光寺カ。詳ナラズ。（○私案抄。）

請特豪十方檀

武州立花郡長尾山威光寺洪鐘覺六趣其闇眠驚三界妄見夢狀。

竊以當寺者淨土玉界教主伊王善逝之靈砌也。像法轉時之本尊、而濁末濟度之弘誓、獨在此尊。婆婆有緣

之導師、而衆疾悉除之利益、誰不信敬。若稽嶺者巘巖聳峙青苔係衣。麓者大流河洗岸白浪引帶。古松老杉雖舊、綠樹吐蘂。瑠璃界春風颯々焉。朝雲夕霧雖覆、紅山獨顯日月光秋彩明々矣。誠尊地相應之依所、武州勝絕之甲科也。然文德天王御宇仁壽年中比、慈覺大師本身者乍住叡岳、揮分身散揚之德、巡見諸國建立處々靈地、不可勝計。今威光寺乃其隨一也。大師手彫刻本口像所安置當伽藍也。仍勤行嚴窟冷々、開閼伽井水清々。忝云權者之建立、云本尊靈驗、誰不恭敬乎。爰沙門某治鑄洪鐘欲奉施入。雖企大願有志無力、冀十方檀越播一紙半錢之小施、萌宿殖德本之良因。投寸鐵尺木輕材、擬與善結緣之資糧。以諸人奉加衆力成愚弟懇志一願。然則藥師如來者含歡喜之咲、與玉口妙藥。衆疾悉除、誓願忽證德、十二神將廻隨喜眦、加晝夜擁護。身心安樂願望速滿足矣。敬白。

應永十二年八月

——私案抄

圓通寺鰐口

入谷〇足立區入谷町。圓通寺ニ應永十三年丙戌〇紀元二〇六六年。ノ鰐口アリ。〇新編武藏風土記稿。

圓通寺。新義眞言宗。西新井村總持寺末。金龍山觀音院ト號ス。本尊不動ヲ安セリ。

觀音堂。正觀音ニテ、立像長一尺許。行基ノ作。此堂再建イマタナラス。ヨリテ今本堂ニ安ス。當所ニ掛タル鰐口アリ。其銘ニ奉果立願志趣者爲天長地久御願□應永十三年十二月一日□□敬白トノセタリ。

——新編武藏風土記稿

榮福寺再興計畫

應永十三年丙戌〇紀元二〇六六年。九月六鄉〇或ハ立花郡稻毛庄ニ作ル。ノ榮福寺ノ再興ヲ謀ル。寺ハモト源實朝ノ創建ニ係ルトイフ。〇或ハ僧圓仁ノ建立トナス。今其遺址ヲ詳ニセズ。〇私案抄。

請特賴法界檀越恩施、闕有緣無據助成、修造武州六鄉保榮福寺精舍、祈誓朝野寧謐御願、濟度濁末受生蠢類狀。

緬以夫實相本有之佛國者雖離假立造作之莊嚴、安養□往之世界者專構七寶校飾之淨刹矣。抑當寺者源右大臣實朝御願御建。□□元年草創也。安置無量壽如來、拔濟有情類之流轉。勸請八幡大井、鎭警四夷敵之棄亂。自爾以來星霜已積二百餘歲。時代押移而修復更絕。堂舍顚沛而有名無實。虹梁朽霖霧兮皖面欸生苔。佛像泥雨露兮慈眼似流泪。嗚呼痛哉、金蓮臺上之如來藏身於武藏野之草。光明遍照尊容浸影於多波河之流。弟子某聊欲勵自力之斧營、非乏道之所覃。欲待公務之修理難堪沛顚之危急。然則勸誘十方檀施、將遂一宇造功。冀貴賤道俗投寸鐵尺木之輕材、擬安養淨刹金銀珠玉之莊嚴、甲乙緇素布一紙半錢之少施、褁不求自得無上幷寶聚之粮貯。凡厥無盡意爲開普門之大悟、脫無價瓔珞奉獻觀音大士常啼名、爲求般若深理售勇猛精進一身、供養法涌菩薩。大聖法施尚捨全身歸法何恐。凡夫財施盍盡身與善乎。惟夫飛塵成花笠涓露宗巨海。衆力和合者一願盍成乎。因旃栢城月朗而吐千秋之光、柳營風靜而揚萬春之聲。就中一天隨喜之彙預現受無比樂之巨□。信心歸依之輩者成心生安樂國之迎接。仍勸進旨趣如件。

應永十三年丙戌九月　日

——私案抄

請特蒙十方旦那助成勸四衢道中貴賤於武州立花郡稻毛庄榮福寺致精舍再興奉安置藥師如來之尊像狀。

蓋聞東土教主伊王善逝者、爲有緣之導師而汲引□海漂沒之群類。爲像法轉時之本尊照耀佛法久住

之光輝。隨信根授榮祿、誰祈花陰之祠。應機感與良樂何求。逢壼嶋。爰以誓風扇國家分、擭□□於乾坤之外。慈雲聳一天分灑甘雨於四海之内。凡厥一稱一禮之輩猶忝壽福。矧乎恭敬供養之輩强□利益哉。就中當寺伽藍者文德天皇御宇慈覺大師爲治國□民興隆佛法建立精舍所造作靈像也。是則天下泰平之靈場、當國無雙之甲科也。自爾以來烏兔馳數歳、致貴賤崇敬。星霜過歴代、異上下渇仰。當初佛閣比甍、僧坊列壁。雖然及澆季修行已斷、時迫劫來堂舍漸朽損。嗚呼精舍零落歎而有餘。佛法衷陵悲而又足者乎。爰愚弟感靈夢告、欲勵再興、非自□所覃。欲借他緣、頗無同心輩。然間勸十方旦那恩施、土木功速成。以一味和合之奉加修造之願忞滿。泰山起自土壤。合抱作自毫末。然則一紙半錢莫恥之、一花一香之供養皆登覺臺。雖寸鐵尺木勿惜之。聚沙積□之造功已成佛道。難勸之者薩埵之悲願也。難捨之者檀度之慈行也。何恐投輕尠絹塵之粮。誰不畏無價寶珠。□□道瓦礫之志。爭不折覺樹之妙夢哉。依之同心結緣之輩現世安穩而蒙業病悉除之擁護。見聞隨喜輩者後生善□而得阿耨卉之妙益。仍勸進帳如件。

——私案抄

板橋乘蓮寺（淨土）創建

板橋（○板橋區板橋町八丁目。）ノ淨土宗乘蓮寺ハ僧無的（○信譽。）ヲ開山トナス。板橋忠康（○信濃守。）ノ香華院ナリトイフ。無的ハ應永十四年丁亥（○紀元二〇六七年。）ニ示寂スレバ、ソレ以前ノ舊刹ト認ム可キモ、回祿ノ災ニ罹リテ記錄ヲ存セズ。天正十九年辛卯僧龍宅（○明譽。）ノ世德川氏ヨリ朱印ヲ附セラル。（○再校江戸砂子。江戸志。江戸紀聞。一話一言。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏通志。東京近郊名所圖會。）

孤雲山乘蓮寺。　同。（○増上末。）　板むし、平尾。

孤雲山乘蓮寺。　淨土。　増上寺末。　板橋。

開山、

——再校江戸砂子

孤雲山乘蓮寺。　淨土。　増上寺末。　寺領十石。　同處。（○板橋。）

開山、

——江戸志

當寺に天正十九年辛卯十一月の御朱印ありと。是よつて古寺なることしるへし。

——江戸紀聞

孤雲山乘蓮寺。

淨土、増上寺末。

板橋信濃守墓

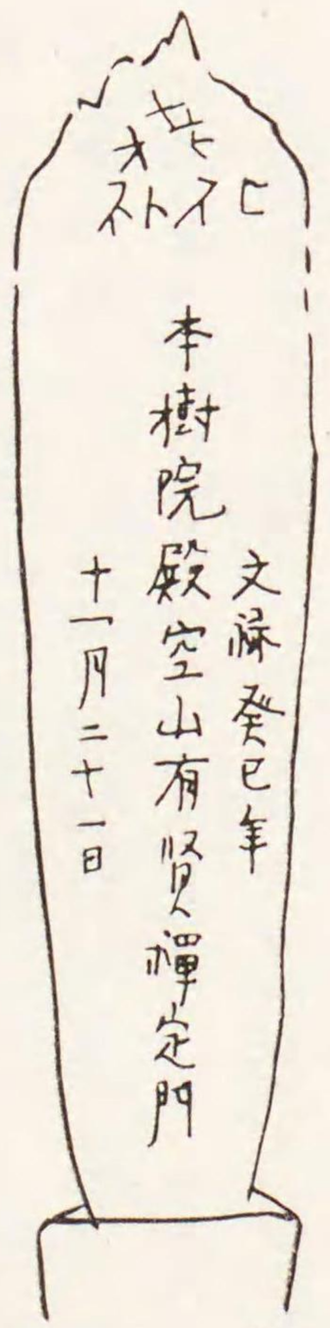

右は乘蓮寺境内にあり。

覃云、今此古碑をすてゝ新碑を建つと云。

——一話一言

乘蓮寺。淨土宗。芝増上寺末。孤雲山慶學院ト號ス。御朱印寺領十石ハ、天正十九年（○紀元二二五一年。）十一月賜ヘリ。開山英蓮社信譽無的。應永十四年（○紀元二〇六七年。）三月二十九日寂ス。什寶古書等ハ回祿ニ逢テ烏有トナリシト云。墓所ニ板橋信濃守ノ石碑アリ。本樹院前信州空山有賢禪門、文祿二癸巳年十一月二十一日ト

刻ス。此碑ハ寛政中再建セシモノニテ、モトノ碑石ハ側ニアレトモ、文字ハ堙沒セリ。此古碑實ニ板橋家ノモノナリシヤ、寺僧モ詳ニセストエ。又康永二年（〇南朝興國四年、紀元二〇〇三年。）ノ板碑アリ。此地ノ民與左衞門カ先祖ノ碑ナリト云。

天神社。渡唐ノ天神ヲ安ス。

鐘樓。享保十四年鑄造ノ鐘ヲカク。

——新編武藏風土記稿

孤雲山乘蓮寺。慶學院と號す。同所（〇板橋。）橋より三町あまり此方、道より左側にあり。淨土宗にして、縁山に屬す。本尊阿彌陀如來の像は、佛工春日の作。開山は英蓮社信譽上人、了賢無的和尙と號す。當寺は應永年間の草創にして、此地の鄕主板橋信濃守忠康といふ人の菩提寺なり。當寺五世明譽上人龍宅和尙現住の頃、天正十九年辛卯、御當家より守護不入の朱章を賜ふ。又寛保三年癸亥の夏、大樹此邊御遊獵の時、當寺に憩せ給ひしより、永規とかれり。

相生杉。寺の後園にあり。むかし此邊御遊獵の頃此杉の號を問はせ及ふ。住僧答奉るに相生の號を以てす。依今猶相生緣結の杉と稱へたり。

女男松。堂前にあり。天下泰平を祝し奉る意にて植さりしとなり。

板橋忠康墓。同境内にあり。碑面に本樹院殿前信州空山有賢禪定門、文祿二癸巳年十一月二十一日卒とあり。或人云、板橋氏の家系に、板橋信濃守忠康はもと豐島氏なり、北條氏直に仕へ、此地に住して板橋と名つくるよし記せりと云々。又或人云、豐島氏系譜に、瀧野川長門守の弟を板橋次郎豐清と名つくる由記せりとぞ。豐清始て此地に住して、板橋の號を以て氏となせし歟。然れば忠康も豐清が子孫ならん。又北條家の所領役帳に見えたる板橋又太郎、同大炊助といふも、其一族なるべし。其餘小田原記に、大永四年（〇紀元二一八四年。）正月十三日、北條氏綱と上杉朝興と合戰の時、朝興打負て板橋をさして引退く。此時板橋の某兄弟以下討死すとあるも同じ氏族の人なるべし。又同書に、天正元年（〇紀元二二三三年。）十月下旬、下總關宿の城主簗田中務大輔佐竹に一味して逆心を企るといふ條下に、小田原より氏政出張して、關宿へ取詰合戰ありし頃、小田原方武州の石濱の城主千葉次郎、城方の物頭菊間圖書といふ者と組て落、千葉次郎討死す。此時石濱の千葉家女子斗なりしかば、氏政の下知として、北條常陸介氏繁の三男を養子として、彼息女にあはせ、千葉の一跡相續ありしかは、木内宮内少輔支配なり。彼與力衆ハ板橋肥後守板橋の城主なり、松戶越前守ハ赤塚の城主なりとあり。此肥後守又同じ氏族の人なるべし。

——江戶名所圖會

板橋忠康墓。

板橋町（下板橋宿字中組。）乘蓮寺境內ニ在リ。墓面ニ本樹院前信州空山有賢禪定門、文祿二癸巳年十一月二十一日ト刻ス。忠康（信濃守。）ハ親棟（將監。）ノ二子ナリ。板橋城ニ居ル。此碑ハ寛政中再興建スル所ニシテ、舊碑ハ傍ニ存スルモ、文字湮沒ス。

——武藏通志

乘蓮寺は板橋町の西側に在り。孤雲山と號し、慶學院と稱す。淨土宗にして、芝增上寺の末なり。幕府時代は朱印寺領十石を有せり。

開山は英蓮社信譽無的。應永十四年（〇紀元二〇六七年。）三月二十九日寂す。

土人の傳へて板橋信濃守忠康の墓と稱するもの乘蓮寺の墓域に在り。碑面に本樹院前信州空山有賢禪定

門、文祿癸巳年〇二年。十一月二十一日と刻む。

——東京近郊名所圖會

妙覺寺（法華、後安穩寺）創建

應永十七年庚寅〇紀元二〇七〇年。**法華宗僧日通島根**〇足立區島根町。**ニ妙覺寺ヲ創建ス。後世改稱シテ安穩寺トイフモノ是ナリ。**〇四神地名錄。新編武藏風土記稿。武藏通志。

嶋根村。長久山安穩寺。日蓮宗。開山日通上人。御朱印五石。本尊釋迦佛。寶物に加藤清正の秘藏なりし番神の畫像、日祐上人の作せられし祖師の木像なり。大猷院樣ならせ給ひし御殿の跡有り。今も御膳所となる寺なり。

——四神地名錄

安穩寺。日蓮宗。下總國葛飾郡中山村法華經寺末。長久山ト號ス。寺領五石ノ御朱印及ヒ境內四千四百九十四坪ノ除地ハ大猷院殿當山へ御立寄アリシ時賜ヘリト云。開山日通ハ應永廿年〇紀元二〇七三年。四月廿日寂セリ。本尊三寶ヲ安シ、又日蓮ノ木像ヲ置ケリ。コノ像ハ日祐上人ノ彫刻ニテ、誦經ノ祖師ト稱ス。緣起アリ。近キ頃ナリシモノナレド、當寺ノ顚末及開山日通ノ傳ヲ見ルベシ。其略ニ、宗祖文永八年辛未〇紀元一九三一年。九月十二日巨難ヲ免カレ、翌十三日相州依智ノ鄕本間六郎左衞門尉重連ノ館ニ入ル。本間ノ一族法華ニ歸依シ、子孫永ク宗風ヲ仰ク。就中次男五郎重元下總國正中山法華經寺第三祖日祐上人ニ謁シ、宗祖ノ影像ヲ拜シ度由ヲ頻ニコフ。日祐其信心ニ感シ、康永三年甲申〇南朝興國五年、紀元二〇〇四年。自ラ宗祖ノ木像ヲ彫刻シ重元ニ授與ス。重元此像ヲ渇仰シ、終ニ子次郎重氏ニ讓ル。重氏信心怠ラズ、且念願スラク、我モシ男子ヲ求メ得ハ直ニ出家セシメント。其婦或夜瑞夢ニ感シ、蓮華一莖懷ニ入ルト見テ、竟ニ妊メリ。時ニ延文元年丙申〇南朝正平十一年、紀元二〇一六年。男子ヲ生リ。重氏感悅斜ナラズ、夢相ニ依テ蓮千代麻呂ト名ツク。貞治元年壬寅〇南朝正平十七年、紀元二〇二二年。七歲ニシテ日祐ニ投シテ剃髮セシメ、日通ト號ス。凡十三年祐師ニ給仕シ、應安七年甲寅〇南朝文中三年、紀元二〇三四年。日祐寂ス。日通遺命ヲ弘宣シ、堂舍ヲ造營スルコト若干。此時ニ當テ武州足立郡領千葉太郎領內嶋根ノ鄕ニ一宇ヲ建立シテ、已レ第一世ニ屬シ、寺號ヲ長久山妙覺寺ト名ツク。時ニ應永十七年〇紀元二〇七〇年。ナリ。元和年中德廟〇德川秀忠。當寺へ成セラレ、寬永中猷廟〇德川家光。數度成セラレ、嚴命ニテ安穩寺ト改メラル。此時開基僧都日通祖父重元ヨリ傳フル所ノ日蓮木像ヲ當山ニ安置シヌ。此像閑夜深更ニ及テ誦經ノ音アリ。故ニ誦經ノ高祖ト稱ス。昔ヨリ今ニ至リ每歲正月三ケ日ハ本堂ニ於テ丑ノ刻ヨリ陀羅尼品ヲ誦シテ國家安全ヲ祈禱シ奉ルト云。サレハ昔モシハシハ當時ヘ成セラレシ故ヲ以テ、御當代ニ至リテモ此邊御遊獵ノ時ハ御膳所トナレリト云。

鐘樓。明和年中ニ造リシ鐘ヲカク。

三十番神堂。

御茶屋跡。大猷院殿〇德川家光。御成ノタヒコトニ御休息アリシ御舊蹟ナリト云。正保中改ノ國圖ニ、當村ノ傍ニ御茶屋ト載タルハ、コ、ノコトニヤ。

塔中。良賢坊。受玄坊。今廢セリ。

——新編武藏風土記稿

島根行殿址。

梅島村〇島根村安大道內北。安穩寺ノ傍ニアリ。亦德川家光休憩ノ亭ナリ。〇正保圖、御茶屋ト記ス。安穩寺ハ〇長久山ト號シ、域內千九百六十五坪、日蓮宗。應永十七年庚寅〇紀元二〇七〇年。僧日通之ヲ創建シ、妙覺寺ト號ス。本尊日蓮像ハ僧日祐刻スル所ニシテ俗誦經祖師ト稱ス。〇日通ハ本間六郎左衞門尉重連ノ曾孫ニシテ、次郎重氏ノ子ナリ。日祐ニ從ヒ薙染シ其遺命ヲ承テ本寺ヲ建ツ。應永二十年丁巳四月廿日寂ス。家光又屢本寺ニ臨ミ、寺領五石ヲ付シ、命シテ安穩寺ト改稱セシム。

——武藏通志

東善寺（眞言）

長島（〇江戸川區。）東善寺ノ開山頼重ハ應永十八年辛卯（〇紀元二〇七一年。）化トイヘバ、寺ハソノ前ノ草創カ。（〇新編武藏風土記稿。）

東善寺。新義眞言宗。大和國初瀬小池坊ノ末。醫王山應心院ト號ス。本尊阿彌陀。長一尺八寸。春日ノ作。開山頼重。應永十八年（〇紀元二〇七一年。）化ス。

——新編武藏風土記稿

祥林寺（禪）再興

應永十八年辛卯（〇紀元二〇七一年。）足利持氏、西ケ原（〇瀧野川區西ケ原町字東谷戸。）ノ廢刹補陀落壽院ヲ再興シテ祥林寺ト名ヅク。其創建ハ詳ナラズ。ノチ天文年間ニ及ビ、更ニ昌林寺ニ改ム。（〇江戸砂子。江戸志。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏通志。）

祥林（昌林）寺事蹟

祥林（昌林）寺

末木觀音。　補陀山昌林寺。　禪宗。　西ケ原。

開山行基菩薩、六阿彌陀彫刻の砌、末木を以刻さまふ本尊也。往古ハ補陀洛壽院と號。應永年中昌林といふ僧中興せしより昌林寺といふ。同十八年（〇紀元二〇七一年。）鎌倉持氏の母堂深く信じ、七間正面の堂を建らる。文明年中太田道灌二十四町の田を寄附あり。大永五年（〇紀元二一八五年。）火災によつて堂塔灰燼となる。昌林寺の闕。むかし當寺領地の跡なり。今以ゑろいふ。とりわき文明のころ諸國亂て所領なるものわたくしの闕をかまへてより、諸國に闕の名のこりてはきられし。關東にも數多なり。

——再校江戸砂子

補陀羅山昌林寺。　禪宗。　總泉寺末。

開山、勝菴最（〇宗最カ。）大和尚。　本尊地藏尊、惠心僧都作。

末木觀音。（〇中略。）寺傳云、敦盛守本尊の阿彌陀當寺にありしが火災の後に失ふとなり。

——江戸志

昌林寺。禪宗、曹洞派。橋場總泉寺末。補陀山ト號ス。古ハ補陀落壽院ト號セシヲ、應永十八年（〇紀元二〇七一年。）足利持氏再營シテ祥林寺ト改メ、文明十一年（〇紀元二一三九年。）太田道灌、田園二十四町ヲ寄附セリ。其後大永五年（〇紀元二一八五年。）丙丁ニ罹リシ後、本山四世勝庵宗最中興シテ今ノ文字ニ改ム。此僧ハ天文十三年（〇紀元二二〇四年。）七月十五日寂ス。本尊正觀音ハ行基ノ作ニテ、六阿彌陀彫刻ノ時、同木ノ末木ヲ以テコノ像ヲ作リシユヘ、末木ノ觀音ト號ト云。昔ハ本堂ノ造リモ莊嚴ヲ盡セシニヤ。今ノ堂ニ用ル所ノ扉、獅子牡丹桐鳳凰等ノ彫刻最工ニシテ、近世ノモノニアラズ。是左甚五郎ノ作ニテ、先年火災ノ時僅ニ殘リシモノト云。

——新編武藏風土記稿

補陀山昌林寺。同所（〇染井。）西の方にあり。曹洞の禪宗にして、本尊末木觀世音菩薩は、開山行基菩薩の作なり。往古六阿彌陀彫刻の折から末木を以て作りたまひしとぞ。むかしは補陀洛壽院と號。其後久しく荒廢にをよぶ。然に應永年中祥林といへる僧中興せしより、（後又宗最和尚こゝに來り當寺を再興す。）昌林寺と（祥を改めて昌に作る。）號す。同十八年（〇紀元二〇七一年。）鎌倉持氏公の母堂深く是を信じ、堂宇を修營あり。又文明の頃太田道灌二十餘町の齋田を寄附に。其後大永年間の兵火に罹りて、堂塔悉く炎燒す。今はいましへの俤のみを存せり。

——江戸名所圖會

補陀山昌林寺。

同村（○瀧野川區西原町。）ニアリ。域内千百六十六坪。曹洞宗。創建詳ナラズ。古ヘ補陀落壽院ト號シ、應永十八年辛卯（○紀元二〇七一年。）足利持氏之ヲ再營シテ祥林寺ト改メ、文明十一年甲戌（○紀元二一三九年。）太田資長、田圃二十四町ヲ寄附シ、大永五年乙酉（○紀元二一八五年。）火災ニ罹リ、天文十一年壬寅（○紀元二二〇二年。）本山橋場總泉寺四世僧宗最（勝菴）之ヲ中興シテ、今ノ文字ニ改ム。（宗最天文十三年甲辰七月十五日寂ス。）

——武藏通志

二宮社法華經施入

應永十九年壬辰（○紀元二〇七二年。）十月、多磨郡小河鄕（○西多摩郡東秋留村字二宮。）二ノ宮ニ法華八軸ヲ施入ス。（○或ハ大般若勸進トナス。）二ノ宮社ハ國常立尊ヲ祀リ、中世小河大明神ト稱ス。社傳ニハ天慶三年庚子（○紀元一六〇〇年。）藤原秀鄕ノ勸進ナリトス。（○新編武藏風土記稿。私案抄。武藏名勝圖會。武藏通志。大日本地名辭書。）

二宮神社事蹟

二宮明神（**二宮神社**）

二ノ宮明神社。野邊村ノ境ニアリ。野邊村ト當村（○二ノ宮村。）トノ鎭守ナリ。社領十五石ノ御朱印ヲ附セラル。三間四方ノ社ニテ、前ニ拜殿アリ。五間ニ二間。祭神ハ國常立尊ナリト云。寛永及ヒ萬治年中ノ棟札アリ。其比修復アリシト見ユ。例祭九月九日。神主野村出雲持。傳云、コノ社ハ昔田原藤太秀鄕武藏國ヘ來リシ時勸請セシト。古ハ社モ莊嚴ナリシニヤ。社地ヨリ布目ノ紋アル古瓦ヲ掘出ス事ママアリト云リ。先年社再興ノ時土中ヨリ甕一ツヲ掘出セリ。甕中ニ銅ノ筒二ツアリテ、其中ニ綿ノ如クナル紙アリ。緣起ナト書タル者ニヤ。甕ハ今モ神主所持スレト、銅筒ハ紛失シタリト云。

鐘樓。社地ノ東ニアリ。圓徑二尺餘、長四尺五寸ノ鐘ナリ。銘ニ、

武州多西郡貮宮大明神御寶前

奉鑄所蒲牢一供

抑華鯨者元是海魚名也。鳴聲（○此下省略カ、脱落カ。）

寛永十七年九月九日

——新編武藏風土記稿

勸進沙門運祐敬白、

請殊蒙十方旦越恩施開八軸妙經印板施入武刕多西郡小河鄕二宮社頭救六趣群萠播十方皆成妙益

緬惟夫煩惱山雖崔以六足爲運步速登妙覺朗然果地葉苦海雖弍以□□爲船筏早到阿耨菩彼岸。凡厥三世諸佛之化導雖無優劣機情自分而有頓漸之差別。十方菩弘誓雖無要捨、結緣各區而隔遠近之益矣。抑當社小河大明神者當國六所隨一、本地藥師之應跡也。忝擺瑠璃界之淨場武藏野之草上垂迹露瀝々。出歡國之寶刹多波河之水底和光月明々。遐討伊王善逝尊容、全爲超八醍醐之妙體。是以壽量品說是好良藥合留在此。藥王品宣病卽消滅不老不死。然月氏佛敎傳日域、如來之金言吐凡口依修現文也。爰沙門運祐彫刻法花八軸之印板、雖企當社施入之大願、有志無力不能欲止。譬如懷ママ挾者不抱重寶、似瓶短者不汲深流。庶貴賤甲乙道俗男女以一字一錢之奉加可□黃金如來之妙相。依一文一句之信受可登靑蓮王之□臺。須臾聽法輩尙五十展轉之巨益。隨喜施與人豈不成四八莊嚴之妙果乎。呼嗚奇哉妙哉、此經文字數者六萬九千三百八十□字佛體。不瞬目而欵開□字解脫之惠眼、不起座而直成普賢色身之妙果。□□法界仍勸進旨趣如件。

應永十九年初冬日

沙門　敬白

二ノ宮明神。社地野邊村界にあり。高さ十五六間程登る磴道あり。山上に鎭坐なり。社木松杉の森なり。先年は蓊欝とせしを伐採けるゆへ、僅に松杉宮地を圍繞せり。社地の西は一段低き丘畑なり。二ノ宮村野邊村兩村の生土神なり。

――私案抄

御朱印、社領拾五石。神主村野氏。社地、境内壹萬八千五百八十五坪なり。例祭、九月九日。神輿村内を巡行す。社地にて草相撲を催せり。

祭神、國常立尊。　本社、三間四面。　拜殿、五間ヨ二間。

鳥居。石階數級あり。

鐘樓。鐘に寛永の銘あり。

按するに、當國の二ノ宮なれば、上古より鎭座せる神社なるも、亂世の後頽廢し、棟札も絶て見えず。又神職の家に傳ふる說あれども、證とするそのなし。往昔は大社なるゆへ、古への古瓦布目形の付たる土中より堀出すことありといふ。

私案抄といふ書に、往古當社へ大般若勸進せしことを記したり。

――武藏名勝圖會

二宮神社。

東秋留村（二宮字南分。）ニアリ。域内貳千五百四十六坪。國常立尊ヲ祀ル。本州二之宮ニシテ、小河明神ト稱シ、古ヘ頗ル巨社タリシト云。社傳云、天慶三年庚子（○紀元一六〇〇年。）正月、藤原秀郷平將門ヲ討ツ時、此社ニ祈誓シ、功成ノ後殿宇ヲ修營シ、後源賴朝復之ヲ造營シ、應永十九年壬辰（○紀元二〇七〇年。）十月大般若ヲ勸進ス。（私案抄云、多西郡小河鄕二宮社頭大般若勸進。當社小河大明神者當國六所隨一本地藥師之應跡也。應永十九年初冬日沙門敬白。）北條氏照社領若干ヲ付シ、天正十九年辛卯（○紀元二二五一年。）十一月德川氏拾五石ヲ付ス。萬治三年庚子（○紀元二三二〇年。）十一月社宇ヲ修シ、寛文二年壬寅（○紀元二三二二年。）火災ニ罹リ、享保四年乙亥再ヒ之ヲ造營ス。又社傳云、古ヘ一華表ハ熊川村熊川神社ノ東ニアリ。本社ノ東拾八町ヲ距ツ。二華表ハ本村ノ東隅田中ニアリ。故ニ鳥居田ト稱ス。例年一月十五日管粥神事ト云。曉神前ニ祈リ、管粥ヲ煮ル。管中粥粒ノ增減ヲ見テ一年ノ豐歉ヲトス。七月七日氏子手洗池ヲ浚渫ス。之ヲ馬場洗神事ト云。九月九日ヲ大祭トナシ、神輿村內ヲ巡行ス。社地丘陵ノ麓字前田ニ御手洗池アリ。明神池ト云。東西拾二間、南北拾七間三尺、面積貳百拾壹坪、瓢形ヲナシ、水質澄冷、氷ノ如シ。土人盛暑ノ候瓶裏ニ汲取シテ氷塊ニ代フ。又下流ヲ引キ田ニ漑ス。

――武藏通志

二ノ宮。今東秋留村の大字とす。小川の北に接し（五日市の東二里半、多磨川の左岸とす）小川明神あり。或書に延喜式多磨郡虎柏神社ハ男河の形誤にて、卽小川ニ同しと論したり。野邊も今東秋留の大字に存し、横山黨野部氏の古墟也。新記云。二宮神社ハ野邊村の邊に在り。社領十五石。境內より布目の紋ある古瓦を堀出せことあり。應永の頃には此社を小河大明神と唱へしと見ゆ。

鎌倉大草紙云。文明九年（○紀元二一三七年。）三月太田道灌は二の宮城へ押寄攻ければ、敵打負け、大石駿河守降參し、長尾景春は二宮を落て成田へ參る。道灌は村山に陣し、津久井の奧三保を攻む云云。

新記又云、小河鄕は應永十九年（○紀元二〇七二年。）に書きしものあり。多西郡小河鄕二宮社頭、大般若勸進、當社小河大明神者當國六所隨一云云。今も二宮村二宮明神と云へり。二宮村卽小河鄕なること知らる。

――大日本地名辭書

傳通院權輿（淨土）

應永二十二年乙未（○紀元二〇七五年。）二月、淨土宗ノ僧聖冏（○了譽。）小石川久保ニ草庵ヲ結ブ。傳寶（○マタ傳法。）院ト稱セシトノ說アリ。無量山壽經寺是ナリ。其地ハ今ノ極樂水宗慶寺ノ所在ニシテ、後慶長年中ニ現地ニ移リテ傳通院ト稱ス。但シ聖冏ノ開基ヲ明德年間（○紀元二〇五〇乃至二〇五三年。）ニ在リトナスモノ多キモ、其據ル所ヲ詳ニセズ。（○續無名抄。江戶名所記。江戶雀。江戶鹿子。江戶砂子。江戶志。新編江戶志。江戶名所圖會。傳通院由緖書。傳通院記。淨土傳燈總系譜。大日本地名辭書。東京通志。新撰東京名所圖會。）

傳通院起原諸說

傳通院起原

江戶無量山壽經寺傳通院ハ了譽上人の草創よして、明德年中（○紀元二〇五〇乃至二〇五三年。）の開基之。本尊は惠心僧都の作、座像の阿彌陀之。

——續無名抄、江戶雀

無量山壽經寺傳通院は了譽上人の草創として、順德年中の開基なり。本尊は惠心僧都の御作、座像の彌陀なり。六八の誓願はあまねく苦海の衆生を導き給ふ。四八金色の妙相は十方に光を放て、もろもろのやみぢをかゞやかし給ふ。然るに當寺は是關八州の其一として、淨土衆流の一流なり。所化は爰よおいて學問をきわめて、ふるき名師のあとをしとふ。爰よよつて或は聚螢映雪の劫作をつみて眼を經論にさらし、又は飛花草露の道を得禪して其心敵をしりぞけん。此ゆへに論談にくちびるをかへして富樓那の辯舌を得、互に疑問をひらく事迦葉のむねを中に悅して只をのづから蓮葉の泥土を出るにことならぞ。とにかくうらむらくは我人の身ねがはしきは十萬億土彌陀の淨土なりとゝなふれば、佛も我もなかりけりと心をやり給ふべし。ゑばらくも五念修行にもとづきて、三心具足の床にざし、往生のそくわいを期ゑすべきなり。

彌陀たのむ人はさなから小石川
にこる心もすみわたるなり

——江戶雀

無量山壽經寺傳通院は、了譽上人の草創として明德年中（○紀元二〇五〇乃至二〇五三年。）の開基なり。本尊は惠心僧都の御作、座像の彌陀なり。六八青蓮のまなじりをめぐらしては、もつぱら濁世の苦界を憐愍し、四八金色のひかりをはなちては、あまねく念佛の衆生を攝取し給ふ。しかるに當寺はこれ淨土宗流の一派として、所化學道の談林なり。（○中略。）

十念をおろゑ誓のなむあみた
衆生をすくふ小石川ゟな

（小石川）極樂之井、小石川吉水の極樂の井は、そのかみ傳通院の開山了譽上人、よし水の寺にをはせし時に、龍女かたちをあらはして、上人にまみえたてまつり、佛法のふかきむねをもとめしかば、上人すなはち彌陀の本願他力の實義卽相無相事理俱頓の要法をねんごろにしめし給ふに、龍女すなはち卽悟無生の理にかなひ、菩薩戒の血脈をうけ、その報恩として、この名水を出して奉りけり。此故に極樂の井と名づく。（○中略。）

くみてしる極樂の井の水きよみ
彌陀のちかひの底のふかさを

——江戶名所記

無量山壽經寺傳通院。（檀林。紫衣。寺領八百石。）

開山、西蓮社了譽上人聖冏和尙。明德年中草創。

本尊、阿彌陀如來。惠心僧都の作。

淨家鎭西流義、關東十八檀林の隨一なり。

開山、了譽上人。姓ハ源。本國常陸國久慈郡岩瀨の城主白吉志摩守義光の子也。其母州乃岩瀨の神に祈りて、曆應四年（南朝興國二年、紀元二〇〇一年。）正月廿五日に生る。此日ハ宗祖東漸大師入滅の日也。是も又一奇事也。其後志摩守戰死の年、母公草地山常福寺に至て、了實上人に投じて薙髮せしむ。于レ時八歲也。後鎌倉光明寺に至て定惠上人を桑原道場に訪ふ。于レ時廿歲なり。廿五歲に及んで、吉水の宗義奧訣殘らず傳ふ。しかのみならず、諸州を經歷して一時の明哲に參じ、密教ハ法幢院祐存に受、台宗を眞源法印に學び、禪ハ但馬の月寮天命二老師に參得し、神道を治部大輔某に習ひ、和歌は頓阿法師にしたがひ學び、古今序註十卷をあらはせり。永和四年（紀元二〇三八年。）下野國大庭山往生院南瀧坊ニ寓して宗を弘む。千葉の貞胤の子德千代麻呂を弟子とせり。是增上寺開山上人酉譽なり。師に先達て武州に來り、貝塚に增上寺を開基し給ふ。嘉慶二年（紀元二〇四八年。）の二月廿一日瓜連に火ありて、常福の殿堂烏有となる。上人此とき住職せり。燒土に四衆を集て勸化したまふ。其後草地山を出て武江に來り給ふ。于レ時應永廿二年（紀元二〇七五年。）二月二日なり。貝塚に至て酉譽を訪ひ、あまねく郡中を經て小石川に至り、勝地を得て艸廬を結び給ふ。側に清泉あり。師名付て吉水と呼たまふ。蓋し是元祖の遺跡を慕ひ給ふゆへ也。此地今の極樂水宗慶寺なり。應永廿七年（紀元二〇八〇年。）八十歲にて遷化。世に云三日月上人是なり。慶長七年（紀元二二六二年。）八月廿九日、傳通院御遺命によって御廟を建られ、御法號を以て寺の名とす。

吉水山宗慶寺。　こくらく水。

開山了譽上人、應永廿二年（紀元二〇七五年。）二月二日、酉譽上人乃招に依て、瓜連より武の小石川に至り、此地に庵を結び吉水と號せらる事、傳通院の條下に委しければ略す。

——江戸鹿子

無量山壽經寺傳通院。　談林。　寺領六百石。　小石川。

開山、西蓮社了譽上人聖冏和尙。紫衣。

明德年中（紀元二〇五〇乃至二〇五三年。）草創。

本尊、阿彌陀如來。惠心の作。（中略。）

吉水山宗慶寺。　傳通院末。　同院の北。　開山、了譽上人。（中略。）

極樂水。境內に井あり。名所記云々（龍女ノコト、名所記ト同ジ。省略。）此事傳記になきよし。おもむき幡隨院にたられぞ。混合なるか。一說、極樂水ハ松平播州侯御やしきの內にある所也。もとハ石川山善仁寺の境內なりとぞ。

——江戸砂子

無量山壽經寺傳通院。　淨土檀林。　小石川。

開山、西蓮社了譽上人聖冏和尙。寺領六百石。明德年中（紀元二〇五〇乃至二〇五三年。）當寺草創。（下略。）

吉水山朝覺院宗慶寺。　淨土。　傳通院末。

寺傳曰、開山西蓮社了譽聖冏大和尙。往古ハ傳通院を云フ草庵成しか、了譽上人卜居有しこそおよそ星霜三百五十年餘に及ぶ古跡也。境內に極樂井あり。往古は吉水といへり。故に吉水山と號せり。其後越後少將乃御母儀茶阿局、此地に幽居ありて、逝去なりしゆへに、當寺に奉レ葬、今之廟所あり（下略。）

聖岡菴。本社（〇氷川神社。）より右の方。往古了譽上人卜居の菴室なり。今は氷川の御供所として、社僧住す。

——江戸志

聖岡は卽ち了譽上人の名なり。

——新編江戸志

無量山傳通院。壽經寺と號す。（〇中略。）當寺は明德年間、（〇紀元二〇五〇乃至二〇五三年。）了譽上人開創せられし梵刹たり。（〇中略。）開山傳曰、釋聖冏、字ハ西蓮社了譽。（〇中略。）應永二十二年乙未のとし、武州小石川の畔に閑地を卜して、一宇を營修す。（今の傳通院の權輿なり。）傍に淸泉あり。（今の極樂水宗慶寺なり。）則元祖の舊跡に準擬して、その水を吉水と號す。師無量山に住する事纔に六年。一夕微疾を憂ふ。安然として沐浴淨衣し、（〇中略。）奄然として寂す。時に應永二十七年庚子（〇紀元二〇八〇年。）九月二十七日。（世壽八十、臘七十三。）江戸名所記に云く、昔龍女形をあらはし、了譽上人にまみえて菩薩戒の脈譜を受け、其報恩として此靈泉（〇極樂水。）を捧げゝるとあれども、附會の說なるべし。恐くは下谷幡隨意院の妙龍水の事蹟を混し交へて云ふならん。

——江戸名所圖會

幡隨意上人ハ檀林の白眉と稱す。天正の末上州館林善導寺を草創あり。其地の一里餘にたゝしら淵なり。此地より龍來て和尙に解脫を求む。上人則脈譜をさつけて龍譽高天と號せらる。元和年中當寺（〇幡隨院新知恩寺。）草創なり。ある夜龍女來て云、我夫先に師の慈救をかふむる、妾故障なり相ともに來る事なたす、遺憾甚し、師大悲を以て傳法をゆるしさまへ。上人その證を求給ふに、先にあたへし血脈を出す。よつて師ゆるして傳法し給ふ。龍女禮謝して淸泉を獻す。是を妙龍水と云。（〇幡隨院草創ノ條參照。）

——江戸砂子

無量山壽經寺傳通院草創は、應永二十二未年（〇紀元二〇七五年。）開山西蓮社了譽上人聖冏大和尙（世に三日月上人といふ）增上寺開山西譽聖聰上人の請に應じて、常陸國瓜連常福寺を避け、當地に住居、六個年經て、于レ時應永二十七子年（〇紀元二〇八〇年。）九月二十七日入寂。其節の塔地は是より乾に當りて、則當山末（極樂水、或は吉水ともいふ）宗慶寺に御座候。

——傳通院由緒書

應永年中、西蓮社了譽聖冏上人の高弟西譽上人、下總國貝塚より武藏國豐嶋郡にうつて、一寺をひらき、三緣山增上寺と名け、宗門の學徒を四方の國より來集せしむ。（〇中略。）上人思念すらく、我今かく宗門棟梁となり、學徒誘導の能化となる事、師哲冏公の高恩なり、然れども師は先年に專ら著述のことに二光を消送あられさる上は、たとへ新開の寺をさゝげ開祖とすとも住在開導は辭せらるべし、然らば當所近きわたりにて幽景の勝境をえらび、草庵を結び居住を乞はゞいなみ給ふまじと、法弟了算を使として、下總國橫曾根に師を弔訪せしむ。且北總の化導も累年に及ぶの上ハ、武藏にうつりて新化を施せらるべしと云々。冏公も亦新化の及ばん事を嘉尙し、同廿二年（〇紀元二〇七五年。）二月當國に移られ、數日緣山に逗留し、四方近隣を巡視し、草庵の勝境を卜觀あり。ある日礫川に至り、初て心にかなへる地有りとて、方三四間計に小庵を結びて般舟の蓮社と稱し、安禪專修の道場と定られ、無量山壽經寺の號を定めらる。凡此地に棲居の內、種々の奇瑞ありて、遠近の道俗歸敬崇奉せずといふ事なし。然れども師元より著述に二光を消し、末代本宗の學徒教諭を最要とせられしかば、時にあたりての門下を輻湊せしめられず、又名利のためか伽藍建立の沙汰なとに及ばれず、たゞ自行の爲には、數萬の稱名誦經禮拜修禪閑座を樂行とし、宗門の疏記、和漢の祖述の化を助成のため、偏に編纂撰述の功勞年をかさねて疲倦なし。應永廿七年（〇紀元二〇八〇年。）九月、龍女形を現して、淨土の秘要を聽聞せん事を乞、猶十念を拜受し、其恩報のためとて、此地元よ

り高低不同の野原なるゝ故、朝暮に閼伽ゝ事のゝきしをきゝて、清水を湧漲せし給けきば、此水を極樂水とも名け、又吉水とも稱せらる。其後故ありて庵室を宗慶寺と改號す。

——傳通院記

了譽上人。號西蓮社。〇中略。去至二武州小石川一而棲隱。今之宗慶寺是也。

——淨土傳燈總系譜

傳通院。小石川臺安藤坂の上に在りて、今寺邊を表町といふ。此寺は無量山壽經寺と稱し、淨土宗の名匠西蓮社了譽、明德年中〇紀元二〇五〇乃至二〇五三年。に小石川窪に開創せ。德川公入國の後、慶長七年〇紀元二二六二年。〇中略。金杉の高地に移す。〇中略。宗慶寺、傳通院の西方四五丁を隔てゝ、小日向臺の陰なる窪地に在り。故に小石川久保と稱したり。此に極樂水てふ井あり。即傳通院了譽上人が、吉水に擬せし者にして、上人の故跡なり。慶長年中、傳通院を今の地へ移し、更に宗慶寺を置きて舊址を表す。

——大日本地名辭書

氷川神社。〇中略。明治以前は淨土宗、吉水山宗慶寺の持にして、社僧其傍に住せ。御供所は彼著名なる聖冏庵なり。〇次項參照。

——新編東京名所圖會

無量山傳通院壽經寺。

小石川區小石川表町ニアリ。域內三千四百六拾坪。淨土宗。關東拾八檀林ノ一ナリ。應永廿二年乙未二月僧聖冏西蓮社了譽。今ノ久堅町ノ地ニ創建シ、吉水山傳法院ト云。宗慶寺其遺址ナリ。

——東京通志

應永二十二年乙未〇紀元二〇七五年。僧聖冏〇了譽。小石川極樂水邊ニ結廬スルヤ、念佛守護ノタメ廬側ニ大宮氷川明神ヲ勸請ス。ソノ祠白山女體ノ兩祠ト相並ビ立チシガ、後世白山御殿ノ造營ニ會ヒテ稍西方ノ現地〇小石川區林町。ニ移ル。舊地ニ元氷川ノ小祠ヲ遺存ス。社傳ニ本祠ヲ孝昭天皇三年戊辰〇紀元一八八年。ノ鎭座ニシテ、大宮ノ同社ヨリ舊ク、社地ノ移動ナシト爲スハ、他ノ社傳古記ヲ混同附會セルニヨル。但上世貝塚ノ遺墟ニ起リシ古祠ニ本ツクトイフモノ、或ハ一考ノ價アラム乎。宗慶寺ハモト其別當寺ナリ。〇江戸鹿子。江戸砂子。江府神社略記。江戸往古圖說。江戸志。江戸紀聞。續府內備考。小石川志料。東京通志。江戸名所圖會。新撰東京名所圖會。大日本地名辭書。

小石川氷川神社起原、附、宗慶寺

同社〇氷川明神。　小石川御殿跡の西　　吉水山宗慶寺持。

當社いにしへハ今の御殿跡と云所にありき。御殿御造營の折、白山のやしろと同時に此地に移る。了譽上人の勸請し給ふ由。此邊の鎭守にして、隔年祭禮九月十日之。

——江戸惣鹿子

白山神社。〇中略。舊地ハ白山御殿の地之。白山社氷川社女體權現三社ならひてありし之。御用地になりし時當所にうつさる。氷川ハ西にうつさる。女體の社ハいつちたへうつされしかしれぞ。

氷川神社。　同所の西。　　吉水山宗慶寺持。

當社は今御殿跡の地にあり。白山權現地をうつさるゝ時、同しく此地にうつさる。了譽上人當國一宮足立の氷川を勸請して、極樂水の龍女をまつる所なり。此邊の鎭守なり。祭禮九月十日。隔年。

——再校江戸砂子

氷川神社。所祭神進雄尊。在二江戸小石川白山一。

當社、初ハ白山御殿ノ地ニ鎭坐。白山神社氷川明神、女體權現三社ナラビ立リ。然ニ御殿造營ノ時、白

山ハ今ノ指谷町ニ移シ、女體ハ行方シレズ、氷川ハ此所ニ移スト謂フ。別當宗慶寺。

——江府神社略記

氷川神社。孝昭帝御宇鎭座と云。

又八幡太郎義家參籠の事あり。三日月上人再興なり。此地は上人卜居の聖冏庵の古蹟也。

氷川白山神社舊地。應永中勸請と云。四百有餘年。

——江戶往古圖說

氷川神社。　宗慶寺持。

社傳曰、當社は人皇五代孝昭天皇御宇鎭座。八幡太郎義家奧州下向の時參詣のよし。其後了譽上人當社再興有て、社地に聖冏庵をむすひて卜居せ。白山御殿造立の時も、當社ハ往古より鎭坐のまゝ也。元祿十二己卯年（○紀元二三五九年。）より大社となりて、巢鴨の鎭守とせるよしなり。風土記曰、氷川神社、神田百東十字田四圍、人皇五代孝昭天皇諱觀松彥香植稻天皇御宇三年戊辰（○紀元一八八年。）所ㇾ祭素盞烏尊大巳貴命稻田比咩合三座也と出に。社傳と附合す。然るを諸書誤りて武州一宮氷川神社を以て風土記ニ出る處の社とするは大なる非。足立郡大宮氷川ハ神社啓蒙に景行天皇御宇日本武尊勸請のよしを記せり。

按するに、江戶砂子、當社ハ了譽上人當國一宮氷川を勸請して極樂水の龍女をいむゐ給ふの處と記せる、誤りなるべし。風土記ニ巢鴨鄉氷川神社とあれハ、當社往古より鎭坐疑なし。去ろも八幡太郎義家參籠の社傳もあれハ、その久敷事去るべし。

辨財天社。氷川社地の內。

往古氷川社の後ニ有しか、近世榎へ白蛇のほりて常ニ有しゆへ、その榎の傍を辨天望ませ給ふニこそとて、社をその榎のもとに移し奉るより、白蛇も見へせと也。（○中略。）

聖冏菴。本社より右の方。

往古了譽上人卜居の菴室也。今ハ氷川の御供所として社僧住す。聖冏は則了譽上人の名なり。

——江戶志

江戶志に云々、（○既出省略。）按に、武藏風土記ハ古への風土記の眞面目ニならさること必せり。されど近き世の人の手ニなりしものニあらぞ。古書なることうたかふべからぞ。風土記に載る所と足立郡氷川の神社の說と、その勸請なりし時代傳ふる所ことなりといへども、實ニ上古の事にして分明ならざるハもとよりなり。社傳の云ところハまゝ妄說多けれは、信するにたらぞ。されど風土記に傳ふる所ハ中古の說にして頗る取るべきものなり。其書も則足立郡のうちに入れば、當社にならざること明ゟなり。又足立郡の氷川神社ハ實に古社ニして、三代實錄類聚國史等ニも露顯する所也。當社の事は更に古書ニ所見なき事なれば、風土記と社傳の符合せるのみを以て證せんハ、いとおそつかなき說なり。

——江戶紀聞

小石川。

氷川明神社。（除地九百四十二坪。內門前町屋有ㇾ之。）

當社勸請之儀ハ孝昭天皇三年戊辰（○紀元一八八年。）之由申傳ゆ。其外中古之儀ハ緣起ニ有ㇾ之ゆ。

本社。（方二間。）　拜殿。（間口六間、奥行二間半。）

祭神、素盞嗚尊。右神體秘封神秘ニ御座ゆ。相殿之神□御座ゆ。本地十一面觀音。

神樂殿。（二間半四方。）　神輿庫。（間口二間半、奥行二間。）　供所。（間口六間、奥行三間。）

右ハ起立年代相知不申候。阿彌陀如來並地藏菩薩安置致置候。

石階。五十一級、一ヶ所。

石鳥居。（高サ壹丈三尺五寸、柱間壹丈四寸。）一基。（○中略。）

　氷川緣起左之通。

原夫小石川巢鴨鄕之鎭氷川神社者、蓋太古之神人素盞嗚尊爲其宮主矣。大己貴命奇稻田姬命者其配祀也。（○中略。）其鎭坐於茲、風土記曰（七十九卷）武藏國巢鴨鄕氷川神社、神田百束、十字田四圍、人王五代孝昭天皇御宇三年戊辰所祭素盞嗚尊大己貴奇稻田姬也。然則神鎭于此也由來尙矣。經數千年而宮殿巖然、社樹蕭森、可謂威靈猶不滅焉。今爰號氷川神社所申者、素盞嗚尊天降出雲國簸之川上、（○中略。）後於雲州淸地建社、相與遘合而生兒大己貴神。故今以彼所名氷川明神崇敬也矣。蓋夫謂其應本則觀自在救世大悲者人天所依。尊爲其應迹勿論。使人民除厄得福耳矣。嘗應永中我祖了譽上人（世稱曰三日月上人。是則文珠菩薩應迹也。）應門人請來弘法於此地。一夕化女、忽然至于草堂請沐法澤云云、（已下寺ノ緣起故略ス。○中略。）

末社。女體宮。（奇稻田姬命、大巳貴命。）八幡宮。　金毘羅社。　稻荷社。

別當、吉水山朝覺院宗慶寺。（境內古跡除地三千二百三十坪。）　　小石川傳通院末。

開闢起立之譯、應永二十二年（○紀元二〇七五年。）ニ御座候得共、右往古ハ只今松平播磨守殿屋敷之場所ニ有之候處、寬文二亥年二月二十八日御用地ニ相成、其後當所ゟ移住仕候。尤其砌於本所二萬坪替地被下置候得とも、手遠ニ付差上候由申傳候。

開山西蓮社了譽上人聖冏大和尙。應永廿七年（○紀元二〇八〇年。）九月廿七日寂。中興開山登蓮社叡譽上人閒悅大和

尙、正保二酉年（○紀元二三〇五年。）五月十日寂。

開基、小石川原町名主秋本義十郞先祖新八郞と申傳候。卒年不詳。

本堂。（七間四方。）　本尊阿彌陀如來。（立像丈三尺七寸。作不知。）　地藏菩薩。（銅立像。丈二尺七寸五分。○中略。）

極樂水。右門內ニ有之候。井之深サ不知、口二尺計。此井氷川明神ゟ開山了譽上人江賜所之淸水なり。本來之井ハ舊地只今之松平播磨守殿屋敷內ニ入、當時も右屋敷內ニ有之。當寺境內現在之井ハ右之寫ニ候。覆屋壹間四方。額ニ極樂水之三字を扁し有之候。

氷川明神自坊緣起左之通

抑當寺草創は、應永年中三日月上人の遺跡也。師諱は聖冏。酉蓮社了譽と號せり。常陸國の人なり。父ハ同國久慈郡岩瀨の城主白石志摩守源宗義。新羅三郞義光の後胤にして、佐竹の氏族たり。母は橘氏の女なり。宗義世繼なきことをうれひて巖瀨明神に祈りければ、橘氏妊娠を覺ふ。遂に光明院の御宇曆應四年辛巳（○南朝興國二年、紀元二〇〇一年。）正月二十五日、巖瀨の城中にして誕生す。所生の幼兒聰明倫にこえたり。兒五歲の時、父宗義戰場に命をおとせり。其後八歲の時、母堂亡父の菩提を弔ひ、我こん世もむさ頼もしからんとて、兒をともなひ、艸地山常福寺なる了實上人に詣でゝ志の程を述べ給へば、上人承諾して、やがて剃髮授戒の式を行ひ、聖冏とぞ名つけ給ひける。成長に及び、錫を東西に飛し、處々の賢哲を尋ねて法を求めしかば、習學すでになりて、常陸の舊里に歸り、了實上人の讓を受けて常福寺に住せられ、晝夜講述にそひまなかりける。額に纎月の形あり、光をむかち闇夜に書を照し給ひければ、世に三日月上人と稱號しける。然るに高弟大蓮社酉譽聖聰上人は江戶貝塚三緣山增上寺を開創ありて、時に師の許に

來詣して起居を問訊せらる。或時に曰、今道容たけ給へハ、弟子晨昏のつかへをもなし奉るへけれども、江戶の化益も一旦に捨かたし、あわれ師武江ヱ來臨ましまさはいろむろり本望ならんと申されけれは、師忻然として許諾し給ひ、明譽了知坊に草地山を附屬して、應永二十二年（〇紀元二〇七五年。）二月二日錫杖うつして江戶におもむき、豐嶋郡小石川のほとりヱ閑寂の勝地ありけるに、（蟠州侯の境地是なり。）草庵を結び住居し給へり。其頃の志聖聰上人ハ日頃の本意遂られけれむ、常に詣で來りて孝順の營ミいとねんころにましませり。其頃のおとなりしか、何處ともなく一人の化女來りて佛法を求む。師問て曰、汝む是何人そや、いつくより來りしやと問給へむ、化女答て曰く、妾ゟ住居遠きにあらむ、氷川の神靈これなり、師の教化を隨喜し來れるなりと。師すなはち菩薩の大戒を授け念佛一乘の法を示し給へむ、化女歡喜の掌を合せて申さく、かくまのあたり法施にあつかる、何を以て謝し奉らん、我ヱ靈泉なり、供養しまひらせん、阿伽井ヱ用ひ給へといひ畢りて、かきけち失ヱけり。師あやしみて庭中杖望み給ふに、菴近く沸然として靈水湧出せり。是なん法水遠く流れて普く群生をうるほをの吉瑞なりとて、吉水とそ名つけられける。（播州侯中の極樂水是なり。）師此ヱ於て氷川明神を念佛守護の宮居となろ犹、社壇を修補せられけり。此よりして（當寺今ヱ至るまで別當職兼帶なり。）師草菴ヱ六さび春秋杖ゐへ給ひ、穢土の化緣も漸くつきて、應永二十七庚子（〇紀元二〇八〇年。）九月二十七日の曉、辭世の偈を書て示寂し給へり。壽滿八十なりけり。其より歲月を經て後草庵精舍となり、吉水山傳法院と號せり。此時無本寺也。（〇下略。）

——續府內備考

氷川神社。

御殿地ノ西。

吉水山宗慶寺持。

寛文十年舊記云、

除地道先年除ニ付亥年（正保カ）伊奈半十郎殿御除ニ候。

氷川明神。表三十七間餘、裏江三十三間餘。

右是ハ往古ヨリ小石川中氏神ニ御座候。年數知レ不レ申候。

別當宗慶寺舊記。

小石川氷川明神社地、表口三十六間半、裏行二十七間半。此坪數九百六十七坪。内三百五十七坪、宮坂下ニテ。

——小石川志料

吉水山朝覺院宗慶寺。

小石川區小石川久堅町ニアリ。域內九百四拾八坪。淨土宗。應永廿二年乙未僧聖冏草庵ヲ此ニ結ブ。（其地後松平播磨守邸地ニ入ル。）聖冏ハ常陸巖瀬（久慈郡。）ノ人。佐竹氏族白石宗義（志摩守。）ノ子ナリ。興國六年乙酉（北朝貞和元年。）宗義戰死ス。聖冏八歲ニ至リ瓜連常福寺僧了實ニ從ヒ薙染ス。後徒弟增上寺開山僧聖聰ノ請ニ從ヒ此地ニ來リ隱栖シ、應永廿七年庚子九月廿七日寂ス。年八十。俗三日月上人ト號ス。後一寺トナシ、吉水山傳法院ト稱ス。

——東京通志

氷川明神社。（〇中略。）相傳ふ、孝昭天皇の御宇の鎭座なりと云云。祭神武州大宮の氷川明神ヱ同じ。昔ハ白山御殿跡の地にありしが、白山權現と共ヱ地を替させられしより、當社は此地に遷る。極樂水宗慶寺の持にして、祭祀ハ九月十日なり。（〇武藏國風土記ノ引用文省略。）當社ハ千有餘年を經る所の宮社ヱして、八幡太郎義家公奥州下向の時、當社に參籠ありしと云傳ふ。中古荒廢して形むかり殘りしを、傳通院の開山了譽上人此地

の幽邃を愛し、庵を結んで聖岡庵と號け、此地に閑居ありし頃、宮居を重修ありしとなり。（聖岡庵ハ本社より右にありて、今ハ氷川明神の御供所となれり。）

——江戸名所圖會

村社氷川神社は、小石川林町五十二番地に鎭座す。即ち區の北位丘陵崛起して茂林欝蒼たる氷川臺なり。〇中略。由緒を尋ぬるに、

社記に云、由緒不レ詳、明治五年十一月被レ定村社一。但し慶安年中此林町へ遷座すと聞。是より先今の御殿坂上に上古より鎭座せしことは詳なり。然れども證據と爲すべき書類全く燒失せしかば、唯老人より老人の口碑に傳聞する而已。

是れ先年神社より府廳へ差出したる書上の騰寫なり。又社掌毛利氏の談に、今の小石川植物園幷に御殿跡の邊は一帶に貝塚なり、嘗て坪井博士等人類學講究の爲め此地を發掘して數多の土器を得たり、考ふるに當社往古貝塚に鎭座ありし石の小祠にはあらざりし歟、其舊地は今御殿跡に存せり、元氷川と稱し古社なりといへり。〇中略。

延喜式、（九、神名。）武藏國足立郡氷川神社とあるは北足立郡大宮町に鎭座せる官幣大社氷川神社なり。新編武藏國風土記稿（百五十三、足立郡。）氷川神社、社記を閲するに、當社は孝昭帝の御宇、勅願として出雲國氷ノ川上に鎭座せる杵築大社をうつし祀りし故、氷川神社の神號を賜はれりと。又延喜式神名帳頭註、武藏足立郡氷川社、日本武東征之時勸請素盞鳴尊一也と。江戸志は當村社氷川神社を孝昭天皇（人皇五代）御宇の鎭座とし、官幣大社氷川神社を景行天皇（人皇十二代。）の御宇日本武尊東征の時之を勸請したりといへり。古事類苑は兩說を擧げて官幣大社氷川神社とせり。江戸名所圖會が風土記を掲げて例證せるは、足立郡巢鴨鄉とあるより江戸志の說に從へるのみ。しかも巢鴨の地昔は足立郡に屬せしに似たりとて、論據薄弱なり。延喜式載する所の氷川神社にあらずとせるも、源義家奥州征討の時當社に參籠ありしといひ、且つ近頃貝塚の說もあれば、往古より此地に鎭座せる大神なるべく、江戸志に白山御殿造立の時も當社は鎭座のまゝなりといへど、其御殿跡地に元氷川宮の存せる限りは、白山神社と共に地を替へて遷座ありしなるべし。

小石川原町百三十番地岡田醫院玄關の傍に一小祠あり。是れ即ち元氷川社なり。明治前は舊幕士某の邸地にして、氷川神社の舊社地と稱し、永代鍬を入れず、古木陰森として荊蕀固く封じ、叢中石の小祠ありて、崇敬淺からざりしといへり。明治後に及びて、擅まゝに其神木を伐採し、剩へ石祠を取除きて其地位を轉じたりしに、忽ち神の怒に觸れ、主人發狂し、產を傾けて遂に退轉せり。爾來妖物屋敷の評判高く、恐怖を懷きて住む人なかりしと、俚俗の談なり。岡田氏ハ稻荷として之を祀れり。一間四面の祠宇なり。石の祠は如何せしや見當らずと雖も、招靈賢木の老樹今尚繁茂し居れり。

——新撰東京名所圖會

小石川氷川神社。植物園の北綱干坂に在りて、今社邊を氷川下町林町など云ふ。此社は宗慶寺を別當とし、小石川の古祠なり。されば此社邊を一帶に氷川臺とも云ひ、巢鴨村と指谷原町の中間なる目標なりき。今林町と改めしは、祠北に林大學頭の別莊ありて、著名なりければ也。

——大日本地名辭書

上今井金藏寺（淨土）

應永二十二年乙未（〇紀元二〇七五年。）十一月廿五日、上今井（〇江戸川區今井町。）金藏寺ノ開山魈譽示寂ス。〇新編武藏風土記稿。寺ノ起立ノソレ以前ナルヲ知ル可シ。

金藏寺。同末。○増上寺末。寶德山壽松院ト號ス。本尊阿彌陀。長三尺二寸。聖德太子ノ作。寶德二年起立。開山鮴譽覺順。應永二十二年十一月廿五日寂ス。中興龍譽白道。亨德三年八月十五日寂ス。

天王社。金藏寺持。

——新編武藏風土記稿

高幡金剛寺（眞言）造營

應永二十二年乙未○紀元二〇七五年。僧乘海四方ニ募緣シテ高幡○南多摩郡七生村高幡字四號。ノ金剛寺ヲ造營ス。金剛寺ハ眞言宗ノ古刹。傳說ニハ大寶已前既ニ草庵アリトイヒ、空海ノ創建以來山上ニアリ。貞觀中圓仁○慈覺。ノ再興、鎌倉幕政ノ初世平山季重○左衞門尉。ノ重建ヲ經テ、建武曆應○南朝ノ延元。ノ際ニ及ビ、平助綱僧義海等之ヲ山下ノ現地ニ移シタリトイヘバ、興廢重出セルガ如キモ、今ナホ曆應ノ古柱ヲ存ス。世ニ高幡不動トシテ著聞セリ。○鎌倉大艸紙。調布日記。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。嘉陵紀行。武藏名勝圖會。日本地理志料。武藏通志。大日本地名辭書。

高幡不動（金剛寺）事蹟

高幡不動（金剛寺）

亨德四年○康正元年、紀元二一一五年。正月二十一日、武州府中分倍川原へ寄來る。成氏五百餘騎まて馳せ出て、短兵急にとりひしぎ、火出る程に攻戰ひける間、上杉方の先手の大將右馬助入道憲顯、深手負ふて引きかねけるか、高旗寺まて自害す。鎌倉勢も勝軍はえけれども、石堂一色以下百五十人討死して、戰ひつかれ、分倍河原に陣をとる。○下略。

——鎌倉大草紙

こゝに高幡山金剛寺新義眞言。ありて、名高き不動明王いますときゝて、橋をわたりて山路にいれば、右の方なる里正のやどに梅あまた咲たてり。消梅なりと云。こゝに牓示ありて、自レ是東南高幡山領とあり。堂のうしろに五部大權現の社あり。かたはらに石あり。忌服あるもの此石を拜すれば穢にふれざる故に、服石と名づく。かたはらに青き石の墓あり。

妙祐禪尼　文明三年五月十六日

此外にも永正といへる字かすかにみゆるもあり。斷碑も一つ二つあり。本堂にいりて主僧にこへば、內陣にいりて拜すべしといふ。名にあふ不動明王の像は、御長け一丈餘にして、忿怒の相まします。後光の光焰の背に梵字十九布字なりと云。ありて、弘法大師の作なり。脇立の二童子こんがらせいたか化身の作なりと云。いにしへ異僧來りて、戶を閉て出る事なく、日あらずしてなれり。男女喜悅のあまり三町餘おくり行しが、別るゝにのぞみて忽みえず。よりて其所を別旅村と名付、一祉をたてゝ別旅大明神といふ。二童子建立の土地には稻荷の社をたつ。緣起を案ずるに、そのかみ高幡山の絕頂に御堂ありて、平山武者所季重の願主なり。御堂は八間四面にして、その材木を切とりし所を今木切澤村といひ、工匠の所を番匠谷と名づく。隣村平山村に季重の墓あり。建武二年乙亥八月四日夜、にはかに大風起りて御堂を顚倒す。それよりして今の所にうつせしなり。その節本尊の御首の落し所に、水わきいでゝ旱に減せず、雨にます事なし。これを鼻井と名づけて、御供水とす。平地にうつせし時の施主は平助綱、幷大中臣氏の女なり。今の堂はこれなるにや。柱の木古きものにて、朽たるやうにて、上べはへげ落るなり。里人にとふに樅の木ならんといへり。應永廿二年勸化の序に、岩殿山の御合戰、河越沒落、小山御退治、若犬滅亡、奧州御發向、每度汗を流し給ふといふ事ありとなん。門の額に高幡山とありて、天和壬戌抄秋日僧正泊如書とあり。別當の門の額の高幡山の字は僧浩然書とあり。門外に高幡山一山不

入の榜示あり。うしろの高き山に愛宕を祭れりと云。

——調布日記

不動院。向拜付ノ堂ニテ、二間半ニ二間、唐破風ヲ設ク。本尊ノ不動ハ弘法大師ノ作ニシテ、木ノ坐像、長一丈ニアマレリ。左右ニ二童子ノ立像タテリ。是ハ長八尺餘、化身ノ人ノ作ナリト云。ソレヲイカニト云ニ、何レノ年ニカアリケン、異僧來テ靈像ノ不動ニ二童子ナキコト惜ムベシ、予作リテ安置セバイカント。住僧許諾セシカバ、ヤガテ一室ニ入テ戶サシヲカタクシ、出ザルコト數日ニシテ功ヲ畢リテ、辭シ去リシガ、三町許ガホド送ル比、彼僧忽ニ見エズナリケリ、土人等奇異ノ思ヲナシ、ヨリテ其地ヲ別旅ト號シ、頓テ社ヲタテ、別旅明神ト號シテ、村內ノ鎭守トシ、二童子彫刻ノ地ヘ稻荷ヲ祀リテ、寺內ノ鎭守トセリトイフ。

抑此堂ノ創建ハ、淸和天皇ノ御願ニヨリテ、慈覺大師ノ草創スル所ナリ。今楣間ニ文永年中〇紀元一九二四乃至一九三四年。ノ鰐口ヲカク。ソノ文ニヨレバ、古キ堂ナルヿ證トスルニ足レリ。〇中略。此文ニヨレバ、陽成天皇ノ御宇御再建アリ、コノ時賴□朝臣コノ地ニ下向アリテ、八幡ニ崇メ祀リ、第三ノ建立ハ文永十年〇紀元一九三三年。ニシテ、美作介某大檀那タリシト云コトマデモ詳ナリ。コノ後應永年中ニ至リ、沙門乘海ガ堂宇再興ノ勸進帳アリ。其文ニ、

勸進沙門乘海敬白、

請下特賴二法界檀那恩施一、誘二有緣無緣道俗一、修二造武州多西郡得恒鄕常住金剛寺不動堂一、祈中抑宮繁昌武威一、成中朝野平安上之大願狀。

原以夫大聖濟度之方便者、以二上求幷一爲最、敎令忿怒之誓約、旨二下化衆生一爲レ證矣、抑當二于武藏野畛焉之坤儀一、比二于富士山駸駸之天象一、有二一靈峯一、號二高幡山一、今常住金剛寺是也、本尊則大聖不動明王像、揮二大智利劍一、摧二伏三世魔障一、靜二謐四夷逆亂一、提二大悲羂索一、接二縛煩惱讐賊一、引二入難解之佛道一、若稽二奇岩聳二峙壇上一、峨峨靑山自成二瑟瑟之磐石一、洪河湧二流砌下一、蕩蕩碧浪鎭湛二如來之智水一、尊地相摩之依所、行願成就之靈場也、此練若者則大寶以前之草創、年號不次之勝躅也、時代雖レ經レ年、靈驗盛二于今一、尊像誠高大而、誓願亦深廣也、背兌面震之坐、頻表二東關鎭護之瑞相一、右南左北之勢、寧非二夷狄降服當體一乎、此尊奇特雖レ有二其數一、先流汗事、近代現證者、岩殿山御合戰、河越沒落、小山御退治、若犬滅亡、奧州御發向、每度流汗、上將武略勇猛之護持、坂東鎭衞無雙之効驗、國中皆驚怖、世以所レ知也、爾間勝光院殿依二御靈夢之所感一、割二采邑一所レ有二御寄附一也、一人有レ慶、兆民賴レ之云云、天下御崇敬旣以如レ此、卒土盍レ浴二其風一哉、然去建武二年之比、有二一人沙門一、歎二精舍之風損一、顚沛引下平地奔營修、興造畢已成、不レ知二行方退失一、偏可レ謂二冥慮一矣、爰沙門某因二瑞夢之告一、發二覺悟之願一、移二根本之遺蹟一、欲レ修二復伽藍一、或建二立高峰岧嶤之岫一、或安二置幽谷深谿堅之曲一、頗匪二前後奧聖意樂自由之所一レ致、殆緜二元來本尊隨宜利物之功德一、是以經云、如說是大明王、無二其所居一、但在二住衆生心想之中一、因レ旃欲レ勵二土木之功一、無レ投二一材力一、不レ如、勸二誘十方檀那施持一、遂二一宇造功一、庶貴賤道俗、投二寸鐵尺寸之輕材一、合二願力一、播二一紙半錢之勸施一、與二善緣一、莅二大聖明王悲愍甚深之願海一、誰不レ棹二生生加護之船筏一遊二阿嚕一童奉二仕供給之覺臺一、各應下折半等如中一字花蔓上矣、乃至法界平等利益、仍勸進旨趣如レ件。

應永廿二年二月　日　　　沙門乘海敬白

高幡不動堂造營勸進帳、分倍之壹岐律師依二展轉所一望二草案一、畢二此草案領掌一、未定之時分、正月廿六

日夜夢、四方大山皆磐石也、此山頂上登越見、次夜又索印結給等身程不動、直奉拜、相續兩夜依ㇾ感見靈夢ㇾ、成ㇾ奇異思ㇾ、急廿八日書進了。

コノ文ニヨレバ、大寶已前已ニ草創アリシナリ。サレバ弘法大師ヨリ前ニモ、何人カ庵室ナド結ビシヲ、後ニ大師コノ本尊ヲ作リテ安置シ、ソノ後古鰐口ノ刻文ノゴトク、慈覺大師ノ中興セシナラン。トカク疑フベキコト多クシテ信用スベカラズ。ナホ別當寺ノクダリノ下ニ辨別セリ。（〇中略。）

古碑三基。一ハ永仁ノ二字纔ニ存セリ。一ハ應永三十年（〇紀元二〇八三年。）十月廿四日、右ノ方ニ□妙、左ニ德行□トアリ。一ハ文明二年（〇紀元二一三〇年。）五月十六日、妙祚禪尼ト刻セリ。

五郎權現祠。三尺四方ノ宮作ニシテ、覆屋アリ。境內ノ鎭守ナリ。祭神ハ八幡稻荷丹生高野靑龍權現ノ五座ナリ。

仁王門。堂ノ前十間許隔テ、アリ。四間ニ二間半。力士ノ像。作シレズ。

別當、金剛寺。境內ハ不動堂ニ通ジテアリ。コレモ御朱印地ノ內ナレバ、ワキテ定レル坪數ナシ。新義眞言宗。京都智積院ノ末ナリ。高幡山ト號ス。寺領三十石ヲ賜ハル。御朱印ノ文ニ、橘樹郡ノ內三十石、幷境內山林不入ノ由ヲ載ス。故ニ今モ境內及ビ寺領ノ內ノミハ橘樹郡ト號セリ。寺僧ノ傳ヘニイフ、初メ御朱印ヲ賜ハランコトヲ請奉リシトキ、故アッテ橘樹郡マデ出テ願ヒアゲシュヘ、御朱印ノ筆者同郡ノ寺トオモヒ、カク書セシナリト。左モアルベキニヤ。乘海法印ガ應永年中ニ書セシ緣起ニヨレバ、大寶年中ノ起立ナリト云。サレド其比ハ何人ノヒラキシコトヲイハズ。今ハ慈覺大師ヲ開山トセリ。中興開山義海上人ハ建武二年（〇紀元一九九五年。）三月寂セリ。コレヨリ現住マデ二十六世ニ及ブト云。

總門。仁王門ニナラビテアリ。東向ナリ。柱間八尺。

本堂。門ノ正面ニアタレリ。其間三十四五間ヲヘタツ。十二間半ニ九間ナリ。本尊不動。作シレズ。木ノ坐像ナリ。長四尺五寸。

鐘樓。本堂ノ前ニアリ。（〇鐘銘ハ略ス。貞享三年ノ條參照。）

寺寶。武者所平山左門尉季重太刀一腰。無銘ニシテ白鞘ナリ。サレドソノ鞘モイトフルキモノナリ。中刄三尺、中心八寸六分。薙刀造。表裏中刄ノ中ホドニ不動ノ二字ヲ彫ル。

寶印。木印ナリ。牛王寶印ト號ス。昔弘法大師不動彫刻ノトキ、餘材ヲ以テ造リシ印ナリト云傳フ。（〇中略。）片面ニ不動ノ種字アリ。片面ニ卍字ヲ刻セリ。今モ公ヘ奉ル符ニ押スト云。木ハ何ト云コトヲシリカタケレド、白檀ノ如キモノナリ。

——新編武藏風土記稿

高幡山金剛寺。高幡邑にあり。（東鑑に高幡三郎と云人の名あり。此所より出つる歟。）新義の眞言宗にして、花洛三寶院御門跡に屬す。大寶より以前の開創にして、其後弘法大師再興なり。又慈覺大師再興すといふ。本尊不動明王ハ（古佛にして作不ㇾ詳。）座像一丈餘あり。（炎光に布字十有九を刻み利益無邊自心堅固の相をあらハせり。）脇士二童子化人の作なりといふ。（寺記云、或時忽然として化僧一人來り告て云く此本尊に二童子なきは不可なり、予是を作るべしと。住持諾す。依化僧ハ一室に入て戸を閉、敢て戸外に出る事なし。不日にして造功畢んぬ。竟に異僧は去て其行方を知らすと云々。其室の地に稻荷を勸請す。）

古鰐口一口。（不動堂に懸たり。徑一尺九寸。文字九十四字を刻す。其銘左のごとし。）

敬白　奉懸

右尋當寺者、慈覺大師建立、淸和天皇御願所、第二建立年月、陽成天皇、御時賴義朝臣自□登山、奉ㇾ崇二八幡一、第三建立永意得□□□□

大檀那美作助眞井□光上富人、鍋師源恒眞
文永十年癸酉五月廿日　銀念西守□鐵青蓮

緣起曰、平山武者所季重幼より當寺の不動尊を崇敬し、世に强勇の名を顯せり。治承の頃平家追討の時も、鎌倉の右大將家に屬し、義經に隨ひて西國に趣き、一の谷に勇を輝らし、武名世に明らけし。故に其後當山の頂に此本尊の御堂を建立せり。然に建武二年乙亥〇紀元一九九五年。八月四日、暴風の災に罹りて殿堂破壞せり。依後平地にうつせり。其頃の財主は平助綱および大中臣女等なりといふ。爾來天下風水或ハ疫癘等の諸災あらんとする時ハ、佛躰汗を生し給ふとなり。其威靈は枚擧すべからず。

鼻井。庫裡の前左の方の山の裾にあり。廣サ七尺斗の井泉を云。相傳、建武二年乙亥〇紀元一九九五年。八月四日の夜大風發り、御堂顚倒す。故に平地に引下すといへり。其頃本尊の御首の墮さる所に清泉涌出す。後鼻井と稱し、阿伽とす。諸人寒熱の二病腫物眼疾等其餘諸病ともに或ハ飲、或ハ其所に塗りて平愈せずといふ事なしといへり。

服石。不動堂の後、愛宕祠の傍にあり。幅六尺はかり、高サも五六尺むろ程なり。あるその此石を拜すれハ穢に觸れすといふ。故に忌明の時、土人此石に詣て、後諸の佛神に參詣すといへり。〇中略。

木切澤。金剛寺より半町むかり西の方の谷を云。平季重、御堂建立の時、此所より堂材を伐出したる舊跡なりと云傳ふ。〇新記ニハ木伐澤ハ、平村ノ西ノ方ニアリト記セリ。

番匠谷。同しく一町むかり西へ入谷を云。是も季重御堂建立の時、番匠の削彫の地なりといひ傳へり。

——江戸名所圖會

高畠山不動のこなたは、荆蕀の中、山の麓を行けば、道の左りに不動尊の寺門なり。其西に大門。建武に建立せしと云。山門、松の木立物ふりて見ゆ。古色いはんかたなし。山門茅もてふく。柱も羽目の板も、ながさの星霜を經て、雨にさらされて、木理のみ高く成、その書たる樣成所々も剝蝕磨滅讀むべからず。僧に乞て案内を通ず。〇中略。先日くれぬ中にとて、僧二三人不動尊の前に經少し讀畢て、堂の奧間へたる所の戶張を開て、正靖〇村尾正靖。矩美〇稻葉矩美。に拜せしむ。尊像の大成事坐像にして小山の如し。高座はいとも大成る四輪の地車に附して、後ろに其地車を載せて、堂の中より引出すべきため、車の步みの板を仕付、火災の手當とす。高座に添て立ち、手して尊像の御膝を撫つへし。御首の大サ圍み一丈にも餘るべし。惣の製作肉なひ恰好又世にあるへしとも思はれず、自然にして頭下らるゝのみかは、敬恭の意を生し難レ有心地す。兩傍に勢多伽金伽羅の二童子なり。是は後の世いつの頃にや、行脚の僧來宿して造立すと云。是又凡作にあらず。不動尊ハ生地、二童子は彩色を施すといへども、わづかに赤白黑のみにて金銀を不レ用。大きさ本尊に見合せ作る。丈いくら計や有なん、本尊の乳通りにも至るべし。戶帳も水引も古代のまゝと云。夫より僧一人案內して、寺內處々山にも登りて殘るくまなく見ありく。山は南の方へ長く、山上平成處數十步。其かみは此山の上に不動尊の堂ありしに、大風に轉覆して、建武二年今の地に再建すといふ。今の堂の大サ八間四面と云。內陣迄皆松の丸柱也。向て左りの方、松朽て竪に罅を生ず。長さ三尺計、手をさし入へき程の所もあり。其餘三本計は餘りに朽て危ければ、近頃けやきもて改め作ると云。自餘は悉く古柱の松のまゝ也。〇中略。山を下り、坊の傍に山の井なり。長き柄のひさくにて汲とる。厨下の用に充。堂山上より大風もて轉覆せし時、不動のみぐし此山の井に落、御鼻のあたりまてひたせし故、今に至てはな井と名つくと、寺僧いへり。〇中略。

一、高幡山、元は天台宗にて、慈覺大師を開基とす。今は眞言宗にて、寺領御朱印三十石。

一、山門二王尊は運慶作。

一、山上八幡宮は、源頼義公奥州下向の時勸請。今も五社と成。古代の年號なる鰐口なり。其年號摺たる人も寺僧は辨すといふ。

一、本尊不動明王。座像。御丈ケ一丈餘有り。昔ハ山上になり。建武二年八月四日、大風にて山上より吹おとす。堂は四面八間なりと云傳ふ。

一、雄□錄、太田道灌記といふ。上杉と鎌倉公方合戰し、上杉負たる事を記す。當山に其書有。

一、應永廿二年月日勸進帳一冊沙門乘海敬白となり。此勸進帳、深大寺長辨作。右は分配の一岐律師を頼み、長辨へ作を乞と云。私案抄といふものに右の勸進帳の文段をのす。高田與清古物癖あり。藏本と校究するに、當寺に藏せる帳と二字の寫し違なり。其餘は全く同じと云。

右當寺隱居並當山廿八世當寺住辨賀、隱居盛賀、老僧一座夜話を聞まゝに記す。觀應二年中興より世次廿八世當住辨賀に至ると云。

一、當寺什物名刀あり。

平山武者所日奉季重佩刀。金重作。一腰

但白鞘菖蒲造り。長さ三尺。銘なり。此刀無類の格好つり合反り申處なし。長しといへども強て重からず。上作と知べし。

右下八王寺村平山伊八郎と云もの寄進といふ。伊八郎は平山季重が子孫にて、持つたへしを、當寺に納めしにや。

不動堂。東向。八間四面。向拜唐破風造。

此堂は、曆應二年〇南朝延元四年、紀元一九九九年。山上より引下し再建せし時の儘にて、柱は皆松丸太造りなり。星霜久しき事故、大半は其後造營をかへける時に、槻の丸太造りに入替たれと、于ㇾ今古代の松の丸柱へ根繼し、古代の儘を多く遺せり。

本尊、不動明王。木座像、一尺餘。弘法大師作。二童子。木立像、八尺餘。

寺記云。往昔此御堂は高幡山の絕頂に在て尊容を安置し給ふといへとも、年月不ㇾ詳、凡八百九拾年餘にも及ぶといふ。其建立の事は、平山武者所季重の願主なり。山頂に八間四面の御堂を建立し、材木を伐取たる地を、于ㇾ今木伐澤といふ。又工匠の細工せし地を番匠谷といふ。然るに建武二年八月四日の夜、俄に大風起て御堂忽に轉倒せり。此時より今の地内の平地に引おろすといへとも、此時の施主は曆應二年平資綱并大中臣氏女信心を盡し四年にして功畢云云。

同記云。二童子の作は、何の年にか在し。異僧來て靈像の不動尊に二童子なし、予可ㇾ作といふ。住僧諸し、則一室に入て戶を閉、出る事なくして、不日に造畢。近邊の僧俗も皆悅ふ事かきりなく、旣に異僧去らんとする時、喜悅の餘りに、三町も送り行、離別に望み、彼僧忽に姿を失ひて見へす。貴賤奇異の思をなし、依ㇾ之其前を名付て別旅といふ。其時當村の小名とし、一社を建て、別旅明神と號し、村內の鎭守となすと云々。

鼻井。金剛寺本堂より、東の方、不動尊右向山の麓にあり。閼伽水、並御供水あり。圓六尺より七尺許、深さ二尺許。

此井水の濫觴は、暦應二年不動尊を此山より引下す時、右尊像の御頭落ちたる所へ、自然に清冷の泉湧出けり。此水たとへ千日の旱にも減する事なく、又は數日の霖にも溢るゝ事なく、諸人寒熱の二病腫物腹病痛所の煩に、或ハ飲み或ハ付て、其病疾平癒せずといふ事なし

——武藏名勝圖會

高幡、多加波多。按幡畠也。高平多二陸田一、因名。新編風土記、高幡今入二多磨郡一。高幡村存。邑有二金剛寺一。以二不動佛一著。貞觀中僧慈覺所レ刱。藏二文永十年（○紀元一九三三年。）金皷一。其應永二十二年（○紀元二〇七五年。）緣起、作二多西郡德恆郷高幡山一。天正十八年（○紀元二二五〇年。）德川家康文書作二橘樹郡高幡鄉一。貞享三年鐘識同。可三以見二郡疆屢變一。

——日本地理志料

高幡山金剛寺。

七生村（高幡字四號。）ニアリ。域內貳千七百四拾五坪。眞言宗。創建詳ナラズ。蓋大寶以前ヨリ草庵アリ。（○乘海勸進帳。）後僧空海不動像ヲ刻シテ堂宇ヲ創建シ、貞觀中僧圓仁之ヲ再興シ、因テ圓仁ヲ以テ開山トナス。後衰頽シ、僧義山之ヲ中興ス。（義山建武二年乙亥三月寂ス○新記ニハ義山ヲ義海トス。）應永廿二年乙未（○紀元二〇七五年。）二月、僧乘海勸進帳ヲ作リ四方ニ募緣シテ之ヲ造營ス。（勸進帳之寫。）康正元年乙亥（○紀元二一一五年。）正月、足利成氏上杉持朝等ノ分陪河原ニ戰フ時、上杉憲秋（宮內大輔。）重傷シ、本寺ニ入テ自殺ス。（九代後記。）德川氏ノ時寺領三拾石ヲ付ス。境內正面ニ不動堂アリ。方八間許。像長壹丈許。空海作ル所ト云。傍ニ二童子像アリ。長八尺許。寺傳云、古ヘ後山上ニアリ。後平山季重（左衞門尉。）之ヲ重建シ、（西半町許、平村ニ木切澤アリ、季重重建ノ時木材ヲ此ニ伐リ、又壹町許ニ番匠谷アリ、ソノ時匠工創彫ノ地ナリト云。）建武二年乙亥（○紀元一九九五年。）八月四日夜大風アリ、堂顚覆ス、平助綱等財ヲ捐テ再建ヲ謀リ、之ヲ今ノ地ニ移シ、延元四年巳卯（北朝曆應二年。○紀元一九九九年。）ヲ以テ成ル。（○中略。）不動堂ハ延元以後數次修繕ヲ經ルト雖モ、當時松材圓柱尚存スル者アリ。今ヲ距ル實ニ五百五拾餘年ナリ。寺藏不動木印。長六寸許。空海作ル處ト云。又古刀長三尺餘、薙刀一振アリ。平山季重北條氏康等納ムル所ト云。文永ノ古鰐口アリ。圓徑壹尺九寸五分。文永十年癸酉（○紀元一九三三年。）五月廿日云々ト鐫ス。不動像火焰前後ニ、大檀那平助綱、大中臣女、大工橘廣忠、鍛冶橘行近、別當權少僧都義海ト記ス。延元再建ノ時之ヲ勒スト云。

按ニ、寺傳僧義海建武二年寂スト。蓋此刻義海中興ノ事ト延元再建ノ事ヲ混ジ、後人ノ假托ニ出シナラムカ。

茶湯石。七生村（高幡）金剛寺不動堂背後ニアリ。高二尺許、横壹尺八寸許。茶湯石、或云上杉憲秋（宮內大輔。）ノ墓ナリト。憲秋ハ上杉氏憲（右衞門佐入道禪秀。）ノ二子ニシテ、應永廿四年丁酉（○紀元二〇七七年。）正月氏憲敗死ノ時、憲秋疾アリ、竊ニ逃テ京師ニ奔リ、康正元年乙亥（○紀元二一一五年。）正月廿一日、上杉持朝等ノ先鋒トナリ、足利成氏ト分陪河原ニ戰ヒ、重創ヲ被リ、本寺ニ入テ自殺ス。（鎌倉大草紙、九代後記、上杉系圖。）從者其屍ヲ埋メ、石ヲ以テ標トセシナラント云。

——武藏通志

名勝圖會云、高幡不動堂、南向八間四面、向拜唐破風作。此堂は曆應二年（○南朝延元四年、紀元一九九九年。）山上より引下し再建せし時の儘にて、柱は皆松の丸木造りなり。星霜久しき事故、大半は其後造營を加へける。時々槻の丸木造りに入替たれど、于レ今古代の松の丸柱へ根繼し、古代の儘を多く遺せり。此時の施主は曆應二年平資綱幷に大中臣氏女心信を盡し、四年にして功畢と云ふ。茶湯石、自然の丸き石なり。表に文字の痕あれど形不レ見。竪二尺横一尺七八寸許。苔むしたり。不動堂の後にあり。里俗の傳ふるには、チャタウ石、或は服ぬけ石とも號す、遠近の男女喪服の者は、百ケ日が間に此所に來り、金剛寺へ茶湯料百銅

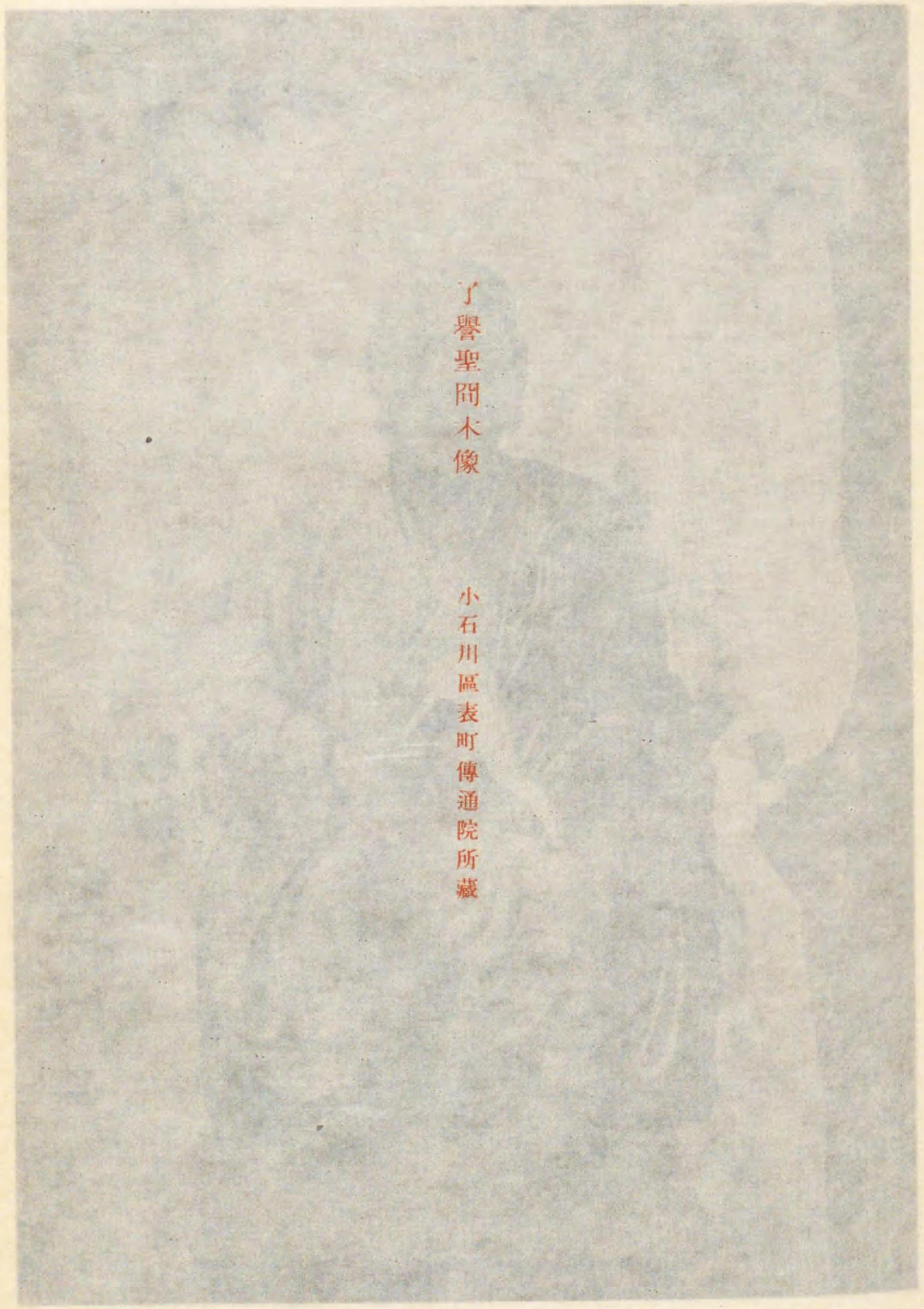

了譽聖冏木像

小石川區表町傳通院所藏

を出し、茶を灌ぎたき事を望みぬれば、寺にて茶を煎じて與ふ、其茶を石に供しそゝげば、幽冥にかんじ服をぬくといふ。按ずるに是も古墳の碑石にや。此傍なる藪澤の内より、今も文明、應永、永仁其他の古石塔出でたりとて、多く散在す。或ハ曰ふ、此茶湯石といふは、上杉憲顯の古墳歟と。氏憲入道禪秀が嫡子にて、中務大輔憲顯と號す。享德四年〇康正元年、紀元二一一五年。分倍にて公方成氏と戰ひ敗れて高旗寺に入りて自殺すること、鎌倉大草紙に見ゆ、(今按に、九代後記には、上杉宮内大輔憲秋、武州池龜にて成氏のために自殺とあれば、池龜と云ふも高幡町の邊の地名にやあらん。)

——大日本地名辭書

聖冏示寂

應永二十七年庚子〇紀元二〇八〇年。九月二十七日己巳〇己巳、三正綜覽。淨土宗ノ僧聖冏〇了譽。示寂。壽八十。後世以テ傳通院、宗慶寺等ノ開山トス

〇東國高僧傳。本朝高僧傳。淨土傳燈總系譜。淨土鎭流祖傳。新撰往生傳。了譽上人行業記。淨土列祖傳。江戸名所圖會。本朝俗諺志。續無名抄。傳通院記。江戸砂子。江戸志。江戸紀聞。

聖冏事蹟

聖冏傳。

釋聖冏。字了譽。世姓源氏。常州人。父義滿官至二太守一。母某氏常憂レ無レ嗣、禱二於嵓瀬神一。感二瑞夢一而生。甫五歲。父卒二于戰場一。母懷レ之入レ山。八歲依二岬山常福寺了實公一出家。凡耳目所レ觸記憶不レ忘。實甚喜。稱爲二法器一。未レ幾涉二獵內外典籍一。嘗謁二蓮勝師一學二淨土教一。勝指見二相陽定慧公一。先一夜慧夢翌午有三受法人一、是曼殊應身也。慧乃命二門弟子一預待。果冏至。慧大悅。悉以二秘賾一付レ之。冏記二其所聞一述二口決鈔一。偶歸レ鄕謁二舅氏祐存公一受二密旨一。又禀二台教於眞源公一。問二禪要於月菴天命一禪師一。傍及二性相並俱舍三宗一。尋赴二野總二州之請一。後歸省二實公一。命主二常福一。因レ避レ亂隱二彌陀山一。有二高弟聖聰一住二武江

了譽聖冏木像

小石川區表町傳通院所藏

を出し、茶を灌ぎたき事を望みぬれば、寺にて茶を煎じて與ふ、其茶を石に供しそゝげば、幽冥にかんじ服をぬくといふ。按ずるに是も古墳の碑石にや。此傍なる藪澤の內より、今も文明、應永、永仁其他の古石塔出でたりとて、多く散在す。或ハ曰ふ、此茶湯石といふは、上杉憲顯の古墳歟と。氏憲入道禪秀が嫡子にて、中務大輔憲顯と號す。享德四年〇康正元年、紀元二一一五年。分倍にて公方成氏と戰ひ敗れて高旗寺に入りて自殺すること、鎌倉大草紙に見ゆ、(今按に、九代後記には、上杉宮內大輔憲秋、武州池龜にて成氏のために自殺とあれば、池龜と云ふも高幡町の邊の地名にやあらん。)

——大日本地名辭書

應永二十七年庚子〇紀元二〇八〇年。九月二十七日己巳〇己巳、三正綜覽。淨土宗ノ僧聖冏〇了譽。示寂。壽八十。後世以テ傳通院、宗慶寺等ノ開山トス〇東國高僧傳。本朝高僧傳。淨土傳燈總系譜。淨土鎭流祖傳。新撰往生傳。了譽上人行業記。淨土列祖傳。江戶名所圖會。本朝俗諺志。續無名抄。傳通院記。江戶砂子。江戶志。江戶紀聞。

聖冏傳。

釋聖冏。字了譽。世姓源氏。常州人。父義滿官至太守。母某氏常憂無嗣、禱於嶽瀨神。感瑞夢而生。爲人聰睿越倫。面有光彩。甫五歲。父卒于戰場。母懷之入山。八歲依岬山常福寺了實公出家。凡耳目所觸記憶不忘。實甚喜。稱爲法器。未幾涉獵內外典籍。嘗謁蓮勝師學淨土教。勝指見相陽定慧公。先一夜慧夢翌午有受法人、是曼殊應身也。慧乃命門弟子預待。果冏至。慧大悅。悉以祕賾付之。冏記其所聞述口決鈔。偶歸鄉謁舅氏祐存公受密旨。又稟台教於眞源公。問禪要於月菴天命二禪師。傍及性相並俱舍三宗。尋赴野總二州之請。後歸省實公。命主常福。因避亂隱彌陀山。有高弟聖聰住武江

了譽聖冏木像

小石川區表町傳通院所藏